

# 官報 号外 平成十年十二月八日

○第一百四十四回

## 衆議院会議録 第五号

平成十年十二月八日(火曜日)

議事日程 第五号

平成十年十二月八日

午後五時開議

第一 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する法律案(内閣提出)

第二 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案(内閣提出)

第三 特別会計補正予算(内閣提出)

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きま  
す。

○岸田文雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

平成十年度一般会計補正予算(第3号)、平成十  
年度特別会計補正予算(特第2号)、平成十年度政  
府関係機関補正予算(機第2号)、右三案を一括議  
題とし、委員長の報告を求め、その審議を進めら  
れることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異  
議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。  
よって、日程第一に先立ち追加されました。

平成十年度一般会計補正予算(第3号)

平成十年度特別会計補正予算(特第2号)

○議長(伊藤宗一郎君) 平成十年度一般会計補正  
予算(第3号)、平成十年度特別会計補正予算(特  
第2号)、平成十年度政府関係機関補正予算(機第  
2号)、右三案を一括して議題といたします。

議員長の報告を求めます。予算委員長中山正輝  
君。

平成十年度一般会計補正予算(第3号)及び同  
告書

平成十年度特別会計補正予算(特第2号)及び同  
報告書

平成十年度政府関係機関補正予算(機第2号)及  
び同報告書

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止  
に関する法律案(伊藤宗一郎君外八名提出)

平成十年十二月八日 衆議院会議録第五号 平成十年度一般会計補正予算(第3号)外二案

午後七時四十三分開議

[中山正輝君登壇]

○中山正輝君 ただいま議題となりました平成十  
年度一般会計補正予算(第3号)外二案につきまし  
て、予算委員会における審査の経過及び結果を御  
報告申し上げます。

この補正予算三案の概要について申し上げます  
と、まず、一般会計予算については、歳出におい  
て、信用収縮対策等金融特別対策費、二十世紀  
を展望した社会資本整備及び災害復旧等事業費、  
地域振興券、雇用対策費等緊急経済対策の実施に  
要する経費について所要額を追加計上するほか、  
義務的経費の追加等を行うことといたしております  
報告申し上げます。

また、歳入において、景気低迷による法人税、  
所得税等の租税及び印紙收入の減収等を見込む一  
方、公債金の増額等を行うことといたしております  
予算の総額は、歳出歳入とも、第二次補正予算に  
に対し五六六千七百六十九億円増加して、八十七  
兆九千九百五十五億円となります。

次に、特別会計予算については、国立学校特別  
会計、道路整備特別会計など二十一特別会計にお  
いて所要の補正を行うこととしております。  
次に、政府関係機関予算については、国民金融  
公庫、中小企業金融公庫など六政府関係機関にお  
いて所要の補正を行うこととしたとしております。  
この補正予算三案は、去る十一月四日本委員会  
に付託され、官房大臣から提案理由の説明を  
聴取した後、昨七日から質疑に入り、景気回復の  
見通し、中小企業に対する貸し渋り対策の徹底、  
所得税等の減税の内容と実施時期、消費税のあり  
方、国連の平和活動への参加問題等、当面の国政  
の重要な課題について論議が行われましたが、その  
詳細は会議録により御承知願いたいと存じま  
す。

本日、質疑を終局し、補正予算三案を一括して  
討論に付しましたところ、自由民主党を代表して

北村直人君から賛成の意見が、民主党を代表して海江田万里君から反対の意見が、公明党・改革クラブを代表して北側一雄君から賛成の意見が、自由党を代表して西村義博君から賛成の意見が、日本共産党を代表して春名貞章君から反対の意見が、社会民主党・市民連合を代表して秋葉忠利君から反対の意見がそれ述べられ、次いで、採決の結果、平成十年度補正予算三案は、賛成多数をもつていれば原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。海江田万里君。

○海江田万里君登壇  
私は、民主党を代表して、政府提出の平成十年度第三次補正予算案に対して、反対の討論を行ふものであります。(拍手)

我が国は未曾有の長期不況にあり、国民は不安な気持ちで毎日を送っております。右肩上がりの経済成長、官主導の経済システム、年功序列、終身雇用制度が揺らぎ、日本経済の仕組みそのものが瓦解しつつあります。私たちは、現下の経済危機の原因が、単なる循環的なものではなく、冷戦構造崩壊や大競争時代の到来による世界経済の大転換、そして熟成、少子、高齢化時代を迎えた社会構造の変化などに我が国の経済システムが適合できなくなっていることにあると考えているところであります。

民主党は、さきの臨時国会を延長し、恒久減税を含む抜本的な景気対策を早急に取りまとめ、補正予算を成立させるよう提言いたしましたが、政府は、自民党的責任は重大であります。

このように、政府・自民党は、甘い経済見通しを続けて景気対策を先送りし続け、経済構造改革

を後退させ、経済危機をいたずらに深刻化させております。さらには、年金、医療制度、国家、地方財政に対する国民の不信、不安が人々の消費マインドを冷え込ませ、不況を倍加させる悪循環をつくり出しております。

ところが、政府の今回行った経済対策においても、今までの失政を省みることなく、その場限りの取り繕いを行っているだけであり、日本全体を破綻に向かって加速させる施策を繰り返しているのであります。

私たち民主党は、十一月十二日に、減税、安

心、未来への投資をキーワードに、国費で総額二十兆円規模の、構造改革につながる景気・雇用対策を発表いたしました。私たちの主張に誠実に耳を傾ければ、このような対処療法にすぎない補正予算になるはずがありません。政府は、日本経済を再生させるという名目で、自民党が戦後築き上げてきたみずから利権を保持するためだけに経済対策を行っていると言つても過言ではありません。

以下、具体的に反対の理由を申し述べます。

第一に、来年一月からの減税が何ら措置されないことであります。

現在の経済情勢を考えた場合、目先の需要喚起に前倒しをして行うべきであります。私たち民主党は、中堅所得階層に手厚い所得税減税と、経済の財政措置だけではなく、減税についても速やかに実施するべきであります。私たち民主党は、公共事業を維持するための公共事業が延々と続

けてきたみずから利権を保持するためだけに経済対策を行っていると言つても過言ではありません。

以下、具体的に反対の理由を申し述べます。

第一に、来年一月からの減税が何ら措置されないことがあります。

現在の経済情勢を考えた場合、目先の需要喚起に前倒しをして行うべきであります。私たち民主党は、中堅所得階層に手厚い所得税減税と、経済の財政措置だけではなく、減税についても速やかに実施するべきであります。私たち民主党は、公共事業を維持するための公共事業が延々と続

めであります。

第二に、今回の経済対策の公共事業についても、

国が事業の種類、箇所づけまで決めて行うものであり、地方の自主性は全く尊重されておりません。国民が本当に必要とする社会資本とほど遠い、単なる利権保持のための公共事業が延々と続

けられているのであります。

私たち民主党は、公共事業を柱とする社会資本整備は、あくまでも国民の豊かな生活を実現するためのものであり、環境、安全、福祉等に配慮しながら、透明性、効率性を確保し、限られた資源を

ニーズが最も高い分野に最適配置することが、景気刺激、雇用増にもつながると考えております。

そのためには、中央官庁による過度なコントロールを改め、地方自治体が主体的に事業を選択できるシステムの構築を主張しているところであります。

私たち民主党は、中堅所得階層に手厚い所得税減税と、経済の波及効果が大きい住宅減税、法人税が国際水準となるような引き下げなど、約六兆円の減税を提案しております。にもかかわらず、政府は、目

の需要喚起の予算のみを先行させ、減税を通常国会に先送りしてしまったのであります。これで

は、景気に対する刺激としては余りにも不十分であると言わざるを得ません。

今までの政府の景気対策の失敗は、大胆な対策

は、景気に対する対策としては余りにも不十分であると言わざるを得ません。

今までの政府の景気対策では、地方に一兆八千億円の支出を強制しているのであります。

現在、地方自治体の財政状況は極めて苦しくなっています。そのような状況下で地方自治体の支出を強制するという政府の態度は、全く理解できません。最近相次いで財政危機

宣言を行った、東京、大阪、愛知、神奈川の四都府県だけで、我が国の行政投資の四分の一を占めています。現下の状況で、今回の経済対策の迅

速な実施は不可能に近いと言わざるを得ません。

また、今回の経済対策における一般公共事業の從

来型予算編成であることをあります。

本年四月の総合経済対策における事業消化すら円滑に行われていないにもかかわらず、さらに公

共事業を追加することの意味は、一体何なのであります。このような状況でさらに追加的な公共

事業を行つても、即効的な景気刺激策になるはず

ありません。

第三に、今回の緊急経済対策では、地方に一兆

八千億円の扶養控除の見直しとセットで児童手当を抜本的に拡充した子供手当を創設すること、さらに基礎

年金負担率一分の一への引き上げによって、保険料を直ちに引き下げるなどを提案しております。

また、先般の参院選では、育児休業給付を、現行の一五%から六〇%に引き上げる提案を行いました。これは、小手先の景気対策よりも、しっかりととした社会的セーフティーネットを確立する

ことで、生活不安の解消を図ることが景気対策上も不可欠だと考えるからであります。(拍手)

ところが、政府はこうした施策を一顧だにせず、国民の少子・高齢化社会に対する不安を放置しているのであります。これでは、国民は安心し

た暮らしを送ることができず、消費をふやそうと

いう気持ちが起らざることは明々白々であります。

第五に、財政赤字がさらに拡大することになります。

平成十年度の国債発行額は三十四兆円程度で、公債依存度は三八・六%となり、戦後最悪となります。また、国債残高はさらに膨張し、約三百兆円となり、将来の負担がさらに増加しております。

戦後最悪とも言える今日の不況は、まさに自民党時代内閣の経済政策の失敗によるものであることは明らかです。土木工事主体の公共事業が中心の景気対策は、もはや時代おくれの、効果の乏しい経済対策なのであります。(拍手)

私たちは、経済構造改革を行った上で、将来の日本社会のビジョンを明確に示し、積極的な財政出動を行うのであれば、それは許されるものであると考えます。ところが、先ほど来指摘されていましたが、莫大な予算を投入し、将来の世代にリスクを残すことにはならないのであります。このようないいことには莫大な予算を投入し、将来の世代に受け入れ、直ちに予算案を出し直すべきであります。さもなければ、日本経済はますます混沌の度を深めることになるであります。今行うべきことは、これまでの利権構造にしがみつき、従来型の景気対策を行うことではなく、日本経済の構造的な改革につながる抜本的な景気対策を行うことなのであります。

このような根源的な改革を行ひ得ない小沢政権の延命は、不況をさらに悪化させ、経済危機を拡大することにしかなりません。小沢総理の退陣、政権交代こそが最大の景気対策なのであります。そのことを強く申し上げて、私の討論を終わらせさせていただきます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 自見庄三郎君。

(自見庄三郎君登壇)

○自見庄三郎君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております平成十年度一般会計補正予算(第3号)、(特第2号)及び(機第2号)三案に対し、賛成の討論を行ふものであります。

(拍手)

我が国経済は、金融機関の経営に対する信頼の低下、雇用不安などが重なって、家計や企業のマインドが冷え込み、消費、設備投資、住宅投資が低迷している状況にあり、これが地価や株価の低下と相まって、企業や金融機関の経営を厳しいものとし、さらに貸し渋りや資金回収を招くという、いわば不況の環というべき厳しい状況の中にあります。

こうした状況から脱却し、一两年のうちに我が国経済を回復軌道に乗せるためには、金融システムを早急に再生するとともに、景気回復策を強力に推進することが必要であります。こうした観点から、政府・与党は、四月の総合経済対策に続き、十一月十六日に、総事業規模にして十七兆円を超える緊急経済対策を決定いたしました。今回補正予算は、この緊急経済対策に盛り込まれた広範な施策やその他の緊要な措置を実施するための裏づけをなす、まことに重要なものであります。(拍手)

以下、賛成する主な理由を申し上げます。

その第一は、本補正予算が金融システムの安定化と信用取扱の防止に積極的に取り組むこととしている点であります。

具体的には、本補正予算においては、信用取扱を防ぐため、中小、中堅企業等に対する信用供与が適切に確保されるよう、先般閣議決定された中小企業等貸し渉り大綱に基づく施策を推進するとともに、日本開発銀行等の融資、保証制度の拡充のほか、信用保証協会等による新たな信用保証制度の導入等を行うために必要な経費として、信用取扱対策等金融特別対策費を計上いたしております。

日本経済再生のために、経済全体にとってのいわば動脈ともいうべき役割を担う金融システムを支援し、これら諸国の資金の調達、経済社会基盤整備及び社会的弱者救済等のための支援を行うために必要な経費として、アジア対策費を計上しております。

ムを再生することがまず必要であり、まことに適切な措置であると考えます。

賛成の第一の理由は、「二十一世紀型社会の構築に資する景気回復策として、適切な措置が講じられています」

まず、社会資本の整備については、今回の補正予算においては、緊急に内需の拡大を図るため景気回復に即効性のあること、民間投資の誘発効果が大きく地域の雇用の安定的確保に資すること、

従来の発想にとらわれることなく「二十一世紀を見計る」として、は、三つの三つを

予算においては、緊急に内需の拡大を図るために、民間投資の誘発効果が大きく地域の雇用の安定的確保に資すること、

具体的には、省庁横断的に実施する「二十一世紀

先導プロジェクト」、生活空間倍増戦略プラン及び産業再生計画を踏まえ、情報通信、科学技術や環境、福祉、医療、教育などの分野に重点的な投資

を行い、「二十一世紀を展望した社会資本の緊急整備を行うこととしております。

さらに、住宅投資が低迷している現状にかんがみ、経済波及効果の高い民間住宅投資の促進策を

推進するため、住宅金融対策費を計上するとともに、現下の極めて厳しい雇用情勢を踏まえ、緊急

雇用の創出とその安定を図る観点から、中小企

業における雇用創出、失業給付期間の訓練中の延長措置の拡充、職業能力開発対策の充実等から成

る雇用活性化総合プランを実施し、特に、雇用情勢に応じ、中高年の失業者に雇用機会を

提供できるよう緊雇用創出特別基金を創設する

こととしており、このために必要な経費として雇用対策費を計上しております。

さもなく、個人消費の喚起と地域経済の活性化を

図るために、一定年齢以下の児童を持つ家庭及び老人

輪福祉年金等の受給者等を対象として、地域振興券を交付するために必要な経費を計上いたしてお

ります。

また、世界経済リスクへの対応に際しての我が

國の役割の大きさを踏まえ、我が国と密接な相互

依存関係にあるアジア諸国実体経済回復の努力

を支援し、これら諸国の資金の調達、経済社会基盤整備及び社会的弱者救済等のための支援を行うために必要な経費として、アジア対策費を計上しております。

以上、本補正予算に賛成する理由を述べました

が、私は、このように、本補正予算が我が国の最優先課題である金融システムの再生と景気回復を図るために必要不可欠なものであるとして、賛成の意を表するものであります。

本補正予算は、まさに我が国景気回復のかぎを握る予算であり、ぜひともその速やかな成立を期するものであります。また、政府におかれましては、補正予算の成立後には、諸施策を速やかにかつ確実に実施されますよう強く要望いたします。

さて、私の賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 佐々木陸海君。

○佐々木陸海君 登壇

私は、日本共産党を代表して、補正予算三案に対し、反対の討論を行ふものであります。(拍手)

反対の理由は、この補正予算が、今日の深刻なきわまりない実体経済を回復させる上で役に立たないばかりか、国民生活と財政危機をいよいよ抜き差しならない事態に陥れるからであります。

小渕内閣は、経済再生を掲げながら、実体経済の回復には何の手も打たず、六十兆円の税金投入の枠組みづくりなど、ひたすら大銀行支援に明け暮れできました。本補正予算では、銀行支援に使った国債の穴埋めとして一兆一千五十四億円を計上しています。巨額な税金投入の第一歩をこうして具體化しようとしている 것입니다。

ここにも端的に示されているように、小渕内閣が発足後四ヵ月以上もたって策定した景気対策予算案は、国民そっちのけの、無策と恩策の予算案と特徴づけざるを得ません。(拍手)

第一に、なぜ無策と言つのかといえば、今日の消費不況を開拓する上で必要不可欠な、家計消費

を直接温める施策が盛り込まれていないからであ

ります。

政府が来年に持ち越している減税策は、ことしに比べて、ごく一部の高額所得者の減税、国民の八割、九割は増税という言語道断の方向であります。とりわけ、かなめとなるべき消費税減税を、何らともな説明もできないまま、ひたすら同じ言葉で拒否し続ける首相の態度は、この内閣、この首相に経済危機を開拓する意欲も資格もないことを宣言したと言つべきであります。

この夏の参議院選挙での自民党的敗北は、昨年四月の消費税引き上げを初めとした国民負担増に対する国民の明確な審判だったではありませんか。消費税減税は、今日の深刻な不況にあえぎ、そこからの脱却を求める国民が、これこそ当面の最善、最良の策であると実感し、確信し、期待している方策であります。どの世論調査をとっても、七割、八割の国民がそれを望んでいるではありませんか。

国民が景気回復策として期待していない地域振興券には熱心で、国民の圧倒的多数が期待する消費税減税は拒否し続ける、その上、自民党と自由党との連立合意に盛られた消費税の福祉目的税化によって消費税増税を志向する、こうした小渕内閣の姿勢は、党略的立場を国民の切実な願いに優先させるものであり、国民を幾重にも裏切り、踏みにじり、政治不信をますます増大させるものであります。

第一に、なぜ愚策と言つかといえば、またもや

ゼネコン奉仕の公共投資を景気対策の中心に据えているからであります。それに関連して、財政構

造改革法の停止法案の提出とともに、十二兆三千一百五十億円もの公債発行を追加し、公債依存度

を一気に過去最高の三八・六%にまで膨らませて

いるからであります。

景気回復のためという公共事業の積み増しが、自治体財政の深刻な悪化をもたらし、それが福祉、教育予算の削減など住民負担となって、国民の将来不安を加速させ、消費不況を悪化させてきました。政府も否定できない事実であります。

本予算案は、この失政を性懲りもなく繰り返すものであります。地方単独事業こそ盛り込まれなかつたものの、さらに八・一兆円もの公共事業を執行するために三兆円近い自治体負担が強要さ

れ、この予算案によって自治体に押しつけられる負担は、実に四兆円に達します。残されるのは、

膨大に膨れ上がる借金です。消費不況の悪循環をもたらすことは明白であります。

しかも、小渕内閣は、福祉、教育予算などの増額を抑制する財政構造改革の方針を引き続き推進

するとしています。国民負担の元凶であるゼネコン奉仕は今後も空前の規模で膨らませ、一方で、

国民生活のための予算増は引き続き初回するので

す。こんな無道な政治はありません。破綻した財政構造改革法はきっぱりと廃止して、国民生活を

迫する拘束を取り除くこと、さらに、この法によつて国民が受けたすべての不利益を回復する措

置をとること、我が党は、これを強く要求するものであります。(拍手)

今景気回復のために求められているのは、この予算案のような方向では断じてありません。日本共産党は、消費税を直ちに三%に戻し、すべての

法律案の両案を追加して、三案を一括議題とし、委員長の趣旨弁明及び報告を求め、その審議

中小企業への貸し済りをやめさせる指導を強める

こと等々、六項目の緊急対策を発表しています。

こうした方向にこそ、今日の深刻な不況を打開する道、政治への信頼回復の道があるのです。

無反省と無責任、大銀行、ゼネコン奉仕に貢献された本補正予算案は断じて許されません。誤った

方向をあくまでこり押ししようというなら、直ちに衆議院を解散して、国民の審判を仰ぐべきであります。このことを強く主張して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 三案を一括して採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よつて、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

(拍手)

日程第一 破綻金融機関等の融資先である中小企業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置案(商工委員長提出)

新事業創出促進法案(内閣提出)

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一  
部を改正する法律案(内閣提出)

新事業創出促進法案(内閣提出)

日程第一は、委員会の審査を省略し、本案とど

もに、内閣提出、新事業創出促進法案及び小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

[古賀正浩君登壇]

○古賀正浩君 諸君の趣旨弁明及び報告を求めたします。

日程第一は、委員会の審査を省略し、本案とど

もに、内閣提出、新事業創出促進法案及び小規

議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議あります。

先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

現下の我が国経済においては、景気低迷の長期化、金融機関の貸し渋り等により、企業の資金調達は難渋をきわめています。とりわけ破綻金融機関と取引していた企業の資金繰りは大変厳しい状況に直かれており、その事業資金の融通の円滑化を図ることが強く求められています。

こうした事態に対し、商工委員会では、先国会にもぎまして、中小企業信用保険法の改正案を提案し、中小企業に対する信用補完制度の拡充を図ったところであります。しかし、中堅事業者に対するこうした信用補完制度の活用による資金調達の円滑化を図る観点から、今般、本法案を提案しました次第であります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

本案は、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に対する資金融通の円滑化を図るために、破綻金融機関等との金融取引を行っていたことにより、銀行その他の金融機関との取引に支障が生じている資本金五億円未満の中堅事業者について、中小企業信用保険公庫がその借入債務に係る公的な信用保証について保険を行うことができるものとしております。

そして、その付保限度額は、破綻金融機関等関連特別保険にあっては五億円、破綻金融機関等関連特別無担保保険にあっては一億円とし、いずれの保険についても中小企業信用保険公庫の再保險率を九〇%としております。

なお、本案に盛り込まれた保険制度につきましては、平成十三年三月三十一日までの間に、その

施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行つるものとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る十一月四日商工委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案として全決したものであります。

なお、本案について内閣の意見を聴取いたしましたところ、与謝野通商産業大臣から、政府としては異議はないとする旨の意見が述べられました。

本案は、去る十一月四日商工委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案として全決したものであります。

本案は、去る十一月三日本委員会に付託され、本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

次に、新事業創出促進法案及び小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十年十一月八日 衆議院会議録第五号 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案 改正する法律案 財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(伊藤英成君外八名提出)外一案

六

〔若田順介君登壇〕

○若田順介君 ただいま議題となりました中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、中小企業における雇用機会の重要性にかかるがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新分野進出等に伴い良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に関する計画を作成し、これを実施した中小企業者に対し、雇用保険法に基づく助成及び援助等の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、法の目的に、中小企業における良好な雇用の機会の創出のため、中小企業者が行う雇用管理の改善に関する計画を作成することにより、中小企業の振興及びその労働者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを追加するものとすること、

第二に、中小企業者は、新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができるものとすること、

第三に、新分野進出等を行う中小企業の雇用管理の改善を促進するため、新分野進出等に伴って労働者を雇い入れ、または教育訓練を行って計画の目標を達成した認定中小企業者に対して、雇用保険法に基づく必要な助成及び援助を行うものとすること

などであります。

本案は、去る十一月一日労働委員会に付託とな

り、昨七日甘利労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

委員長の報告を求めます。地方行政委員長坂井

隆憲君。

○坂井隆憲君 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔坂井隆憲君登壇〕

○坂井隆憲君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同

報告書

〔本号末尾に掲載〕

委員長の報告を求めます。地方行政委員長坂井

隆憲君。

○坂井隆憲君 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○岸田文雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

〔岸田文雄君登壇〕

○岸田文雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

本号末尾に掲載

○議長(伊藤宗一郎君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

閣提出

以上、御報告申し上げます。(拍手)

官 報 (号 外)

委員長の報告を求めます。財政構造改革に関する特別委員長麻生太郎君。

## 財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止 に関する法律案(伊藤英成君外八名提出)及び同報 告書

に関する法律案(内閣提出)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

本案は、本日提出  
説明を聴取した後、  
論を行い、採決いた  
もって否決すべきも  
次に、内閣提出の  
特別措置法の停止に  
げます。

看者田元久君から提案理由の質疑に入り、質疑終局後、討議しましたところ、賛成少數をのと決しました。

○日野市朗君 私の財政構造改革の法律案に関する討論を行なう。我が国は財政状況の悪化が著しく、その懲らんたる空

は、民主党を代表し、内閣提進に於ける特別措置法の復反対し、民主党提出、財政改革の法律の停止に関する法律案等に、私は慨嘆せざるを得ない

由党は共同で、全く同じ財革法が、停止法案はました。

そして、今度てきて、民主党が行われています私が憲をいと

現在民主党が提出しているものと  
停止法案を提出したのであります  
否決され、財政法改正案は成立し  
ました。半年後、政府から停止法案が出  
からも対案が提出され、その審議

〔麻生太郎君登場〕

初めに、伊藤英成君外八名提出の財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案について申し上げます。

本案は、財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行を二年間停止するとともに、その間に財政構造改革のあり方にについて見直しを行おうとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

過する日までの間、その施行を停止することにいたしております。

第一に、財政構造改革の推進に関する特別措置法については、財政及び経済状況の変化を踏まえ、財政の健全化の目標及びその達成の期限、その他財政構造改革のあり方について見直しを行

い、その施行を停止する期間の末日までに財政構造改革の推進に関する必要な法制度の整備を行うこと

○議長(伊藤宗一郎君)　両案につき討論の通告があります。順次これを許します。日野市朗君。

次いで、本日、児玉健次君外一名から日本共産党の提案に係る修正案が提出された後、討論を行ない、採決いたしましたところ、修正案は否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本案は、本日提出者池田元久君から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、賛成少数をもって否決すべきものと決しました。

次に、内閣提出の財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案について申し上げます。

本案は、財政構造改革を推進するという基本的な考え方を守りつつ、我が国の経済の回復を図るために、財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行を停止しようとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、財政構造改革の推進に関する特別措置法は、別に法律で定める日までの間、その施行を停止することにいたしております。

第二に、財政構造改革の推進に関する特別措置法の再施行のために必要な措置につきましては、この法律が施行された後の我が国の経済並びに国及び地方公共団体の財政の状況等を踏まえて講ずることにいたしております。

○日野市朗君 私は、民主党を代表し、内閣提唱の財政構造改革の推進に関する特別措置法の審議に際する法律案に反対し、民主党提出、財政改革の推進に関する法律の停止に関する法律案賛成する討論を行います。(拍手)

我が国の財政状況を見、経済状態を見るときその慘たんたる姿に、私は慨嘆せざるを得ないであります。累積の国家赤字は、平成九年度主に三百五十七兆円、国と地方を合わせれば八十九兆円に達し、今審議中の第三次補正予算成立すれば、国と地方を合わせた長期債務残高五百六十兆円になる見込みであります。平成十度の単年度で見れば、税収は約五十兆円で、発行額は三十四兆円であります。つまり、国家政は三八・六%を借金に頼るという借金漬けなであります。しかも、経済は極度の不振にあります。

一体、自民党政は何をやっていたのか。私その責任を追及したい。自民党政の施策は全く貫性を欠いています。

すなわち、平成九年九月二十九日、政府は財政改革の推進に関する特別措置法案、いわゆる財革法案を国会に提出し、民主党の修正案を細切って採決、可決して、参議院においても二十八日採決、十一月五日、法律第百九号として公布、施行されたのであります。

ところが、早くも翌年、平成十年五月十一日はその改正案が国会に提出されました。その内容は、特例公債発行枠を弾力化する措置、財政健全化目標達成年度の延長などを盛り込んだものであります。これに対し、民主党、平和・改革、

由党は共同で、現在民主党が提出しているものと全く同じ財革法停止法案を提出したのであります。そして、今度は半年後、政府から停止法案を出してきて、民主党からも対案が提出され、その審議が行われています。

私が煩しいとわざにこの経過を述べるのは、この経過こそが、最も雄弁に政府の財政や經濟に対する見方のなさと無責任さを示すと考えるからであります。そもそも財政は國家存立の基礎であります。しかるに、わずか一年の間に三度も、財政をめぐる方針の大転換が行われていいものであります。

当初、財革法が提出されたとき、政府は、経済のファンダメンタルズのいううちに財政構造を改革するとの志を語っていました。しかし、その後に政府は、景気対策の大合唱と衆議院の圧力により、志を捨てて、赤字国債の増発に踏み切つたのであります。志を失った財政構造改革は、もはや、景気の悪いときにデフレ政策をとるという形骸のみを残すこととなり、当然のことながら、景気を極度に悪化させました。

しかも、今回審議されている政府案は、財政構造改革のための積極的な手段を講ずるどころか、その思索すらも停止しているのに見えます。すなわち、財革法を期限も定めずに停止し、そして、講すべき施策にも何にも言及していないのです。

政府・自民党は経済対策の優先を言いますが、経済対策を進めるに当たっても、財政をいかに健全に運営するかの政策が、常に考慮されていなければなりません。

○議長(伊藤宗一郎君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。日野市朗君。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)  
べきものと決しました。

○日野市朗君 私は、民主党を代表し、内閣提唱の財政構造改革の推進に関する特別措置法の億に関する法律案に反対し、民主党提出、財政改革の推進に関する法律の停止に関する法律案賛成する討論を行います。（拍手）

我が国の財政状況を見、経済状態を見るときその慘たんたる姿に、私は慨嘆せざるを得ないであります。累積の国家赤字は、平成九年度五百六十兆円に達し、今審議中の第三次補正予算既に三百五十七兆円、国と地方を合わせれば四八十九兆円に達し、今審議中の第三次補正予算成立すれば、国と地方を合わせた長期債務残高五百六十兆円になる見込みであります。平成十一年度の単年度で見れば、税収は約五十兆円で、国発行額は三十四兆円であります。つまり、国政は三八・六%を借金に頼るという借金漬けな政であります。しかも、経済は極度の不振にあえいでいます。

一体、自民党政は何をやっていたのか。私その責任を追及したい。自民党政の施策は今一貫性を欠いています。

すなわち、平成九年九月二十九日、政府は財政構造改革の推進に関する特別措置法案、いわゆる財革法案を国会に提出し、民主党の修正案を細切って採決、可決して、参議院においても十二月二十八日採決、十一月五日、法律第百九号として公布、施行されたのであります。

ところが、早くも翌年、平成十年五月十一日はその改正案が国会に提出されました。その内容は、特例公債発行枠を弾力化する措置、財政健全化目標達成年度の延長などを盛り込んだものであります。これに対し、民主党、平和・改革、

由党は共同で、現在民主党が提出しているものと全く同じ財革法停止法案を提出したのであります。これが、停止法案は否決され、財革法改正案は成立しました。

そして、今度は半年後、政府から停止法案が出てきて、民主党からも対案が提出され、その審議が行われています。

私が煩いとわざにこの経過を述べるのは、この経過こそが、最も雄弁に政府の財政や経済に対する足見のなさと無責任さを示すと考えるからであります。そもそも財政は国家存立の基礎であります。しかるに、わずか一年の間に三度も、財政をめぐる方針の大転換が行われていいものであります。

当初、財革法が提出されたとき、政府は、経済のファンダメンタルズのいうちに財政構造を改革するとの志を語っていました。しかし、その後に政府は、景気対策の大合唱と族議員の圧力により、志を捨てて、赤字国債の増発に踏み切ったのであります。志を失った財政構造改革は、もはや、景気の悪いときにデフレ政策をとるという形談のみを残すこととなり、当然のことながら、景気を極度に悪化させました。

しかも、今回審議されている政府案は、財政構造改革のための積極的な手段を講ずるどころか、その思索すらも停止しているかに見えます。すなわち、財革法を期限も定めずに停止し、そして、講すべき施策にも何にも言及していないのです。

政府・自民党は経済対策の優先を言いますが、経済対策を進めるに当たっても、財政をいかに健全に運営するかの政策が、常に考慮されていなければなりません。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(伊藤英成君外八名提出)外一審

13

ればなりません。しかるに、その考慮の跡さえも  
ない内閣提出の法案は、財政再建政策の放棄に等  
しい内容と言つべきでありましょう。

入金の総額を対GDP比3%以内に抑え、経済活動が著しく停滞した場合は目標達成期限を延長できるようにするというものであり、国家財政に対する政治の責任を全うしようとするものであります。ありがとうございました。(拍手)

過去最大規模の緊急経済対策を決定したというであります。

二十兆円を大きく超える過去最大規模の緊急経済対策とともに、第三次補正予算や今後の予算編成を通じて、我が国経済の再生が必ずや図られるものと考え、本法律案の一日も早い成立を願うものであります。

議員各位の御賛同をお願いし、以上で賛成の討論を終わります。（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君） これにて討論は終局いた

現下の不況の根源には、国民の年金や医療や雇用など、生活全般についての不安があります。その不安は、せんじ詰めれば、国家財政への不安なのであります。その不安を取り除かなければなりません。対症療法としての景気対策も必要ですが、同時に、財政立て直しの断固たる意志を示し、その方策に取り組むことが景気対策として必要なのであります。

○議長(伊藤宗一郎君) 小坂憲次君。  
〔小坂憲次君登壇〕  
○小坂憲次君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となっております財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律を案に賛成、民主党提出案に反対の立場から討論を行ふものであります。(拍手)

賛成の理由の第一は、本法律案が、景気回復に全力を尽くすという姿勢を明確にしている点です。当分の間財政構造改革法の施行を停止することにより、景気回復に資する予算の編成が可能となり、景気回復への強い決意が内外に明らかになると考えます。

○議長(伊藤英一郎君) これより採決に入ります。  
まず、伊藤英成君外八名提出、財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案につき採決いたします。  
本案の委員長の報告は否決であります。この

また、このような国債に頼つての財政運営が危険なものであることは論をまちません。国債の値下がりや引き受け手がなくなるなどることは、決して架空の事柄ではありません。ムーディーズの日本国債格付の引き下げに感情的に反発していくのも、何にもならないのです。

財政の再建のために、国民と国家の関係を根本から問い合わせるという大問題にも取り組まなければならぬであります。時間がかかる大事業であります。景気がよくなれば財政もよくなるという考え方も短絡的に過ぎます。要は、財政再建の努力を休むことなく行わなければならないのであります。

抜け切れておらず、金融機関の経営悪化や雇用不安などを背景として、消費、設備投資等家計や企業のマインドが冷え込み、民需が低迷する状況にあります。一方で、世界経済に目を転じてみると、アジア諸国は依然として厳しい経済状況にあり、アメリカにおいても先行きに対する不安感が見られます。こうした内外の厳しい経済環境にあって、我が国発の世界恐慌を生じさせないためにも、我が国経済の再生は急務の課題であります。

政府・自由民主党は、こうした状況に対処するため、これまでも総合経済対策を策定し、その着実な実施に努めるとともに、金融システムの信認

あります。少子・高齢化が急速に進む我が国において、将来の社会、世代のことを考えれば、財政構造改革は将来世代に対する我々の責務であります。本法律案においては、景気回復に全力を尽くすとの姿勢を明らかにする一方で、財政構造改革を進めるという基本的考え方を堅持し、将来において財政構造改革を進めるため、廃止ではなく停止という形をとっております。そして、財政構造改革法の再施行に当たっては、その時点で我が国の経済、国及び地方公共団体の財政状況を踏まえ、必要な措置を講ずることとしており、我が国経済が回復軌道に入った後において、財政構造改革改

際 原案について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求める  
○議長(伊藤宗一郎君) 起立少數。よって、本案を否決されました。  
次に、内閣提出、財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案につき採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

我が党の提出した法案は、現行財政法の施行を二年間停止し、その間に財政健全化目標及びその達成期限、その他財政構造改革のあり方について見直しを行い、目標期限までに公債発行額及び借

を回復するため、金融再生法、金融早期健全化法等の新たな枠組みの確立を図るなど、経済運営に万全を尽くしてまいりました。さらに、今般、恒久的な減税を含めれば、二十兆円を大きく上回る

に本格的に取り組むことが可能になるものと考  
えています。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本審議は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

官 報 (号 外)

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後八時五十二分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 小淵 恵三君  
法務大臣 大臣 高村 正彦君  
外務大臣 大臣 中村正三郎君  
大蔵大臣 宮澤 喜一君  
文部大臣 有馬 朗人君  
厚生大臣 宮下 创平君  
農林水産大臣 川崎 二郎君  
通商産業大臣 与謝野 銀次君  
運輸大臣 野田 聖子君  
郵政大臣 甘利 明君  
労働大臣 関谷 勝嗣君  
建設大臣 西田 司君  
自治大臣 井上 吉夫君  
國務大臣 太田 誠一君  
國務大臣 堀屋 太二君  
國務大臣 竹山 栄君  
國務大臣 野中 広務君  
國務大臣 野呂田芳成君  
國務大臣 真鍋 賢二君  
國務大臣 柳沢 伯夫君

国家行政組織法第二十二条第一項の規定に基づく平成十年七月三十日から同年十一月二十六日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書  
平成九年度(出納整理期間を含む。)における予算使用の状況

(理事補欠選任) 去る四日、商工委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。  
理事 小此木八郎君（理事遠藤武彦君去る四日理事辞任につきその補欠）  
(兼任委員辞任及び補欠選任) 一、去る四日、議長において、次のとおり兼任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

西川	公也君	吉川	貴盛君
川内	博史君	藤田	幸久君
吉川	貴盛君	西川	公也君
藤田	幸久君	川内	博史君
一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員会の辞任を許可し、その補欠を指名した。	地方行政委員		

○議長の報告



## 支國銀行大田支店

支店

印

## 平成10年度一般会計補正予算

## 予算総則補正

第1条既定の平成10年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	平成10年度成 立予算額(千円)	補 正 額	改平成10年度 予算額(千円)
歳 入	32,314,631,878	追加額(千円) △ 12,609,676,957	修正減少額(千円) △ 6,932,824,255
歳 出	32,314,631,878	△ 8,537,087,616	△ 5,676,852,702

第2条「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号線明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条「財政法」第15条第1項の規定により平成10年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「線明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添附する。

第5条平成10年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成10年度において公債を発行することができる限度額「12,535,000,000千円」を「17,050,000,000千円」に改める。

2 平成10年度一般会計予算総則第6条第2項に定める平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」第2条第1項の規定により公債を発行することができる限度額「9,140,000,000千円」を「16,950,000,000千円」に改める。

第6条平成10年度一般会計予算総則第7条の公共事業費の範囲の表中

総理府	北海道開発庁	北海道開発庁施設費、北海道治水事業費、北海道海岸事業費、北海道治水海岸事業費、北海道道路整備事業費、北海道治山事業費、北海道港湾港空港整備事業費、北海道沿岸事業費、北海道農業工事諸費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費、北海道農業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道森林保全整備事業費、北海道森林環境整備事業費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道農業整備事業費、北海道農業等工事諸費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進費
北海道開発庁	北海道開発庁	北海道開発庁施設費、北海道治水事業費、北海道海岸事業費、北海道治水海岸事業費、北海道道路整備事業費、北海道治山事業費、北海道港湾港空港整備事業費、北海道沿岸事業費、北海道農業工事諸費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費、北海道農業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道森林保全整備事業費、北海道森林環境整備事業費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道農業整備事業費、北海道農業等工事諸費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進費

(外) 報 附

総理府環境庁	環境保全施設整備費、自然公園等事業費、自然公園等事業工事諸費、環境庁研究所施設費
--------	--

文部省文部本省	文部本省施設費、公立文教施設整備費、公立文教施設災害復旧費、私立学校助成費(私立学校施設整備費補助金に限る。)、体育振興費(社会体育施設整備費補助金及び日本体育・学校健康センター施設整備費補助金に限る。)、国立学校施設費
---------	--

を

文部省文部本省	文部本省(政府開発援助留学生会館等施設整備費補助金及び留学生会館等施設整備費補助金に限る。)、文部本省施設費、公立文教施設整備費、公立文教施設災害復旧費、私立学校助成費(私立学校施設整備費補助金に限る。)、体育振興費(社会体育施設整備費補助金及び日本体育・学校健康センター施設整備費補助金に限る。)、国立学校施設費、国立学校船舶建造費
---------	---

を

通商産業省通商産業本省	通商産業本省(民間能力活用特定施設緊急整備費補助金、商業・サービス業集積関連施設整備費補助金、地域産業集積活性化対策施設整備費補助金、地域新規産業創出基盤施設整備費補助金及び環境調和型地域振興施設整備費補助金及び中心市街地情報化促進施設整備費補助金に限る。)、通商産業本省施設費、工業再配置促進対策費(産業再配置促進施設整備費補助金に限る。)、情報処理機器整備費(先進的アリケーション基盤施設整備費補助金、先進的情報通信施設整備費補助金及び地域総合情報化施設整備費補助金に限る。)、工業用水道事業費
-------------	---

を

通商産業省工業技術院	工業技術院試験研究所施設費
------------	---------------

を

運輸省気象庁	気象官署施設費、静止気象衛星施設費、船舶建造費
--------	-------------------------

を

通商産業省	通商産業本省(民間能力活用特定施設緊急整備費補助金、商業・サービス業集積関連施設整備費補助金、地域産業集積活性化対策施設整備費補助金、地域新規産業創出基盤施設整備費補助金及び環境調和型地域振興施設整備費補助金に限る。)、通商産業本省施設費、工業再配置促進対策費(産業再配置促進施設整備費補助金に限る。)、情報処理機器整備費(先進的アリケーション基盤施設整備費補助金及び地域新規産業創出基盤施設整備費補助金に限る。)、通商産業本省施設費、工業再配置促進対策費(産業再配置促進施設整備費補助金に限る。)、情報処理機器整備費(先進的情報通信施設整備費補助金及び地域新規産業創出基盤施設整備費補助金に限る。)、工業用船舶事業費
-------	---

を

自治省消防厅	消防厅(施設施工料費、施設施工料費及び施設整備費に限る。)、消防防災施設等整備費(消防防災施設整備費補助金及び市町村消防施設整備費補助金に限る。)
--------	---

を

自治省消防厅	消防厅(施設施工料費、施設施工料費及び施設整備費に限る。)、消防防災施設等整備費(消防防災施設整備費補助金及び市町村消防施設整備費補助金に限る。)、消防研究所施設費
--------	--

に改める。

第7条 「アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条第4項の規定により平成10年度においてアジア開発銀行の特別基金に充てるため拠出することができる金額の限度は、360,000,000千円とする。

第8条 平成10年度一般会計予算総則第11条第1項の債務保証契約の限度額の表中

3 日本道路公団 道路債券に係る債務	「日本道路公団法」	額面総額1,319,000,000千円及びその利息に相当する金額
3 日本道路公団 道路債券に係る債務	「日本道路公団法」第28条	額面総額1,488,200,000千円及びその利息に相当する金額
22 「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第4条第1項の規定により指定される法人 社債に係る債務		
26 「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第8条第1項	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第8条第1項第1号に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人の借入金に係る債務	額面総額2,000,000千円及びその利息に相当する金額
22 「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第4条第1項の規定により指定される法人 社債に係る債務		
26 「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第8条第1項第1号に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人の借入金に係る債務	同 項	額面総額26,500,000千円及びその利息に相当する金額
24 運輸施設整備事業団 入金に係る債務	「運輸施設整備事業団法」第31条	額面総額及び元本金額の合計額15,000,000千円並びにその利息に相当する金額
25 「証券取引法」第19条の31第2項の規定により設立の認可を受けた法人の借入金に係る債務	「証券取引法」附則第6条第3項	元本金額50,000,000千円及びその利息に相当する金額
26 「保険業法」第265条の9第2項の規定により設立の認可を受けた法人 1 「保険業法」第262条第1項第1号に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人の借入金に係る債務	「保険業法」附則第1条の5第3項	元本金額450,000,000千円及びその利息に相当する金額
26 「保険業法」第262条第2項第2号に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人の借入金に係る債務	同 項	元本金額65,000,000千円及びその利息に相当する金額
外(申)報		
に、		
平成十一年一月六日 案議院付議院議員中野 幸延十郎議長 議院付議員中野(第20回)及ち回報印紙		

第9条 平成10年度一般会計予算総則第16条及び第17条を削る。

甲号 質入歳出予算補正  
歳 入

主 営	部	款	項	補 正				額
				追 加	額(千円)	補 正 減 少	額(千円)	
總 理 府	雜 収 入	諸 収 入	井 債 及 返 納 金	4,711,045		0	0	4,711,045
法 務 省	雜 収 入	諸 収 入	1,511,846	4,711,045		0	0	4,711,045
大 藏 省	租 稅 及 印 紙 収 入	租 稅	1,511,846	0	△	1,511,846	△	1,511,846
		所 法 相 消 酒 丸 石 關	1,511,846	0	△	1,511,846	△	1,511,846
	雜 収 入	印 紙 収 入	ば オ リ	20,000,000	△	6,689,000,000	△	6,689,000,000
			二	20,000,000	△	6,642,000,000	△	6,632,000,000
		印 紙 収 入	印 紙 収 入	0	△	1,976,000,000	△	1,976,000,000
			人 統 費	0	△	3,487,000,000	△	3,487,000,000
			税 税 税 税 税 税 税	0	△	281,000,000	△	281,000,000
			ば オ リ	0	△	614,000,000	△	614,000,000
			二	0	△	129,000,000	△	129,000,000
			印 紙 収 入	20,000,000	0	0	20,000,000	
			人 統 費	0	△	30,000,000	△	30,000,000
			税 税 税 税 税 税 税	0	△	125,000,000	△	125,000,000
			ば オ リ	0	△	47,000,000	△	47,000,000
			二	0	△	47,000,000	△	47,000,000
			印 紙 収 入	1,545,404	△	27,300,375	△	25,754,971
			人 統 費	1,545,404	△	27,300,375	△	25,754,971
			税 税 税 税 税 税 税	0	△	27,300,375	△	27,300,375
公 款 金	公 款 金	諸 収 入	貨幣回収準備資金受 入	1,545,404	0	0	1,545,404	
				12,325,000,000	0	0	12,325,000,000	
					12,325,000,000	0	12,325,000,000	

(外) 報 明

			公債金	4,515,000,000		0	4,515,000,000
		特例公債金 計	7,810,000,000	△	6,716,300,375	0	7,810,000,000
農林水產省	雜收人	諸收人	12,346,545,404	2,242,737	5,630,245,029	0	2,242,737
運輸省	政府資產整理收入	回收回金等收入	2,242,737	2,242,737	2,242,737	0	2,242,737
郵政省	雜收人	諸收人	公共事業費負擔金 貸付金等回收回金收入	190,914,000	0	0	190,914,000
			190,914,000	190,914,000	190,914,000	0	190,914,000
			計	364,075	364,075	0	364,075
建設省	租稅及印紙收入	印紙收入	公共事業費負擔金 191,278,075	0	191,278,075	0	191,278,075
			0	0	0	0	0
			計	364,075	364,075	0	364,075
	雜收人	諸收人	印紙收入	△	215,000,000	△	215,000,000
			4,323,279	4,323,279	4,323,279	0	4,323,279
			計	4,323,279	4,323,279	0	4,323,279
			電波利用料收入	4,323,279	△	215,000,000	△
			4,323,279	60,576,417	60,576,417	12,034	210,676,721
			諸收人	60,576,417	60,576,417	12,034	60,564,383
			公共事業費負擔金 雜收人	60,576,417	0	0	60,576,417
			計	12,034	12,034	△	12,034
			歲入補正額總計	12,609,676,957	△	6,932,824,255	5,676,852,702

## (外) 報 価

所 管 出		補 正 額	追 加 額(千円)	修正減少額(千円)	差 引 額(千円)
國 會 所	管 組 織 項		0	△ 438,530	△ 438,530
國 會 所	衆 議 院	衆 議 院	2,880,360	△ 3,541	2,876,819
	參 議 院	參 議 院	2,880,360	△ 442,071	2,438,289
	參 議 院	參 議 院	0	△ 315,422	315,422
	計	計	2,777,249	△ 2,509	2,774,740
國 立 國 會 圖 書 館	國 立 國 會 圖 書 館	國 立 國 會 圖 書 館	0	△ 317,931	2,459,318
國 立 國 會 圖 書 館	國 立 國 會 圖 書 館	國 立 國 會 圖 書 館	3,701,205	△ 8,552	3,692,653
國 立 國 會 圖 書 館	國 立 國 會 圖 書 館	國 立 國 會 圖 書 館	3,701,205	△ 209,464	3,491,741
裁 判 官 訴 追 委 員 會	裁 判 官 訴 追 委 員 會	裁 判 官 訴 追 委 員 會	0	△ 1,350	△ 1,350
裁 判 官 彈 劾 裁 判 所	裁 判 官 彈 劾 裁 判 所	裁 判 官 彈 劾 裁 判 所	0	△ 880	△ 880
國 會 所 管 補 正 額 合 計	國 會 所 管 補 正 額 合 計	國 會 所 管 補 正 額 合 計	9,358,814	△ 971,696	8,387,118
裁 判 所	裁 判 所	裁 判 所	0	△ 819,941	△ 819,941
最 高 裁 判 所	最 高 裁 判 所	最 高 裁 判 所	981,616	△ 720,322	261,294
下 級 裁 判 所	下 級 裁 判 所	下 級 裁 判 所	10,687,954	△ 23,904	10,664,050
裁 判 所 施 設 費 計	裁 判 所 施 設 費 計	裁 判 所 施 設 費 計	11,669,570	△ 1,564,167	10,105,403
檢 察 審 查 會	檢 察 審 查 會	檢 察 審 查 會	0	△ 5,268	△ 5,268
裁 判 所 管 補 正 額 合 計	裁 判 所 管 補 正 額 合 計	裁 判 所 管 補 正 額 合 計	11,669,570	△ 1,569,435	10,100,135
金 計 檢 查 院	金 計 檢 查 院	金 計 檢 查 院	124,570	△ 263,364	△ 138,794
金 計 檢 查 院	金 計 檢 查 院	金 計 檢 查 院	111,292	△ 1,192	110,100
計	計	計	235,862	△ 264,556	28,694
內 閣 官 房	內 閣 官 房	內 閣 官 房	318,930	△ 264,487	54,443
內 閣 官 房	內 閣 官 房	內 閣 官 房	0	△ 4,691	4,691
計	計	計	318,930	△ 269,178	49,752

## (外)号報加

内閣法制局		内閣法制局			
内閣事院	内閣事院	内閣事院	内閣事院	内閣事院	内閣事院
内閣所管補正額合計	363,163	0	44,233	△	13,856
総理府	1,550,029	△	488,803	△	147,462
沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費	1,820,668	0	430,496	△	103,229
総理大臣官邸施設費	7,855,990	△	113,034	7,722,956	67,333
総理本府施設費	1,081,045	△	28,606	1,052,439	
計	12,287,732	△	630,443	11,657,289	
日本学術会議	0	△	52,293	△	52,293
国際平和協力本部	0	△	36,207	△	36,207
公正取引委員会	63,382	△	101,121	△	37,739
警察	21,372,363	△	1,996,863	19,375,500	
千葉県警察新東京国際空港警備隊費	33,089	△	4,905	28,184	
船舶建造費	1,083,620	0	1,033,620		
科学警察研究所	125,361	△	44,937	80,424	
科学警察本部	0	△	23,124	△	23,124
科学警察本部	5,978,355	△	38,747	5,939,608	
科学警察本部	988,177	0	988,177		
計	29,530,965	△	2,108,576	27,422,389	
公害等調整委員会	0	△	10,656	△	10,656
内務	0	△	34,348	△	34,348
内務	0	△	948,803	948,803	
内務	12,855	△	533	12,262	
恩給支給事務費	0	△	47,699	△	47,699
国連アジア統計研修協力費	100	△	6,194	△	6,094
統計調査費	107,928	△	305,320	△	197,392

## (号) 報 開 発

國勢調査費	314,977	△	21,712	293,265
青少年対策本部	0	△	184,806	184,806
北方対策本部	74,408	△	88,082	13,674
計	510,288	△	1,603,209	1,092,941
北海道開発庁				
北海道開発庁施設費	16,541,429	△	75,194	16,466,235
北海道開発計画費	1,420,038	△	0	1,420,038
北海道開発事業指導監督費	79,620	△	24,465	55,155
北海道治水事業費	0	△	78,047	78,047
北海道急傾斜地崩壊対策事業費	40,369,414	△	0	40,369,414
北海道治山事業費	466,000	△	0	466,000
北海道海岸事業費	5,037,000	△	7,220	5,029,780
北海道道路事業工事諸費	1,043,987	△	0	1,043,987
北海道治水海岸事業工事諸費	3,559	△	132,819	129,220
北海道道路整備事業費	89,452,267	△	0	89,452,267
北海道港湾事業費	9,733	△	216,956	207,223
北海道空港整備事業費	14,411,135	△	0	14,411,135
北海道港湾漁港整備事業費	11,519,409	△	0	11,519,409
北海道住宅建設等事業費	3,329,644	△	614	3,329,030
北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費	3,012	△	117,519	114,507
北海道都市計画事業費	8,080,000	△	0	8,080,000
北海道公園事業工事諸費	20,031,832	△	0	20,031,832
北海道環境衛生施設整備費	168	△	576	403
北海道農業生産基盤整備事業費	3,546,000	△	0	3,546,000
北海道農地等保全管理事業費	33,186,107	△	0	33,186,107
北海道農業生産基盤整備事業費	5,363,000	△	0	5,363,000
北海道森林保全整備事業費	1,243,915	△	0	1,243,915
北海道森林保全整備事業費	2,978	△	108,493	105,515
北海道森林保全整備事業費	1,713,000	△	0	1,713,000

## (外) 印刷局

北海道森林環境整備事業費 北海道沿岸魚場整備開発事業費 北海道災害復旧事業等工事諸費	121,000 1,814,000 159,632	0 0 0	121,000 1,814,000 159,632
防衛施設本庁			
防衛施設本庁	258,947,919	△	761,903
武器車両等購入費	3,527,492	△	5,703,801
装備品等整備諸費用	1,145,056	△	699,465
施設整備等附帯事務費	158,501	△	0
研究開発費	0	△	799,900
計	4,831,049	△	1,809,459
防衛施設本庁	0	△	9,012,625
調達労務管理費	448,932	△	119,550
施設運営等関連諸費用	17,712,081	△	2,396
提供施設移設整備費	0	△	1,698
計	18,161,033	△	17,796,710
経済企画庁			
経済企画庁	544,822	△	364,303
経済企画庁施設費 国民生活安定対策等経済政策推進費	164,640	△	412,641
経済研究所	600,000	0	164,640
計	0	△	600,000
科学技術庁			
科学技術庁	1,309,462	△	444,420
科学技術庁施設費	0	△	655,779
科学技術振興費	7,601,799	△	4,042
科学技術振興調整費	97,066,000	△	9,614,596
海洋開発及地球科学技術調査研究促進費	0	△	2,025,000
原子力平和利用研究促進費	11,590,000	△	1,246,751
國立機関原子力試験研究費	34,622,000	△	10,341,249
放射能調査研究費	0	△	4,704,359
	209,211	△	179,150
	72,354	△	136,857

科学技術庁試験研究所 科学技術庁試験研究所施設費	6,780,501	△	1,745,555	5,034,944
3,230,242	△	23,270	3,206,977	
161,099,753	△	20,272,856	140,826,897	
4,268,835	△	944,815	3,324,021	
122,954	0	0	122,954	
環境 境 境 域 施 設 費				
環境研究基本計画推進調査費	環境研究基本計画推進調査費	環境研究基本計画推進調査費	環境研究基本計画推進調査費	環境研究基本計画推進調査費
國立機關公害防止等試験研究費	國立機關公害防止等試験研究費	國立機關公害防止等試験研究費	國立機關公害防止等試験研究費	國立機關公害防止等試験研究費
環境研究総合推進調査研究費	環境研究総合推進調査研究費	環境研究総合推進調査研究費	環境研究総合推進調査研究費	環境研究総合推進調査研究費
公害防止等調査研究費	公害防止等調査研究費	公害防止等調査研究費	公害防止等調査研究費	公害防止等調査研究費
自然公園等管理費	自然公園等管理費	自然公園等管理費	自然公園等管理費	自然公園等管理費
環境保全施設整備費	環境保全施設整備費	環境保全施設整備費	環境保全施設整備費	環境保全施設整備費
自然公園等事業諸費用	自然公園等事業諸費用	自然公園等事業諸費用	自然公園等事業諸費用	自然公園等事業諸費用
自然公園等事業諸費用	自然公園等事業諸費用	自然公園等事業諸費用	自然公園等事業諸費用	自然公園等事業諸費用
環境庁研究所施設費	環境庁研究所施設費	環境庁研究所施設費	環境庁研究所施設費	環境庁研究所施設費
計	計	計	計	計
沖 縄 開 発 庁	沖 縄 開 發 庁	沖 縄 開 發 庁	沖 縄 開 發 庁	沖 縄 開 發 庁
沖 縄 振興開発計画推進調査費				
沖 縄 教 育 振 興 事 業 費	沖 縄 教 育 振 興 事 業 費	沖 縄 教 育 振 興 事 業 費	沖 縄 教 育 振 興 事 業 費	沖 縄 教 育 振 興 事 業 費
沖 縄 文 化 施 設 整 備 費	沖 縄 文 化 施 設 整 備 費	沖 縄 文 化 施 設 整 備 費	沖 縄 文 化 施 設 整 備 費	沖 縄 文 化 施 設 整 備 費
沖 縄 保 健 衛 生 施 設 整 備 費	沖 縄 保 健 衛 生 施 設 整 備 費	沖 縄 保 健 衛 生 施 設 整 備 費	沖 縄 保 健 衛 生 施 設 整 備 費	沖 縄 保 健 衛 生 施 設 整 備 費
沖 縄 農 業 振 興 費	沖 縄 農 業 振 興 費	沖 縄 農 業 振 興 費	沖 縄 農 業 振 興 費	沖 縄 農 業 振 興 費
沖 縄 開 發 事 業 指 導 監 督 費	沖 縄 開 發 事 業 指 導 監 督 費	沖 縄 開 發 事 業 指 導 監 督 費	沖 縄 開 發 事 業 指 導 監 督 費	沖 縄 開 發 事 業 指 導 監 督 費
沖 縄 道 路 事 業 工 事 諸 費	沖 縄 道 路 事 業 工 事 諸 費	沖 縄 道 路 事 業 工 事 諸 費	沖 縄 道 路 事 業 工 事 諸 費	沖 縄 道 路 事 業 工 事 諸 費
沖 縄 港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	沖 縄 港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	沖 縄 港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	沖 縄 港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	沖 縄 港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費

官 報 (号 外)

沖縄都市公團事業工事諸費 沖縄農業生産基盤整備事業工 事諸費	35	△	930	△	895
計	68	△	6,277	△	6,206
國 土 士 地 勤 行 政 費	83,716,749	△	221,947	△	83,494,805
國 土 士 地 勤 行 政 費	797,118	△	1,052,031	△	254,915
地域活性化施策推進費	0	△	150,000	△	150,000
災害対策総合推進調査費	0	△	45,810	△	45,810
國土庁防災施設整備費	0	△	433	△	433
新全國総合開発計画推進調査 費	0	△	37,500	△	37,500
國 土 調 査 費	0	△	556,112	△	556,112
豪雪地帯対策特別事業費	24,000	0	0	△	24,000
振興山村開拓総合特別事業費	31,592	0	0	△	31,592
小笠原諸島振興開発事業費	16,590	△	3,867	△	12,723
離島振興特別対策事業費	130,700	0	0	△	130,700
物流効率化特別対策事業費	7,693,000	0	0	△	7,693,000
離島振興事業費	43,955,550	△	4,901	△	43,950,646
水資源開発事業費	6,613,241	0	0	△	6,613,241
計	59,261,791	△	1,850,654	△	57,411,137
金 融 監 督 府 所 管 法 律 總 理 府 所 管 法 律	178,155	△	161,926	△	16,295
金 融 監 督 府 所 管 法 律 補 正 額 合 計	646,526,130	△	39,519,321	△	607,006,800
金 融 監 督 府 所 管 法 律 記 彙 務 本 務	343,051	△	1,795,445	△	1,452,394
省 費 費 事 務	0	△	544,491	△	544,491
登 記 務	236,061	△	71,021	△	165,040
外 国 人 登 錄 務	131,221	△	54,094	△	77,127
法 務 省 施 設 費	16,410,509	△	41,603	△	16,368,906
計	17,120,842	△	2,506,654	△	14,614,138
法 務 総 合 研 究 所	52,387	△	71,856	△	19,436
國連犯罪防止アジア地域修復 協力費	0	△	9,652	△	9,652
計	52,387	△	81,508	△	29,121

外務省	局署費	法檢檢察費	233,519	△	166,159	67,360
外務省	官員費	正矯矯更費	515,020	△	426,018	89,002
外務省	官員費	正計	0	△	325,737	325,737
外務省	官員費	正計	515,020	△	751,755	286,735
外務省	官員費	正計	890,319	△	469,178	421,141
外務省	官員費	正計	921,288	△	63,481	857,807
外務省	官員費	正計	1,811,607	△	532,659	1,278,948
外務省	官員費	正計	27,818	△	57,656	29,838
外務省	官員費	正計	128,505	△	91,073	37,432
外務省	官員費	正計	156,323	△	148,729	7,594
外務省	官員費	正計	43,702	△	302,033	258,331
外務省	官員費	正計	0	△	1,172	1,172
外務省	官員費	正計	86,553	△	270,738	184,185
外務省	官員費	正計	20,019,953	△	4,761,407	15,258,546
外務省	官員費	正計	0	△	2,625,339	2,625,339
外務省	官員費	正計	0	△	5,559	5,559
外務省	官員費	正計	11,088,000	△	686,224	10,401,776
外務省	官員費	正計	39,321,192	△	0	39,321,192
外務省	官員費	正計	1,146,581	△	1,730,176	583,595
外務省	官員費	正計	51,555,773	△	5,047,298	46,508,475
外務省	官員費	正計	0	△	2,109,887	2,109,887
外務省	官員費	正計	1,080,110	△	84,771	995,339
外務省	官員費	正計	1,080,110	△	2,194,658	1,114,548
外務省	官員費	正計	52,635,883	△	7,241,956	45,393,927
外務省	官員費	正計	39,829,828	△	3,731,239	36,098,589
外務省	官員費	正計	493,000	0	0	493,000
外務省	官員費	正計	0	△	275,838	275,838
外務省	官員費	正計	0	△	3,482	3,482
大蔵省	大蔵本省	大蔵本省	日本鐵道共濟組合等助成費			

官 報 (号 外)

産業投資特別会計へ繰入 費	367,100,000	0	367,100,000
費 費員宿舍施設設備費	1,295,251,961	△	464,611,328
政 府 出 募	4,699,518	△	11,625
國 経 予	315,100,000	△	0
民 金 金	7,500,000	△	170,016
融 力	10,609,000	0	0
公 業 協 備	0	△	200,000,000
庫 捕 給	2,040,582,607	△	1,371,779,079
國 費 金 費	688,803,528	△	214,825,000
財 財	95,478	△	144,029
務 局 施 計	310,300	△	144,029
務 施 計	239,507	△	70,792
國 費 金 費	478,785	△	405,705
關 費 金 費	49,679	0	982,953,000
國 費 金 費	982,953	0	0
關 費 金 費	1,105,712	△	478,785
關 費 金 費	0	△	3,228,702
關 費 金 費	0	△	11,973
關 費 金 費	0	△	31,664
關 費 金 費	1,420,161	0	1,420,161
關 費 金 費	1,420,161	△	3,272,339
關 費 金 費	2,043,347,987	△	672,864,952
文 教 文	57,414,878	△	1,261,305
生 活 労	0	△	21,747
務 教 課	0	△	20,078
務 教 課	0	△	17,500
務 教 課	0	△	1169,082
務 教 課	0	△	186,481
務 教 課	0	△	5,969,057

平成十年十二月八日 衆議院会議録第五号 平成十年度一般会計補正予算(第3号)及び同報告書

學校教育費	國庫負担金	649,243	0
公立文教施設整備費	56,900,000	△	1,956,589
公立文教施設災害復旧費	2,033,798	0	56,900,000
私立英事業費	0	0	2,033,798
私立学校助成費	14,304,915	△	577,044
科 學 振 興 費	0	△	4,255,071
南極地域観測事業費	270,367	△	9,925,280
體 育 振 興 費	1,333,556	△	4,181
國立学校運営費	11,996,997	△	761,880
國立学校施設費	183,908,546	△	20,210,207
國立学校船舶建造費	3,634,170	0	△
計	341,206,515	△	8,913,210
文部本省所轄研究所	0	△	300,676,559
文部本省所轄研究所施設費	1,489,397	△	118,387
日本学士院費	0	△	7,328
國立社会教育施設運営費	0	△	48,240
國立社会教育施設整備費	1,131,650	△	△
計	2,621,047	△	297,974
文化化 府施設費	388,837	△	19,618
文化化 振興費	195,307	0	1,112,052
文化財保存事業費	0	△	2,129,500
國立博物館施設費	3,677,617	△	1,073,957
國立博物館施設費	120,767	△	48,096
國立美術館施設費	3,432,850	△	5,187
國立美術館施設費	111,566	△	333,237
文化化 府研究 所	723,875	△	4,310
	213,000	△	113,112
			99,888

## (外)印報回

厚生省	厚生本省	厚生本省	文化庁研究所施設費	3,086,313
		日本芸術院	日本芸術院	0
		計	計	28,062
	文部省所管補正類合計	355,777,694	△ 43,359,903	△ 9,611,732
				312,417,791
	厚生統計調査費	4,067,012	△ 1,791,081	2,275,931
	科学研究費	790,151	△ 93,488	696,663
	保健衛生諸費	11,002,973	△ 2,228,303	8,774,670
	保健衛生施設整備費	22,198,319	0	22,198,319
	原爆死没者追悼平和祈念館施設費	0	△ 1,628,030	1,628,030
	精神保健費	382,129	△ 14,782	367,347
	精神保健費	850,500	△ 190,123	660,377
	國立病院及療養所經營費	8,624,802	△ 2,985,791	5,639,011
	國立病院及療養所施設費	22,981,796	△ 144,144	22,837,652
	社会福祉諸費	47,685,957	△ 17,174,264	30,511,693
	社会福祉施設整備費	113,694,647	△ 1,379	113,693,268
	生活保護費	182,200,967	△ 23,432	182,177,535
	婦人保謹費	4,477	0	4,477
	灾害救助等諸費	2,463,552	0	2,463,552
	身体障害者保護費	1,183,903	△ 652,205	531,698
	遭族及留守家族等援護費	0	△ 103,195	103,195
	戦没者追悼平和祈念館施設費	0	△ 7,799	7,799
	老人福祉費	103,360,434	△ 30,000	103,330,434
	児童保護費	11,349,047	△ 87,143	11,261,904
	兒童手当国庫負担金	0	△ 9,796	9,796
	国民健康保険助成費	95,763,782	△ 9,606	95,754,176

## (外) 報 告

農業者年金実施費	0	△	19,546	△	19,546
厚生年金基金連合会等助成費	0	△	74,483	△	74,483
国民年金基金等助成費	0	△	68,696	△	68,696
社会保険国庫負担金	3,976,906	△	253,247	△	3,723,659
国民年金国庫負担金	163,239	△	28,080	△	135,159
環境衛生施設整備費	76,875,846	0	76,875,846		
計	709,692,754	△	29,079,426		680,613,328
厚生本省試験研究機関					
厚生本省試験研究所	315,831	△	361,160	△	45,329
血清等製造及検定費	0	△	42,853	△	42,853
厚生本省試験研究所施設費	856,032	△	25,107	△	830,925
計	1,711,863	△	429,120	△	742,743
検疫所					
検疫所施設費	34,800	△	1,122	△	33,678
計	94,553	△	134,614	△	74,861
国立ハンセン病療養所	0	△	46,897	△	46,897
国立ハンセン病療養所運営費	175,167	△	6,253	△	168,914
計	175,167	△	53,150	△	122,017
國立更生援護機関	0	△	99,382	△	99,382
國立更生援護所運営費	0	△	1,588,919	△	1,588,919
國立更生援護所施設費	1,592,511	△	3,592	△	1,489,557
計	1,592,511	△	102,954	△	1,489,557
地方医務局					
地方医務局	0	△	8,038	△	8,038
地麻糞取締官事務所	0	△	23,895	△	23,895
厚生省所管補正額合計	712,726,848	△	29,832,319	△	682,894,529
農林水産省					
農林水産本省	758,615	△	8,589,284	△	7,830,669
農林水産本省施設費	63,231	△	636	△	62,605
農林漁業金融費	10,204,000	△	11,561,322	△	1,357,322
農業保険費	0	△	195,374	△	195,374
農林漁業統計情報費	0	△	552,400	△	552,400

(外) 報 価

農業振興費	24,830,074	△	1,189,668	23,640,406
農業構造改善対策費	26,106,000	△	156,774	25,949,226
農業者年金等実施費	0	△	3,333,742	3,333,742
農産園芸振興費	16,286,000	△	972,546	15,313,454
緊急生産調整推進対策費	0	△	1,398,355	1,398,355
国産大豆等保護対策費	0	△	2,592,496	2,592,496
農業改良普及対策費	652,513	△	591,598	60,915
畜産振興費	0	△	4,985,443	4,985,443
牛肉等関税財源畜産振興費	5,480,120	△	504,677	3,961,720
食品流通等対策費	0	△	407,082	407,082
卸売市場施設整備費	4,466,965	△	505,245	3,961,720
精神性安定対策費	0	△	1,597,908	1,597,908
風水害等対策費	14,482	△	0	14,482
農業生産基盤整備事業費監督費	0	△	40,066	40,066
海岸事業費	1,418,934	0	1,418,934	
農業生産基盤整備事業費	77,618,000	△	60,489	77,557,511
農村整備事業費	86,608,000	0	0	86,608,000
農地等保全管理事業費	33,493,046	△	7,905	33,485,141
農業施設災害復旧事業費	58,766,487	0	0	58,766,487
計	353,029,467	△	34,257,557	318,771,910
農林水産技術会議	0	△	11,068	11,068
農林水産業技術振興費	0	△	1,396,038	1,396,038
農林水産業技術振興施設費	9,410,000	△	5,015	9,404,985
計	9,410,000	△	1,412,121	7,997,879
農林水産本省試験研究機関	0	△	481,213	481,213
農林水産本省検査指導機関	0	△	209,203	209,203
農林水産本省試験研究所	0	△	0	0
農林水産本省検査指導所施設費	1,367,613	△	0	1,367,613
計	1,367,613	△	209,203	1,158,410

## (外)号(報)面

地 方 農 政 局	地 方 農 政 局		
地 方 農 政 局 施 設 費	309,233	△	121,975
海 岸 事 業 工 事 諸 費	339,799	△	265
地 す べ り 対 策 事 業 工 事 諸 費	929	△	1,631
計	954	△	6,702
北海道統計情報事務所	650,915	△	520,342
食 食 林	26,838	△	4,116
糧 糧 野	0	△	11,970
野 野 庁	220,000	△	132,449
林 林 野 庁 施 設 費	0	△	311
林 業 振 興 費	15,189,760	△	1,116,931
山 林 事 業 指 導 監 督 費	0	△	6,271
治 山 事 業 費	47,189,000	△	37,269
林 保 全 整 備 事 業 費	19,359,000	0	47,151,731
森 林 開 発 公 团 事 業 費	3,557,000	0	19,359,000
森 林 開 發 公 团 事 業 助 成 費	5,215,000	0	3,557,000
森 林 環 境 整 備 事 業 費	2,919,000	0	5,215,000
山 林 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	27,586,000	0	2,919,000
山 林 施 設 災 害 脱 逸 事 業 費	25,644,000	0	27,586,000
森 林 総 合 研 究 所	9,879	△	25,644,000
計	146,888,639	△	111,937
水 產 府	19,494	△	102,118
水 產 府 施 設 費	0	△	1,405,228
水 船 建 造 費	327,640	△	145,483,411
漁 業 調 查 取 締 費	263,814	△	55,732
水 產 業 振 興 費	37,144,291	△	3,326
國 際 漁 業 再 編 対 策 費	17,313,950	△	3,326
漁 港 整 備 事 業 指 導 監 督 費	0	△	326,268
海 岸 事 業 費	1,645,000	△	511,342
	0	△	34,458,414
	0	△	17,313,950
	0	△	2,716
	0	△	2,716
	1,645,000		

(外) 報 告

漁港漁村整備開発事業費	21,354,000	0	21,354,000			
沿岸漁場整備開発事業費	4,900,000	0	4,900,000			
漁港施設災害復旧事業費	1,660,129	0	1,660,129			
水産庁試験研究所	0	△	178,233	△	178,233	
真珠検査所	0	△	1,334	△	1,334	
水産大学校	0	△	54,108	△	54,108	
さけ・ます資源管理センター	3,321	△	44,124	△	40,803	
計	84,631,639	△	3,761,978	80,869,661		
農林水産省所管補正額合計	596,005,111	△	41,673,959	554,331,152		
通商産業省						
通商産業本省						
通商産業本省	88,096,445	△	1,458,510	86,637,935		
商工鉱業統計調査費	0	△	48,609	△	48,609	
中小商工業等統計調査費	0	△	47,744	△	47,744	
経済協力費	3,820,000	△	1,242,134	2,577,866		
工業再配置促進対策費	0	△	3,911	△	3,811	
電子計算機産業振興内資費	0	△	13,743	△	13,743	
情報処理振興対策費	55,758,000	△	149,061	55,608,939		
航空機国際共同開発促進費	0	△	44,717	△	44,717	
繊維産業構造改善対策費	0	△	35,834	△	35,834	
工業用水道事業費	1,422,913	0	1,422,913			
計	149,097,358	△	3,044,163	146,053,195		
製品評価技術センター						
製品評価技術センター	1,770,000	△	46,236	1,723,764		
製品評価技術センター施設費	2,450,000	△	2,337	2,447,663		
計	4,220,000	△	48,573	4,171,427		
工業技術院						
工業技術院	1,860,378	△	11,215	1,849,163		
工業技術院施設費	0	0	14,448,896			
鉱工業技術振興費	40,518,691	△	1,573,523	38,945,168		
中小企業新技術研究開発費	1,012,513	△	73,163	939,410		
産業技術基盤研究開発費	30,000	△	116,108	△	86,108	

## (外) 告報

	エネルギー技術研究開発費	0	△	27,540	△	27,540
	工業技術院試験研究所	0	△	795,070	△	795,070
	工業技術院試験研究所施設費	4,869,700	△	34,732	△	4,834,968
	計	62,740,238	△	2,631,351	△	60,108,887
資源エネルギー庁	資源エネルギー対策費	0	△	10,027	△	10,027
	石油船舶石油及エネルギー需給構造高度化対策費	1,501,200	△	83,953	△	1,417,247
	石油及エネルギー需給構造高度化対策費	0	△	17,000,000	△	17,000,000
	地下資源対策費	17,000,000	△	0	△	17,000,000
	計	18,501,200	△	69,998	△	69,998
中小企業庁	中小企業対策費	0	△	4,614	△	4,614
	計	274,183,663	△	9,483,015	△	264,700,648
通商産業局	工商通商業統計調査費	0	△	203,090	△	203,090
	エネルギー対策費	0	△	15,158	△	15,158
	計	0	△	33,893	△	33,893
鉱山保安監督官署	鉱山保安監督官署	0	△	252,141	△	252,141
通商産業省所管補正額合計		508,742,459	△	25,632	△	25,632
運輸省	運輸本省	2,350,260	△	1,084,567	△	1,265,693
	運輸本省施設費	0	△	239	△	239
	鋼光事業費	200,000	△	1,349	△	1,349
	運輸施設整備事業助成費	9,424,602	△	68,736	△	9,355,866
	造船業基盤整備対策費	0	△	1,217	△	1,217
	港湾等事業指導監督費	0	△	23,936	△	23,936
海岸事業費		5,005,763	△	0	△	5,005,763
運輸省		237	△	1,112	△	875

(外) 報 表

港 湾 事 業 費	54,286,250	△	38,656	54,247,594
空 港 整 備 事 業 費	36,758,000	△	32,299	36,725,701
都 市 鉄 道・幹 線 鉄 道 整 備 事 業 費	17,575,000	0	0	17,575,000
鐵 道 防 災 事 業 費	120,000	0	0	120,000
新 幹 線 鉄 道 整 備 事 業 費	10,000,000	0	0	10,000,000
港 湾 施 設 災 害 復旧 事 業 工 事 費	146,872	0	0	146,872
港 湾 災 害 復旧 事 業 工 事 費	3,128	0	0	3,128
港 湾 施 設 災 害 関 連 事 業 費	4,000	0	0	4,000
計	135,874,112	△	1,252,111	134,622,001
運輸本省試験研究機関				
運輸本省試験研究所	0	△	95,820	95,820
運輸本省試験研究所施設費	1,213,076	△	950	1,212,126
計	1,213,076	△	96,770	1,116,306
運輸本省教育機關				
學 校 及 訓 練 所	0	△	403,612	403,612
地 方 運 輸 局	0	△	163,071	163,071
海 湾 建 設 局	0	△	9,890	9,890
方 方 航 空 局	0	△	4,406	4,406
員 労 動 委 員 會	0	△	5,721	5,721
海上 保 安 官 署	3,853,719	△	1,715,662	2,138,057
海 上 保 安 官 署 施 設 費	2,078,071	△	1,405	2,076,666
船 舶 建 造 費	7,681,192	△	6,523	7,674,669
航 路 標識整備事業費	1,784,497	0	0	1,784,497
航 路 標識整備事業工事請費	2,503	△	6,766	4,263
計	15,399,982	△	1,730,356	13,669,626
海 難 善 判 庁				
海 難 善 判 庁	0	△	15,526	15,526
氣 象 官 署	215,637	△	835,053	619,416
靜 止 氣 象 衛 星 事 業 費	0	△	68,199	68,199
氣 象 官 署 施 設 費	1,532,838	△	903	1,531,935
海 氣 象				

## (外) 報 印

郵政省	郵政本省	郵政本省	停止気象衛星施設費	0	△	256	△	256
		船舶建造費	1,999,417	0	△	0	△	1,999,417
		船象研究所	0	0	△	59,713	△	59,713
		計	3,747,892	0	△	964,124	△	2,783,768
運輸省	所管補正額合計	156,235,962	△	4,645,587	△	151,589,475		
通信総合研究所	通信総合研究所	郵電気通信監理施設費	77,500,580	△	624,702	△	76,875,878	
		電気通信監理施設費	99,960	△	58,280	△	41,680	
		電波利用料財源電波監視等実施費	0	△	64	△	64	
		計	3,343,527	△	583	△	3,347,944	
地方電気通信監理局	地方電気通信監理局	電波利用料財源電波監視等実施費	80,949,067	△	683,629	△	80,265,438	
		電波利用料財源電波監視等実施費	112,040	△	586,643	△	474,603	
		計	4,799,808	△	25,242	△	4,774,566	
			967,400	△	60	△	967,340	
			5,879,248	△	611,945	△	5,267,303	
労働省	労働本省	郵政省所管補正額合計	42,675	△	76,412	△	41,732	
			86,870,990	△	1,371,986	△	85,499,004	
			907	△	3,533,650	△	3,532,743	
			0	△	61,190	△	61,190	
			0	△	802	△	802	
			99,989,264	△	60,982	△	99,928,282	
			13,943,241	△	0	△	13,943,241	
		計	113,933,412	△	3,656,624	△	110,276,788	
労働本省研究機関	労働本省研究所	0	0	△	20,262	△	20,262	
中央労働委員会	中央労働委員会	0	0	△	37,000	△	37,000	

## (外) 報 告

中央労働委員会施設費 計	0	△	1,324	△	1,324
労働保護官署	73,444	△	38,324	△	38,324
労働統計調査費	0	△	96,383	△	22,939
職業安定官署	73,444	△	3,881	△	3,881
職業安定官署施設費 計	0	△	244,131	△	475,710
労働省所管補正額合計	244,131	△	798	△	798
建設本省	114,250,887	△	4,291,982	△	232,377
建設本省	3,102,883	△	513,845	△	100,959,005
河川管理	11,001,185	△	93,680	△	2,589,038
河川管理	0	△	26,078	△	10,907,505
河川管理施設整備費	177,717	0	0	△	26,078
建設事業指導監督費	0	△	89,413	△	177,717
水事業費	273,345,000	△	271,965,291	△	89,413
急傾斜地崩壊対策等事業費	14,438,000	0	1,779,709	△	271,965,291
海岸事業費	4,399,697	303	14,438,000	0	1,779,709
道路整備事業費	591,730,000	△	4,399,697	0	14,438,000
住宅建設等事業費	113,772,425	0	0	△	4,399,697
住宅対策諸費用	330,273,268	△	113,772,425	0	0
都市計画事業費	26,211,000	△	330,273,268	0	113,772,425
河川等災害復旧事業費	327,073,473	0	26,211,000	0	330,273,268
河川等災害復旧事業等工事費	264,331,593	0	327,073,473	0	26,211,000
都市災害復旧事業費	3,154,765	△	264,331,593	0	327,073,473
都市災害復旧事業費	2,991,333	0	3,141,612	0	264,331,593

## (外) 報 告

		河川等災害関連事業費		75,599,012	
國 土 地 理 院	國 土 地 理 院	計	2,041,601,654	△ 6,921,856	2,034,679,798
國 土 地 理 院 施 設 費	國 土 地 理 院	計	20,447	△ 433,735	413,298
建設本省試験研究機関	建設本省試験研究所	計	190,900	0	190,900
建設本省試験研究機関	建設本省試験研究所施設費	計	211,347	△ 433,735	222,388
地 方 建 設 局	地 方 建 設 局	計	13,919	△ 122,597	108,678
道路災害復旧事業工事諸費	道路災害復旧事業工事諸費	計	1,027,315	0	1,027,315
都市公園事業工事諸費	都市公園事業工事諸費	計	1,041,234	△ 122,597	918,637
自 治 省	自 治 省	計	62,442	△ 26,243	36,199
建設省所管補正額合計	建設省所管補正額合計	計	66,400	0	66,400
自治本省	自治本省	計	1,527	△ 76,989	75,462
地域振興券交付事業助成費	地域振興券交付事業助成費	計	130,369	△ 103,232	27,137
参議院議員通常選挙啓発推進費	参議院議員通常選挙啓発推進費	計	1,019,939	△ 431,651	588,288
地方交付税交付金	地方交付税交付金	計	769,838,236	0	769,838,236
地方公営企業助成費	地方公営企業助成費	計	0	△ 586	586
消防	消防	計	400,000,000	△ 1,965,570,000	△ 1,565,570,000
消防防災施設等整備費	消防防災施設等整備費	計	196,870	0	196,870
消防研究所施設費	消防研究所施設費	計	1,171,055,045	△ 1,966,002,237	△ 794,947,192
自治省所管補正額合計	自治省所管補正額合計	計	742,059	△ 170,566	571,493
感出補正額総計	感出補正額総計	計	4,299,353	△ 1,001,253	3,298,100
		計	0	△ 26,416	26,416
		計	3,240,042	0	3,240,042
		計	8,281,454	△ 1,198,235	7,083,219
		計	1,179,336,499	△ 1,967,200,472	△ 787,883,973
感出補正額総計		計	8,537,087,616	△ 2,860,234,914	5,676,852,702

## (外) 報 仙

丙号 繰越明許費補正

所 管	組 織	事 項	所 管	組 織	事 項
総理府	総理本府	(項) 総理大臣官邸施設費のうち 施設整備費	警察庁	北海道開発企画課	(項) 船舶建造費
		(項) 船舶建造費			(項) 北海道開発庁施設費
		(項) 経済企画庁施設費			(項) 環境庁施設費
		(項) 環境庁研究所のうち 試験研究費(地球温暖化 研究観測・解析経費に限 る。)	国土土木局	環境庁研究所のうち 試験研究費(地球温暖化 研究観測・解析経費に限 る。)	社会福祉省
		(項) 国土土木局のうち 無線通信機器等整備費 (国際会議回線整備経費 に限る。)	法務省	法務本省	(項) 法務本省のうち 更生保護施設整備費補助 金
		(項) 大蔵本省施設費	大蔵省	大蔵本省	(項) 大蔵本省施設費
		(項) 船舶建造費	文部省	文部本省	(項) 文部本省のうち 政府開発援助留学生会館 等施設整備費補助金
		(項) 留学生会館等施設整備 費	厚生省	厚生本省	(項) 保健衛生諸費のうち 保健衛生施設等設備整備 費補助金
					生活保護費のうち 生活保護費補助金(生活 保護費に限る。)
					災害救助等諸費のうち

## (外) 報

新エネルギー・産業技術革新開発成果普及化推進事業助成金(技術研究開発費及び技術開発費に限る。)	中小企業新技術研究開発費(中小企業支援型競争的研究開発費に限る。)	中小企業新技術研究開発費(中小企業支援型競争的研究開発費に限る。)	中小企業新技術研究開発費(中小企業支援型競争的研究開発費に限る。)	中小企業新技術研究開発費(中小企業支援型競争的研究開発費に限る。)	中小企業新技術研究開発費(中小企業支援型競争的研究開発費に限る。)	中小企業新技術研究開発費(中小企業支援型競争的研究開発費に限る。)
災害救助費負担金(応急復旧費に限る。)	消費生活等合理化対策費補助金(環境省住宅普及促進事業費に限る。)	消費生活等合理化対策費補助金(環境省住宅普及促進事業費に限る。)	情報処理振興対策費のうち情報処理システム開発等委託費(情報処理システム点検等委託費に限る。)	情報処理振興対策費のうち情報処理システム開発等委託費(情報処理システム点検等委託費に限る。)	情報処理振興対策費のうち情報処理システム開発等委託費(情報処理システム点検等委託費に限る。)	情報処理振興対策費のうち情報処理システム開発等委託費(情報処理システム点検等委託費に限る。)
通商産業省	通商産業本省	通商産業本省	工業技術院	工業技術センター	資源エネルギー庁	中小企業庁
(項) 通商産業本省のうち消費生活等合理化対策費補助金(環境省住宅普及促進事業費に限る。)	(項) 通商産業本省のうち消費生活等合理化対策費補助金(環境省住宅普及促進事業費に限る。)	(項) 工業技術院施設費	(項) 製品評価技術センターのうち製品検査費(生物資源情報分析検査設備整備費に限る。)	(項) 工業技術振興費	(項) 中小企業対策費のうち中小企業事業団補助金(コンピュータ西暦2000年問題システムエンジニア派遣事業費及び課題研究調査事業費に限る。)	(項) 中小企業対策費のうち中小企業事業団補助金(コンピュータ西暦2000年問題システムエンジニア派遣事業費及び課題研究調査事業費に限る。)
郵政省	海上保安庁	輸送省	通運本省	通運本省	通運本省	通運本省
新規産業創造技術開発費新規開発費補助金及 び新規開発費補助金(次世代情報技術開発費に限 る。)	新規産業創造技術開発費新規開発費補助金及 び新規開発費補助金(次世代情報技術開発費に限 る。)	運輸施設整備事業団助 成費	運輸施設整備事業団助 成費	運輸施設整備事業団助 成費	運輸施設整備事業団助 成費	運輸施設整備事業団助 成費
新規産業創造技術開発費新規開発費補助金及 び新規開発費補助金(次世代情報技術開発費に限 る。)	新規産業創造技術開発費新規開発費補助金及 び新規開発費補助金(次世代情報技術開発費に限 る。)	船舶建造費	船舶建造費	船舶建造費	船舶建造費	船舶建造費
広域情報通信システム開 発委託費	広域情報通信システム開 発委託費	郵政本省	郵政本省	郵政本省	郵政本省	郵政本省

## (六) 申 か

通信総合研究所	(項) 通信総合研究所施設費のうち 電線類地中化推進事業費 補助金	先進情報通信システム 整備推進費補助金 電線類地中化推進事業費 補助金	
労働省	(項) 職業転換対策事業費のうち 緊急雇用支援事業等委託費(緊急地域就職促進プロジエクト委託費及び障害者緊急雇用安定プロジエクト委託費に限る。) 職業能力開発支援事業等委託費(職業能力開発支援事業委託費に限る。)	緊急雇用支援事業費(緊急地域就職促進プロジエクト委託費及び障害者緊急雇用安定プロジエクト委託費に限る。) 職業能力開発支援事業等委託費(職業能力開発支援事業委託費に限る。)	
建設省	(項) 河川管理施設整備費のうち 洪水予報施設費	(項) 河川管理施設整備費のうち 洪水予報施設費	
自治省	(項) 自治本省のうち	(項) 自治本省のうち	
丁号 国庫債務負担行為補正			
所管組織事項	限度額(千円)	行為年度	
国会衆議院	衆議院施設整備既定	1,305,000 平成10年度	国庫の負担となる年度
追加定	2,659,926 同	平成10年度及び平成11年度	事由
総理府総理本府	総理大臣官邸施設整備 北海道開発厅 急傾斜地崩壊対策事業費補助	27,425,966 平成10年度 平成10年度以降3箇年度以内	衆議院議長公邸の施設の整備には、多くの日数を要するため 総理大臣官邸の施設の整備には、多くの日数を要するため

## (外) 報 告

既 定	90,000	平成 10 年度	平成10年度及 び平成11年度	
追 加 定	225,000	同	平成 11 年度	
改 变	315,000	—	—	
直轄海岸保全施設整備事業 海岸保全施設整備事業費 補助	162,000	平成 10 年度	平成 11 年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため、胆振海岸の海岸保全施設の新設工事には、多くの日数を要するため
海岸環境整備事業費 補助	568,259	平成 10 年度	平成 11 年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
既 定	230,000	平成 10 年度	平成10年度及 び平成11年度	
追 改	87,000	同	平成 11 年度	
直轄漁港整備事業	317,000	—	—	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
既 定	230,000	平成 10 年度	平成10年度及 び平成11年度	
追 改	873,000	同	平成 11 年度	
漁港漁村整備費補助	1,103,000	—	—	追直轄漁港ほか 2 渔港の修繕事業には、多くの日数を要するため
既 定	364,000	平成 10 年度	平成10年度及 び平成11年度	
追 改	1,218,000	同	平成 11 年度	
公営住宅建設等事業 費補助	1,582,000	—	—	漁港漁村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
既 定	27,905,000	平成 10 年度	平成 10 年度以 降 3 年度以内	

## (外) 中 (内) 報 仙

	追 加	380,000	同	平成 11 年度	
	改 定	28,285,000	—	—	
国 営 公 园 整 備		220,000	平成 10 年度	平成 11 年度	
都 市 公 园 事 業 費 补 助		1,139,000	平成 10 年度	平成 11 年度	
下水道事業費補助					
班 定		768,000	平成 10 年度	平成 10 年度 及 び平成 11 年度	
追 加	5,799,000	同	平成 11 年度		公営住宅建設等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
改 定	6,567,000	—	—		滝野すずらん丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するため
水道広域化施設整備 費補助	632,000	平成 10 年度	平成 11 年度		都市公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
廢棄物処理施設整備 費補助		1,158,250	平成 10 年度	平成 11 年度	はじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
かんがい排水事業費 補助		121,000	平成 10 年度	平成 11 年度	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
圃場整備事業費補助		252,000	平成 10 年度	平成 11 年度	水道広域化施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
諸土地改良事業費補 助		83,000	平成 10 年度	平成 11 年度	廢棄物処理施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
畑地帯総合農地整備 事業費補助		1,299,000	平成 10 年度	平成 11 年度	かんがい排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地整備公団事業 費補助		150,000	平成 10 年度	平成 11 年度	圃場整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農業集落排水事業費 補助		410,000	平成 10 年度	平成 11 年度	畑地帯総合農地整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

## 外 告 ( 報 )

農村総合整備事業費 補助	78,000	平成 10 年度	平成 11 年度
農村地域環境整備事業費 補助	20,000	平成 10 年度	平成 11 年度
中山間総合整備事業費 補助	773,000	平成 10 年度	平成 11 年度
農地防災事業費補助	120,000	平成 10 年度	平成 11 年度
農地保全事業費補助	110,000	平成 10 年度	平成 11 年度
森林保全整備事業費 補助	820,000	平成 10 年度	平成 11 年度
沿岸漁場整備開発事業費 補助	203,000	平成 10 年度	平成 11 年度
農林漁業用揮発油税 財源整備事業費補助	1,765,000	平成 10 年度	平成 11 年度
科学技術施設整備	2,235,546	平成 10 年度	平成 10 年度及び平成 11 年度
宇宙開発事業団出資 既 定	92,724,118	平成 10 年度	平成 10 年度以降 3 年度以内
追 加 定	3,704,056	同	同
海洋科学技術セン ター出資 既 定	96,428,174	—	—
	3,433,881	平成 10 年度	平成 10 年度以内

農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため、農村地域環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

中山間総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

農地保全事業費については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

森林保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

農林漁業用揮発油税財源整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

科学技術施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

宇宙開発事業団における人工衛星の開発の資金に充てるための国との出資については、その開発に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため

官 報 (号 外)

追加	6,869,881	同	同	同	同	海洋科学技術センターにおける地球シミュレータ関連施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
定期	10,303,762	—	—	—	—	
追加	2,319,004	平成 10 年度	平成 10 年度以内	平成 10 年度以内	平成 10 年度以内	核燃料サイクル開発機構出資
定期	4,874,495	同	同	同	同	核燃料サイクル開発機構における高速実験炉炉心冷却系設備等の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
追加	7,193,499	—	—	—	—	防災科学技術研究設備整備
定期	1,763,477	平成 10 年度	平成 10 年度以内	平成 10 年度以内	平成 10 年度以内	航空宇宙研究施設整備
追加	8,930,000	同	同	同	同	航空宇宙技術研究所における超音速エンジン試験施設の製作には、多くの日数を要するため
定期	10,683,477	—	—	—	—	
追加	700,000	平成 10 年度	平成 10 年度以内	平成 10 年度以内	平成 10 年度以内	海岸事業費補助
定期	670,000	同	同	同	同	漁港漁村整備費補助
追加	1,370,000	—	—	—	—	
定期	132,000	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 11 年度	平成 11 年度	
追加	560,000	平成 10 年度	平成 10 年度及び平成 11 年度	平成 10 年度及び平成 11 年度	平成 10 年度及び平成 11 年度	漁港漁村整備事業について、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
定期	532,000	同	—	—	—	
追加	1,102,000	—	—	—	—	

## (外)(内)解説

大・藏・省	大・藏・本・省	農業生産基盤整備事業 農業補助	57,000	平成 10 年度
	公務員宿舎建設			平成 11 年度
既 定	既 定	6,882,138	平成 10 年度	平成 10 年度及 び平成 11 年度
追 加	追 加	2,417,840	同	同
改 定	改 定	9,299,978	—	—
税 載	文 部 本 省	税制監視対応建造費	978,980	平成 10 年度
既 定	公立学校施設整備費 補助	14,413,000	平成 10 年度	平成 10 年度及 び平成 11 年度
追 改	追 改	1,156,000	同	同
定	定	15,569,000	—	—
食 拠	公立学校施設整備費	43,587,000	平成 10 年度	平成 10 年度及 び平成 11 年度
既 定	既 定	2,840,000	同	同
追 改	追 改	46,427,000	—	—
厚 生 省	厚 生 本 省	水道広域化施設整備 農業補助	1,993,000	平成 10 年度
既 定	定	1,156,000	同	平成 10 年度及 び平成 11 年度
追 改	追 改	—	—	平成 11 年度

農業生産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

農業生産基盤整備事業には、多くの日数を要するものがあるため

公務員宿舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため

税制監視対応建造には、多くの日数を要するものがあるため

公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため

水道広域化施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

## (外) 農林省

農林水産省	農林水産本省	農業物処理施設整備 費補助	1,096,000	平成 10 年度
		かんがい排水事業費 補助	948,000	平成 10 年度
		圃場整備事業費補助	2,347,000	平成 10 年度
		諸土地改良事業費補助		
既 定		213,000	平成 10 年度	平成 11 年度
追 加 改 収	定	331,000 544,000	同 —	平成 11 年度
		畠地帯総合農地整備 事業費補助	185,000	平成 10 年度
		農用地整備公団事業 費補助	275,000	平成 10 年度
既 定			平成 10 年度及 び平成 11 年度	平成 11 年度
追 加 改 収	定	124,000 399,000	同 —	平成 11 年度
		農業集落排水事業費 補助	165,000	平成 10 年度
既 定			平成 10 年度及 び平成 11 年度	平成 11 年度
追 加 改 収	定	1,960,000 2,125,000	同 —	
		農村総合整備事業費 補助	281,000	平成 10 年度
			平成 10 年度及 び平成 11 年度	

## (外) 報 告

	追 改 定	加 定	959,000 1,240,000 233,000	平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度	平成 11 年度 — 平成 11 年度	平成 11 年度
農村地域環境整備事業費補助						
中山間総合整備事業費補助			648,000	平成 10 年度	平成 11 年度	
農地すべり対策事業費補助						
既定			1,500,000	平成 10 年度	平成 10 年度以内	
追加定			280,000	同	平成 11 年度	
農地防災事業費補助			1,780,000	平成 10 年度	—	
農村環境保全対策事業費補助			948,000	平成 10 年度	平成 11 年度	
農林漁業用揮発油税財源整備事業費補助			1,868,000	平成 10 年度	平成 11 年度	
森林保全整備事業費補助			639,000	平成 10 年度	平成 11 年度	
大規模林業園開発林道事業費補助			569,000	平成 10 年度	平成 11 年度	
森林環境整備事業費補助			247,000	平成 10 年度	平成 11 年度	
海岸保全施設整備事業費補助			60,000	平成 10 年度	平成 11 年度	

農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため、農村地域環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため、中山間総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため、農村環境保全対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

農林漁業用揮発油税財源整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

森林保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

大規模林業園開発林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

森林環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

## (外) 離山

海岸環境整備事業費 補助	60,000	平成 10 年度	平成 11 年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
漁港修繕費補助 既 定	984,000	平成 10 年度	平成 10 年度及 び平成 11 年度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 定	1,550,000 2,534,000	同 —	平成 11 年度 —	漁港漁村環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
漁港漁村環境整備事 業費補助	120,000	平成 10 年度	平成 11 年度	漁港漁村環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
漁港漁村総合整備事 業費補助	50,000	平成 10 年度	平成 11 年度	漁港漁村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沿岸漁場整備開発事 業費補助	309,950	平成 10 年度	平成 11 年度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
新エネルギー・産業 技術総合開発機構出 資	1,417,480	平成 10 年度	平成 10 年度及 び平成 11 年度	新エネルギー・産業技術総合開発機構における合成功口レーダーの開発の資金に充てるための国の出資については、その開発に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
直轄海岸保全施設整 備事業				
運輸省 運輸本省				
既 定	105,000	平成 10 年度	平成 10 年度及 び平成 11 年度	新海岸の海岸保全施設の改良工事には、多くの日数を要するため
追 加 定	130,000 235,000	同 —	平成 11 年度 —	
海岸保全施設整備事 業費補助	2,455,000	平成 10 年度	平成 10 年度以 降 3箇年度以内 平成 11 年度 —	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

## (外)(報)印

			平成 10 年度	平成 11 年度	
海上保安庁	海岸環境整備事業費 補助	68,000	平成 10 年度	平成 11 年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた
大型巡視船代船建造	既定	3,554,849	平成 10 年度	平成 10 年度以内	め
既追加	7,152,833	同	平成 10 年度	平成 10 年度以内	ヘリコプター搭載型巡視船の代船建造には、多くの日数を要するた
改定	10,707,682	—	平成 10 年度	平成 10 年度以内	め
小型巡視船代船建造	既定	1,893,277	平成 10 年度	平成 10 年度以内	180トン型巡視船の代船建造には、多くの日数を要するため
大型巡視艇代船建造	既定	1,653,743	平成 10 年度	平成 10 年度及 び平成 11 年度	35メートル型巡視艇等 2隻の代船建造には、多くの日数を要するた
既追加	1,880,039	同	平成 10 年度	平成 10 年度及 び平成 11 年度	め
改定	3,533,782	—	平成 10 年度	平成 10 年度及 び平成 11 年度	海洋気象観測船の代船建造には、多くの日数を要するため
建設省	急傾斜地崩壊対策事 業費補助	3,972,155	平成 10 年度	平成 10 年度及 び平成 11 年度	
建設本省	急傾斜地崩壊対策事 業費補助	167,000	平成 10 年度	平成 10 年度及 び平成 11 年度	
既定	521,500	同	平成 11 年度	平成 11 年度	急傾斜地崩壊対策事業については、その事業を円滑に実施するた
既追加	688,500	—	—	—	め、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
雪崩対策事業費補助	既定	50,000	平成 10 年度	平成 10 年度及 び平成 11 年度	雪崩対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
既追加	47,000	同	平成 11 年度	—	じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
改定	97,000	—	—	—	
海岸保全施設整備事 業費補助	既定	739,000	平成 10 年度	平成 10 年度及 び平成 11 年度	

(外) 報 告

追 改	加 定	496,000	同	平成 11 年 度	
金 借 住 宅 建 設 等 事 業 費 补 助	既 定	1,235,000	—	—	海 岸 保 全 施 設 整 備 事 業 に つ い て は、 そ の 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、 あ ら か じ め そ の 事 業 費 の 一 部 を 补 助 す る 者 の 決 定 を 行 う こ と を 要 す る た め
追 改	追 加 定	302,489,000	平 成 10 年 度	平 成 10 年 度 以 内 降 4 箇 年 度 以 内 平 成 10 年 度 及 び 平 成 11 年 度	公 借 住 宅 建 設 等 事 業 に つ い て は、 そ の 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、 あ ら か じ め そ の 事 業 費 の 一 部 を 补 助 す る 者 の 決 定 を 行 う こ と を 要 す る た め
追 改	追 加 定	8,778,000	同	—	住 宅 地 闢 連 公 共 施 設 整 備 促 進 事 業 費 补 助
市 街 地 再 開 發 事 業 費 補 助	既 定	311,267,000	—	平 成 11 年 度	住 宅 地 闢 連 公 共 施 設 整 備 促 進 事 業 に つ い て は、 そ の 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、 あ ら か じ め そ の 事 業 費 の 一 部 を 补 助 す る 者 の 決 定 を 行 う こ と を 要 す る た め
国 営 公 园 整 備	既 定	388,000	平 成 10 年 度	平 成 11 年 度	市 街 地 再 開 發 事 業 に つ い て は、 そ の 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、 あ ら か じ め そ の 事 業 費 の 一 部 を 补 助 す る 者 の 決 定 を 行 う こ と を 要 す る た め
都 市 公 园 事 業 費 补 助	既 定	6,520,000	平 成 10 年 度	平 成 10 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	都 市 公 园 事 業 に つ い て は、 多 く の 日 数 を 要 す る も の が あ る た め
下 水 道 事 業 費 补 助	既 定	1,813,000	同	平 成 11 年 度	都 市 公 园 事 業 に つ い て は、 そ の 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、 あ ら か じ め そ の 事 業 費 の 一 部 を 补 助 す る 者 の 決 定 を 行 う こ と を 要 す る も の が あ る た め
追 改	追 加 定	22,903,000	—	—	下 水 道 事 業 に つ い て は、 そ の 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、 あ ら か じ め そ の 事 業 費 の 一 部 を 补 助 す る 者 の 決 定 を 行 う こ と を 要 す る も の が あ る た め
		111,622,400	平 成 10 年 度	平 成 10 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内 平 成 10 年 度 及 び 平 成 11 年 度	下 水 道 事 業 に つ い て は、 そ の 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、 あ ら か じ め そ の 事 業 費 の 一 部 を 补 助 す る 者 の 決 定 を 行 う こ と を 要 す る も の が あ る た め
		12,469,000	同	—	
	改 定	124,091,400	—	—	

官 報 (号 外)

平成十年十一月八日 衆議院会議録第五号

## 平成十年度一般会計補正予算(第3号)に関する報告書

## 平成十年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

四  
山

本補正予算是、歳出面において、平成十年十一月十六日に決定した緊急経済対策の実施等のために、信用取締対策等金融特別対策費、社会資本整備費、地域振興券、住宅金融対策費、雇用対策費等の経費の追加を行うとともに、義務的経費の追加等特に緊要となった事項等について措置を講ずるほか、既定経費の節減、地方交付税交付金の減額等を行う一方、歳入面においては、租税及び印紙収入の減収等を見込むとともに、公債金及び特例公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。  
本補正の結果、平成十年度一般会計予算は、歳入歳出とも次のとおりとなる。(原則として単位

未満四捨五入  
成立予算  
補正第3号  
計  
八一、三一四、六三二百万円  
五、六七六、八五三百万円  
八七、九九一、四八五百万円  
一般会計補正予算の概要是、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

				△
(2)	公債金	維收入	政府資產整理收入	租稅及印紙收入
(1)	公債金			六、八八四、〇〇〇百万円
	特例公債金			一九〇、九一四百万円
				四四、九三九百万円
				一二、三三五、〇〇〇百万円
				四、五一五、〇〇〇百万円
				七八一〇、〇〇〇百万円

		二、一四一、四一四百万円
(1)	中小・中堅企業等金融特別対策費	一、〇三七、〇一四百万円
(2)	国債整理基金特別会計へ繰入	一、一〇五、四〇〇百万円
	社会資本整備費	三、九六〇、一二八百万円
(1)	情報通信・科学技術特別対策費	八八八、五三三百万円
(2)	福祉・医療・教育特別対策費	六六六、八六〇百万円
(3)	環境特別対策費	五一一、三七六百万円
(4)	物流効率化・産業競争力強化特別対策費	三七四、四三四百万円
(5)	農山漁村等地域活性化特別対策費	三八五、〇四九百万円

右に国会に提出する。

平成十年十一月八日

本補正予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

(8) 災害復旧等事業費  
(7) 防災特別対策費  
(6) 民間投資誘発等都市再生特別対策費  
三〇七、五七一百万円  
四〇六、一九二百万円  
四六〇、一二三百万円

予  
算  
委  
員  
長  
中  
山  
正  
憲

內閣總理大臣 小淵 恵三

## (六) 叙

## 平成10年度特別会計補正予算

## 予算総則補正

第1条 次に掲げる各特別会計の平成10年度歳入歳出予算補正是、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げることおりとする。

総理府、大蔵省及び

自治省所管

法務省所管

文部省所管

厚生省所管

農林水産省所管

運輸省所管

郵政省所管

建設省所管

農業立地改良事業

整備事業

整理業

記金資校院

理基

登國產

厚船國

業立民共

保病年再

保良保

業立員立

業立業立

交付税及び譲与税配付金

「交付税及び譲与税配付金特別会計交付金」

交付税及び譲与税配付金特別会計交付金額定期

国立学校	「国立学校特別会計法」第7条第2項 及び附則第18項	136,000,000千円
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」「国有林野事業改善特別措置法」第4条第4項及び「国有林野事業の改革」た めの特別措置法(仮称)	298,725,253千円
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」「国有林野事業改善特別措置法」第5条第2項並びに「国有林野事業の改革」ための特別措置法第18条第2項、第19条第2項及び第20条第2項	302,277,253千円
国営土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第2項	75,200,000千円
国営土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第2項	85,400,000千円
郵政事業	「郵政事業特別会計法」第16条第3項	380,600,000千円
郵政事業	「郵政事業特別会計法」第16条第3項	523,500,000千円
郵政事業	「郵政事業特別会計法」第17条第2項	369,000,000千円
郵政事業	「郵政事業特別会計法」第17条第2項	511,000,000千円

第2条 国立学校特別会計及び労働保険特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成10年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。  
第5条 平成10年度特別会計予算総則第9条の各特別会計の借入金の限度額の表中

交付税及び譲与税配付金特別会計 交付税及び譲与税配付金勘定	交付税及び譲与税配付金 交付税及び譲与税配付19,490,120,929千円
----------------------------------	---

を

第7条 平成10年度特別会計予算總則第18条第1項の資金及び積立金の長期運用予定期の規定中、資金運用部資金の一般会計において新たに発行される平成10年度の国債に対する運用「9,000,000,000千円」を「11,000,000,000千円」に改め、同項の表中

〔2〕 国立学校特別会計	136,000,000千円	0千円
〔2〕 国立学校特別会計	151,000,000千円	0千円
〔5〕 國營土地改良事業特別会計	75,200,000千円	0千円
〔5〕 國營土地改良事業特別会計	85,400,000千円	0千円
〔14〕 北海道東北開発公庫	124,500,000千円	26,500,000千円
〔14〕 北海道東北開発公庫	209,500,000千円	26,500,000千円
〔17〕 日本開発銀行	1,351,200,000千円	80,300,000千円
〔17〕 日本開発銀行	2,449,200,000千円	80,300,000千円
〔18〕 日本輸出入銀行	1,595,400,000千円	59,600,000千円
〔18〕 日本輸出入銀行	2,165,400,000千円	59,600,000千円
〔19〕 日本道路公団	1,224,300,000千円	771,600,000千円
〔19〕 日本道路公団	1,393,500,000千円	771,600,000千円
〔20〕 森林開発公団	23,900,000千円	0千円
〔20〕 森林開発公団	26,900,000千円	0千円
〔21〕 首都高速道路公団	197,800,000千円	131,900,000千円

## (四) 交付(報)

〔21〕 首都高速道路公団	199,400,000千円	131,900,000千円
〔22〕 水資源開発公団	65,600,000千円	19,000,000千円
〔23〕 版神高速道路公団	168,500,000千円	112,300,000千円
〔23〕 版神高速道路公団	170,100,000千円	112,300,000千円
〔28〕 農用地整備公団	15,000,000千円	0千円
〔28〕 農用地整備公団	16,500,000千円	0千円
〔29〕 地域振興整備公団	51,000,000千円	29,100,000千円
〔29〕 地域振興整備公団	54,000,000千円	29,100,000千円
〔30〕 住宅・都市整備公団	866,100,000千円	168,900,000千円
〔30〕 住宅・都市整備公団	876,000,000千円	168,900,000千円
〔36〕 社会福祉・医療事業団	364,500,000千円	0千円
〔36〕 社会福祉・医療事業団	370,600,000千円	0千円
〔42〕 海外経済協力基金	417,100,000千円	21,900,000千円
〔42〕 海外経済協力基金	430,100,000千円	21,900,000千円

に改める。

## 外(市)報

甲号 勘定出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正		
				追 加 額(千円)	修正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
總理府 大蔵省及 び自治省	交付税及び譲与税配付金 額定					
歳	入	他会計より受入				
		一般会計より受入	400,000,000	△1,965,570,000	△1,565,570,000	△1,565,570,000
		借入金	400,000,000	△1,965,570,000	△1,565,570,000	△1,565,570,000
	歳	借入金	0	0	1,695,570,000	1,695,570,000
	出	歳入補正額	2,095,570,000	△1,965,570,000	130,000,000	130,000,000
		地方交付税交付金費	130,000,000	0	130,000,000	130,000,000
		事務費	0	△ 41,151	△ 41,151	△ 41,151
		施設整備費	130,000,000	△ 41,151	129,958,849	129,958,849
法務省	登歳	記入他会計より受入	0	△ 544,491	△ 544,491	△ 544,491
	出	一般会計より受入	0	△ 544,491	△ 544,491	△ 544,491
		事業取扱費	0	△ 1,875,751	△ 1,875,751	△ 1,875,751
		施設整備費	0	△ 19,814	△ 19,814	△ 19,814
		歳出補正額	0	△ 1,895,565	△ 1,895,565	△ 1,895,565
大蔵省	国債整理基金	入	他会計より受入	1,310,940,602	△ 465,400,365	845,540,237
		租税	他会計より受入	1,310,940,602	△ 465,400,365	845,540,237
				0	△ 42,500,000	△ 42,500,000

## (外) 報 告

公 債 金	た ば こ 特 別 税	1,015,328,448	0	△	42,500,000	△	42,500,000	
配 当 金 収 入	公 債 金	1,015,328,448	△	115,438,583	899,889,865	△	899,889,865	
前 年 度 剰 余 金 受 入	配 当 金 収 入	3,783,334	0	△	115,438,583	899,889,865	△	899,889,865
前 年 度 剰 余 金 受 入	前 年 度 剰 余 金 受 入	0	△	801,511,619	3,783,334	△	3,783,334	
雜 収 入	前 年 度 剰 余 金 受 入	0	△	801,511,619	3,783,334	△	3,783,334	
歲 入 捕 正 額	雜 収 入	387,398	0	0	387,398	△	387,398	
產 業 投 資 勘 定	國 債 整 理 基 金 支 出	2,330,439,782	△ 1,424,850,567	905,589,215	2,454,873,222	△ 1,549,284,007	905,589,215	
歲 出	他 金 計 上 り 受 入	367,100,000	0	367,100,000	一般 金 計 上 り 受 入	367,100,000	367,100,000	
歲	一 般 企 會 上 り 受 入	367,100,000	0	367,100,000	一 般 企 會 上 り 受 入	367,100,000	367,100,000	
歲	產 業 投 資 支 出	367,100,000	0	367,100,000	產 業 投 資 支 出	367,100,000	367,100,000	
	事 務 費	0	△	3,826	事 務 費	0	△	3,826
	國 債 整 理 基 金 特 別 企 會 上 り 受 入	0	△	584	國 債 整 理 基 金 特 別 企 會 上 り 受 入	0	△	584
	歲 出 捕 正 額	367,100,000	△	4,410	歲 出 捕 正 額	367,095,590	△	4,410
文 部 省 国 立 学 校	他 企 會 上 り 受 入	199,439,713	△	20,373,768	他 企 會 上 り 受 入	179,065,945	△	179,065,945
歲	一 般 企 會 上 り 受 入	199,439,713	△	20,373,768	一 般 企 會 上 り 受 入	179,065,945	△	179,065,945
歲	借 入 金	15,000,000	0	15,000,000	借 入 金	15,000,000	0	15,000,000
	借 入 金	15,000,000	0	15,000,000	借 入 金	15,000,000	0	15,000,000
國 立 学 校	歲 入 捕 正 額	214,439,713	△	20,373,768	歲 入 捕 正 額	194,065,945	△	194,065,945
		4,617,950	△	15,316,595		10,698,645	△	10,698,645

官 報 (号 外)

厚生省	厚生保険定期	厚生健歳	大学附属病院所費費	研究所費
歳出補正額	歳出補正額	歳出補正額	△ 214,439,713	△ 517,293
保険収入	保険料収入	保険料収入	0	△ 82,965,821
運用収入	運用収入	運用収入	0	△ 82,965,821
事業運営安定資金より受入	事業運営安定資金より受入	事業運営安定資金より受入	0	△ 82,965,821
歳入補正額	退職者給付拠出金	退職者給付拠出金	49,834,686	△ 2,291,605
事業運営安定資金へ繰入	事業運営安定資金へ繰入	事業運営安定資金へ繰入	0	△ 2,291,605
歳出補正額	歳出補正額	歳出補正額	0	△ 2,291,605
児童手当勘定入	他会計より受入	他会計より受入	0	△ 82,965,821
歳務勘定入	一般会計より受入	一般会計より受入	0	△ 82,965,821
児童手当収入	業務取扱費	業務取扱費	0	△ 82,965,821
歳入補正額	一般会計より受入	一般会計より受入	3,544,116	△ 517,293
	△ 3,544,116	△ 3,544,116	△ 4,376,319	△ 4,376,319
	△ 3,544,116	△ 3,544,116	△ 163,561	△ 2,416,663
	△ 3,544,116	△ 3,544,116	0	△ 198,744,985
	△ 3,544,116	△ 3,544,116	0	△ 3,634,170
	△ 3,544,116	△ 3,544,116	0	△ 194,065,945
	△ 3,544,116	△ 3,544,116	0	4,802,098
	△ 3,544,116	△ 3,544,116	0	1,959,656
	△ 3,544,116	△ 3,544,116	0	198,908,546
	△ 3,544,116	△ 3,544,116	0	3,634,170

平成十年十二月八日　衆議院会議録第五号　平成十年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

五四

## (外) 報 告

農林水産省	國 業 務 年 金 歲	入	他 會 計 よ り 受 入	163,239	△	28,080	135,159
	農業共済再保険 業 務 勘 定	出	他 會 計 よ り 受 入	一般会計より受入 農業共済再保険業務費	0	△	84,204
	歲			一般会計より受入 農業共済再保険業務費	0	△	84,204
	漁船再保険及漁業共済保 險			一般会計より受入 農業共済再保険業務費	0	△	84,204
國 有 林 野 事 業	業 務 勘 定 歲	入	他 會 計 よ り 受 入	一般会計より受入 業 務 取 扱 費	0	△	13,902
國 有 林 野 事 業	國 有 林 野 事 業 勘 定 歲	出	他 會 計 よ り 受 入	一般会計より受入 業 務 取 扱 費	0	△	13,902
	國 有 林 野 事 業 収 入			一般会計より受入 業 務 取 扱 費	0	△	13,902
	雜 収 入			一般会計より受入 業 務 取 扱 費	0	△	245,423
	他 會 計 よ り 受 入			一般会計より受入 業 務 取 扱 費	0	△	245,423
	他 勘 定 よ り 受 入			一般会計より受入 業 務 取 扱 費	0	△	245,423
	借 入 金			治 山 勘 定 よ り 受 入	0	△	28,444
	歲 入 捕 正 額			治 山 勘 定 よ り 受 入	0	△	28,444
	國 有 林 野 事 業 費			借 入 金	3,552,000	△	3,552,000
	歲	出		歲 入 捕 正 額	11,484,000	△	11,484,000
				國 有 林 野 事 業 費	11,484,000	△	11,484,000

(号) 報 外

治 山 勘 定	入 他会計より受入	53,375,991	△	44,643	53,331,248
歳		一般会計より受入	53,375,991	△	53,331,248
	地方公共団体工事費負担金収入	1,612,000	△	3,374	1,608,626
		地方公共団体工事費負担金収入	1,612,000	△	1,608,626
	歳 入 捜 正 額	54,987,891	△	48,017	54,939,874
		治 山 事 業 費	48,721,941		48,721,941
		北海道治山事業費	5,108,986	0	5,108,986
		離島治山事業費	605,947	0	605,947
		沖縄治山事業費	294,985	0	294,985
		治山事業工事諸費	256,032	△	208,015
	歳 出 捜 正 額	54,987,891	△	48,017	54,939,874
国営土地改良事業	入 他会計より受入	45,738,470	△	71,450	45,667,020
歳		一般会計より受入	45,738,470	△	71,450
	借 入 金	10,200,000	0	10,200,000	45,667,020
		借 入 金	10,200,000	0	10,200,000
	土地改良事業費負担金等収入	0	△	635	635
		土地改良事業費負担金収入	0	△	635
	歳 入 捜 正 額	55,988,470	△	72,085	55,866,385
		土地改良事業費	31,988,564	0	31,988,564
		北海道土地改良事業費	21,298,051	0	21,298,051
		離島土地改良事業費	1,679,662	0	1,679,662
		沖縄土地改良事業費	419,932	0	419,932
		農業用施設災害復旧事業費	462,487	0	462,487
	土地改良事業工事諸費	6,774	△	88,426	81,652

(外) 号 載 表

		國債整理基金特別会計へ繰入			
		歳 入	歳 出	補 正 額	歳 額
運輸省	港湾整備勘定				
歳 入	他会計より受入				
	他会計より受入	90,175,165	90,175,165	△ 45,214	90,129,951
	他勘定より受入	82	82	△ 3,325	90,129,951
	特定港湾施設工事勘定より受入	82	82	△ 3,325	3,243
	港湾管理者工事費負担金收入	22,546,788	22,546,788	△ 27,086	22,519,702
歳 出	港湾管理者工事費負担金收入	22,546,788	22,546,788	△ 27,086	22,519,702
	債還金収入	223,990	223,990	0	223,990
	受託工事納付金收入	2,516,000	2,516,000	△ 1,508	2,514,492
歳 入	受託工事納付金收入	2,516,000	2,516,000	△ 1,508	2,514,492
	受託工事費	115,462,025	115,462,025	△ 77,133	115,384,892
	北海道港湾事業費	75,601,262	75,601,262	0	75,601,262
	離島港湾事業費	17,729,163	17,729,163	0	17,729,163
	沖縄港湾事業費	10,542,991	10,542,991	0	10,542,991
	埠頭整備等資金貸付金	8,732,407	8,732,407	0	8,732,407
	受託工事費	100,000	100,000	0	100,000
	港湾事業等工事諸費	2,516,000	2,516,000	0	2,516,000
	産業投資特別会計へ繰入	16,212	16,212	△ 77,133	60,921
歳 出	補正額	223,990	223,990	0	223,990
	特定港湾施設工事勘定より受入	115,462,025	115,462,025	△ 77,133	115,384,892
歳 入	他会計より受入	850,000	850,000	△ 588	849,412
	一般会計より受入	588	588	△ 588	849,412

官 報 (号 外)

(外) 報 告

新東京国際空港公团等出資 関西国際空港等整備事業資金 貸付金	11,800,000	0	11,800,000
受託工事費	19,700,000	0	19,700,000
空港等整備事業工事諸費	39,998	0	39,998
空港等維持運営費	504	△ 34,668	34,164
歳出補正額	16,707	△ 16,707	0
	42,303,233	△ 51,375	42,251,858
郵政省			
郵政事業入			
業務収入	0	△ 168,819,866	△ 168,819,866
業務収入	0	△ 154,286,578	△ 154,286,578
業務収入	0	△ 7,540,516	△ 7,540,516
業務収入	0	△ 6,992,772	△ 6,992,772
歳出			
本収入	0	△ 215,000,000	△ 215,000,000
本収入	0	△ 215,000,000	△ 215,000,000
本収入	0	△ 215,000,000	△ 215,000,000
歳入			
補正額	142,900,000	0	142,900,000
業務外収入	142,900,000	0	142,900,000
業務外収入	142,900,000	0	142,900,000
業務外収入	142,900,000	0	142,900,000
歳入			
業務支債	142,900,000	△ 383,819,866	△ 240,919,866
業務支債	0	△ 26,519,866	△ 26,519,866
業務支債	0	△ 215,000,000	△ 215,000,000
業務支債	0	0	15,800,000
歳出			
補正額	15,600,000	△ 15,000,000	△ 15,000,000
補正額	15,600,000	△ 256,519,866	△ 240,919,866
労働省			
労働保険			
雇用勘定入			
保険収入	一般会計より受入	13,943,241	0
保険収入	一般会計より受入	13,943,241	0
積立金より受入	72,132,436	0	72,132,436
積立金より受入	13,943,241	0	13,943,241
積立金より受入	13,943,241	0	13,943,241

## (号)外報

		積立金より受入	雇用安定資金より受入	雇用安定資金より受入	積立金より受入
		歳入補正額	失業等給付費	業務取扱費	雇用安定等事業費
		施設整備費	施設整備費	雇用安定等事業費	雇用安定資金より受入
		歳出補正額	歳出補正額	歳出補正額	雇用安定資金より受入
建設省道整備入		他会計より受入	一般会計より受入	一般会計より受入	積立金より受入
地方公共団体工事費負担金収入		724,502,855	724,502,855	△ 3,233,136	721,269,719
地方公共団体工事費負担金収入		137,150,000	137,150,000	△ 66,911	721,269,719
債還金収入		債還金収入	債還金収入	△ 66,911	137,083,089
歳入補正額		862,437,079	784,224	0	137,083,089
歳出		道路事業費	道路事業費	△ 3,300,047	784,224
北海道道路事業費		472,223,215	98,274,267	0	784,224
北海道道路事業費		103,068,000	9,107,000	0	103,068,000
北海道道路事業費		10,062,000	29,693,588	0	9,107,000
離島道路事業費		29,693,588	29,693,588	0	10,062,000
日本道路公团等事業助成費		139,200,000	0	0	139,200,000
道路事業工事諸費		24,785	△ 3,290,030	△ 3,265,245	24,785

(外) 報 告

事務費		事業投資特別会計へ繰入		10,017		10,017	
歳出額	補正額	862,437,079	△	3,300,047	△	784,224	784,224
治水勘定							
他全計より受入		286,243,714	△	1,368,373		284,875,341	
一般会計より受入		286,243,714	△	1,368,373		284,875,341	
他勘定より受入		2,825	△	494,153		491,328	
特定多目的ダム建設工事勘定より受入		2,825	△	494,153		491,328	
地方公共団体工事費負担金収入		66,391,948	△	151,767		66,240,181	
電気事業者等工事費負担金収入		66,391,948	△	151,767		66,240,181	
地方公共団体工事費負担金収入		2,271,024	△	15,799		2,255,225	
電気事業者等工事費負担金収入		2,271,024	△	15,799		2,255,225	
歳入補正額		354,909,511	△	2,030,092		352,879,419	
河川事業費		188,620,306	0	188,620,306		34,185,303	
北海道河川事業費		34,185,303	0	34,185,303		39,176,904	
河川総合開発事業費		39,176,904	0	39,176,904		3,505,983	
北海道河川総合開発事業費		3,505,983	0	3,505,983		6,144,285	
水資源開発公団交付金		6,144,285	0	6,144,285		65,272,192	
砂防事業		65,272,192	0	65,272,192		3,742,829	
北海道砂防事業費		3,742,829	0	3,742,829		439,955	
建設機械整備費		6,099,036	0	6,099,036		1,376,000	
北海道建設機械整備費		439,955	0	439,955		3,161,053	
離島治水事業費		1,376,000	0	1,376,000		1,168,929	
沖縄治水事業費		3,161,053	0	3,161,053		13,356	
治水事業工事諸費用		3,185,665	△	2,016,736		352,879,419	
歳出補正額		0	△	13,356			
		354,909,511	△	2,030,092			

## 外 告 報 取

特定多目的ダム建設工事 勘定 歳	入	他会計より受入	一般会計より受入	40,637,562	△	445,480
地方公共団体工事費負担金収 人				40,637,562	△	445,480
電気事業者等工事費負担金収 人			地方公共団体工事費負担金収 人	12,241,133	△	22,538
電気事業者等工事費負担金収 人				12,241,133	△	22,538
歲	出			12,353,576	△	26,135
				12,353,576	△	26,135
歲	入	補正額	多目的ダム建設事業費	65,232,271	△	494,153
			北海道多目的ダム建設事業費	56,077,175	0	64,738,118
歲	出	補正額	沖縄多目的ダム建設事業費	5,908,528	0	56,077,175
			工事諸費等治水勘定へ繰入	3,243,743	0	5,908,528
				2,825	△	494,153
歲	出	補正額		65,232,271	△	494,153
都市開発資金金融通	入	他会計より受入	一般会計より受入	14,275,000	0	14,275,000
歲	出		都市開発資金貸付金 事務取扱費	14,275,000	0	14,275,000
				0	△	1,034
				14,275,000	△	1,034
						14,273,966
丙号 繰越明附費補正						
所管	特別会計	事項	所管	特別会計	事項	
文部省	国立学校	(原)船舶建造費	労働省	労働保険		
			雇用勘定	(原)雇用安定等事業費のうち 緊急雇用支援事業委託費		

官 報 (号 外)

丁号 國庫債務負擔行為補正

所 管	特 別 会 計	事 業 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 年 度	事 由
文 部 省	國 立 學 校	実習船建造	7,598,738	平成 10 年度	平成 10 年度 降 3 餘年度以内	東京水産大学における実習船の代船建造には、多くの日数を要するため
農林水産省	國有林野事業 治山勘定	直轄治山事業	既定	208,000	平成 10 年度	平成 10 年度 降 3 餘年度以内
			追加定	53,000	同	平成 11 年度
			追加改	261,000	—	—
		國有林野内直轄治山事業	既定	400,000	平成 10 年度	手取川地区の荒廢山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
			追加定	798,000	同	平成 10 年度及 び平成 11 年度
			追加改	1,198,000	—	平成 11 年度
		廢地すべり防止事業	既定	901,000	平成 10 年度	青森官林局ほか 4 官林局の國有林野内の荒廢山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
			追加定	261,000	同	平成 10 年度以 降 3 餘年度以内
			追加改	1,162,000	—	平成 11 年度
		治山事業費補助	既定	1,242,000	平成 10 年度	磐井川地区ほか 2 地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要す るため
			追加定	1,799,000	同	平成 10 年度以 降 3 餘年度以内
			追加改	3,041,000	—	平成 11 年度
		地すべり防止事業費 補助	既定	320,000	平成 10 年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 地すべり防止事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め

## (外)(内)報

北海道直轄治山事業 国有林野内直 轄治山事業	既定	100,000	平成 10 年度	平成 11 年度
追加定	532,000	同	平成 10 年度及 び平成 11 年度	平成 11 年度
北海道治山事業費補 助	632,000	—	北海道官林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数 を要するため	
既定	140,000	平成 10 年度	平成 10 年度及 び平成 11 年度	
追加定	1,477,000	同	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため	
改定	1,617,000	—	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため	
離島治山事業費補助	39,000	平成 10 年度	平成 11 年度	
国営土地改良事 業				
新安曽(一期)農業 水利事業	200,000	平成 10 年度	平成 11 年度	新安曽(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
西蒲原排水農業水 利事業	既定	1,700,000	平成 10 年度	平成 10 年度及 び平成 11 年度
追加定	200,000	同	平成 11 年度	西蒲原排水農業水利事業には、多くの日数を要するため
国営総合農地防災事 業	1,900,000	—	—	
白根郷農地防災事 業	260,000	平成 10 年度	平成 11 年度	白根郷農地防災事業には、多くの日数を要するため
国営農用地再編開発 事業				
那山東部開拓建設 事業				

## 外取引報告

既定	1,440,000	平成 10 年度	平成 10 年度以降 3箇年度以内	郡山東部開拓建設事業には、多くの日数を要するため
追加改定	450,000 1,890,000	同 —	平成 11 年度	苗場山麓第二開拓建設事業には、多くの日数を要するため
苗場山麓第二開拓建設事業	100,000	平成 10 年度	平成 11 年度	北海道国营かんがい排水事業
当別農業水利事業	290,000	平成 10 年度	平成 11 年度	当別農業水利事業には、多くの日数を要するため
渡島中央農業水利事業	3,600,000	平成 10 年度	平成 10 年度以降 3箇年度以内	渡島中央農業水利事業には、多くの日数を要するため
既定	300,000	同	平成 11 年度	利別川(一期)農業水利事業
追加改定	3,900,000	—	平成 11 年度	利別川(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するため
利別川(一期)農業水利事業	200,000	平成 10 年度	平成 11 年度	天塩沿岸農業水利事業
天塩沿岸農業水利事業	230,000	平成 10 年度	平成 11 年度	天塩沿岸農業水利事業には、多くの日数を要するため
兜農業水利事業	300,000	平成 10 年度	平成 11 年度	兜農業水利事業には、多くの日数を要するため
北斗農業水利事業	310,000	平成 10 年度	平成 11 年度	北斗農業水利事業には、多くの日数を要するため
上幌呂農業水利事業	130,000	平成 10 年度	平成 11 年度	上幌呂農業水利事業には、多くの日数を要するため
くんべつ農業水利事業	60,000	平成 10 年度	平成 11 年度	くんべつ農業水利事業には、多くの日数を要するため
知地帯総合土地改良パイロット事業	1,695,000	平成 10 年度	平成 11 年度	しづかね農業水利事業には、多くの日数を要するため
しづかね農業水利事業	250,000	平成 10 年度	平成 11 年度	小清水農業水利事業には、多くの日数を要するため
小清水農業水利事業	260,000	平成 10 年度	平成 11 年度	西網走農業水利事業には、多くの日数を要するため
西網走農業水利事業	50,000	平成 10 年度	平成 11 年度	余網西部農業水利事業には、多くの日数を要するため
斜線西部農業水利事業				

## (外) 報 画

御影農業水利事業 北海道国営総合農地 防災事業 職別中央農地防災 事業	200,000	平成 10 年度	平成 11 年度	御影農業水利事業には、多くの日数を要するため
北海道国営農用地再 編制施事業 ユーラップ開拓建 設事業 新下川開拓建設事 業 枝幸南部開拓建設 事業	100,000 100,000 200,000 50,000	平成 10 年度 平成 11 年度 平成 10 年度 平成 10 年度	平成 11 年度 平成 11 年度 平成 11 年度 平成 11 年度	職別中央農地防災事業には、多くの日数を要するため ユーラップ開拓建設事業には、多くの日数を要するため 新下川開拓建設事業には、多くの日数を要するため 枝幸南部開拓建設事業には、多くの日数を要するため
バナクシュベツ開 拓建設事業 豊住開拓建設事業 土幌開拓建設事業 標茶西部開拓建設 事業 トリトゥン開拓建 設事業	80,000 150,000 200,000 120,000 180,000	平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度 平成 10 年度	平成 11 年度 平成 11 年度 平成 11 年度 平成 11 年度 平成 11 年度	バナクシュベツ開拓建設事業には、多くの日数を要するため 豊住開拓建設事業には、多くの日数を要するため 土幌開拓建設事業には、多くの日数を要するため 標茶西部開拓建設事業には、多くの日数を要するため トリトゥン開拓建設事業には、多くの日数を要するため
運輸省 港湾整備 港湾整備勘定 直轄港湾改修事業 既 定 追 加 定 改 定 港湾改修事業費補助 既 定 追 加 定	40,475,000 3,820,000 44,295,000 16,155,050 1,314,000 17,469,050	平成 10 年度 同 — 平成 10 年度 同 —	平成 10 年度以 降 3 箇年度以内 平成 11 年度 能代港ほか 6 港の改修工事には、多くの日数を要するため 平成 10 年度以 降 3 箇年度以内 平成 11 年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

(外) 報 伸

港湾環境整備事業費 補助	既 定	1,075,000	平成 10 年度	平成10年度及 び平成11年度
追 加 改 定		375,000	同	
北海道直轄港湾改修 事業	既 定	1,450,000	—	—
追 加 改 定		—	—	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
離島港湾改修事業費 補助	既 定	8,053,333	平成 10 年度	平成10年度及 び平成11年度
北海道港湾改修事業 費補助	追 加 改 定	6,924,400	同	函館港ほか14港の改修工事には、多くの日数を要するため
北海道港湾環境整備 事業費補助	既 定	14,977,733	—	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島港湾改修事業費 補助	追 加 改 定	21,000	平成 10 年度	平成11年度
エネルギー港湾施設 工事	既 定	26,000	平成 10 年度	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
直江津港整備工事	既 定	80,000	平成 10 年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
空 港 整 備	空 港 整 備	1,600,000	平成 10 年度	じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		2,000,000	平成 10 年度 及 び平成11年度	直江津港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数 を要するため
		3,600,000	同	
空 港 整 備	空 港 整 備	35,708,242	平成 10 年度	直江津港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数 を要するため
		130,000	同	新潟空港には、多くの日数を要するものがあるため
		35,839,242	—	

## (外) 報 告

空港整備事業費補助	既 定	2,500,000	平成 10 年度	平成10年度及 び平成11年度
	追 加 改 定	580,000 3,080,000	同 —	平成 11 年度
北海道空港整備	既 定	63,000	平成 10 年度	平成10年度及 び平成11年度
	追 加 改 定	614,000 677,000	同 —	平成 11 年度
北海道空港整備事業	既 定	177,000	平成 10 年度	平成11年度
直轄道路新設及び改築事業	既 定	399,718,000	平成 10 年度	平成10年度以 降5箇年度以内
	追 加 改 定	31,790,000 431,508,000	同 —	平成10年度及 び平成11年度
直轄道路修繕事業	既 定	17,025,000	平成 10 年度	—般国道福岡3号遠賀高架橋ほか67箇所の新設及び改築工事には、 多くの日数を要するものがあるため
	追 加 改 定	6,000,000 23,025,000	同 —	—般国道青森4号三戸修繕ほか45箇所の修繕工事には、多くの日数 を要するため
一般国道改修費補助	既 定	40,765,000	平成 10 年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事 業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	追 加 改 定	11,347,000	同 —	
		52,112,000		

(外) 報 申

地方道改修費補助				
既 定	22,514,000	平成 10 年度	平成10年度以降5箇年度以内	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加	4,565,000	同	平成 11 年度	—
改 定	27,079,000	—	—	—
直轄道路運営費(城道 路交通確保事業)				
既 定	160,000	平成 10 年度	平成10年度及び平成11年度	—
追 加	650,000	同	平成 11 年度	一般国道秋田7号本荘防雪ほか9箇所の雪害工事には、多くの日数を要するため
改 定	810,000	—	—	—
直轄道路交通安全施 設等整備事業				
既 定	9,270,000	平成 10 年度	平成10年度以内	—
追 加	300,000	同	平成 11 年度	一般国道秋田7号土崎自転車歩行者道及び一般国道宮城47号荒谷自動車歩行者道の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
改 定	9,570,000	—	—	—
北海道直轄道路新設 及び改築事業				
既 定	39,925,000	平成 10 年度	平成10年度以内	—
追 加	34,690,000	同	平成 10 年度及び平成11年度	一般国道450号中天狗橋ほか52箇所及び道道奥尻島線湯浜道路ほか5箇所の新設及び改築工事には、多くの日数を要するため
改 定	74,615,000	—	—	—
北海道直轄道路修繕 事業				
既 定	1,970,000	平成 10 年度	平成10年度及び平成11年度	—
追 加	5,500,000	同	平成 11 年度	一般国道5号橋内修繕ほか47箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
改 定	7,470,000	—	—	—
北海道地方道改修費 補助				

## (外)報仙

既 定	5,984,000	平成 10 年度	平成10年度以降3箇年度以内	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 改 定	7,139,000	同	平成 11 年度	一般国道40号名寄流雪溝の雪害工事には、多くの日数を要するため
北海道直轄道路雪害地域道路交通確保事業	13,123,000	—	平成 11 年度	
300,000	平成 10 年度			
土地区画整理事業費補助	3,600,000	平成 10 年度	平成11年度以降4箇年度以内	
既 定	932,000	同	平成 11 年度	
追 加 改 定	4,522,000	—	—	
街路事業費補助	23,706,000	平成 10 年度	平成10年度以降5箇年度以内	
既 定	3,763,000	同	平成 11 年度	
追 加 改 定	27,469,000	—	—	
北海道土地区画整理事業費補助	718,000	平成 10 年度	平成 11 年度	
北海道街路事業費補助	2,915,000	平成 10 年度	平成 11 年度	
既 定	2,485,000	平成 10 年度	平成10年度以降3箇年度以内	
追 加 改 定	406,000	同	平成 11 年度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
治 水	2,891,000	—	—	
治 水 勘 定	直轄河川改修事業	既 定	平成 10 年度	
	103,211,000	平成 10 年度	平成10年度以降5箇年度以内	

(外) 報 伸

追 加 定	6,050,000	平成 10 年度	平成 11 年度	
概 定	109,261,000	—	—	
追 加 定	1,616,000	平成 10 年度	平成 10 年度以降 5箇年度以内	阿武隈川ほか4河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加 定	808,000	同	平成 11 年度	
改 定	2,424,000	—	—	
・河川改修費補助 概 定	6,503,600	平成 10 年度	平成 10 年度以降 5箇年度以内	
追 加 定	2,003,000	同	平成 11 年度	阿武隈川の浄化事業、名取川ほか 3 河川の河道整備事業及び閑川の河川利用推進事業には、多くの日数を要するため
改 定	8,506,600	—	—	
都市河川改修費補助 概 定	21,110,000	平成 10 年度	平成 10 年度以降 5箇年度以内	
追 加 定	1,472,000	同	平成 11 年度	
改 定	22,582,000	—	—	
準用河川改修費補助 概 定	120,000	平成 10 年度	平成 10 年度以降 5箇年度以内	
追 加 定	166,000	同	平成 11 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
改 定	286,000	—	—	
北海道直轄河川改修 事業 概 定	3,645,000	平成 10 年度	平成 10 年度以降 5箇年度以内	
追 加 定	7,335,000	同	平成 11 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
改 定	10,980,000	—	—	
北海道河川改修費補助 助	3,376,000	平成 10 年度	平成 11 年度	

北海道埠用河川改修 費補助	既 定	12,000	平成 10 年度	平成 11 年度		
河川総合開発事業費 補助	既 定	3,598,695	平成 10 年度	平成 11 年度以 降 4 餘年度以内		
追 改	追 加 定	145,837	同	平成 11 年度		
		3,744,532	—	—		
北海道河川総合開発 事業費補助	既 定	1,092,000	平成 10 年度	平成 11 年度以 降 4 餘年度以内		
追 改	追 加 定	581,350	同	平成 11 年度		
		1,673,350	—	—		
北海道治水ダム建設 事業費補助	既 定	58,850	平成 10 年度	平成 11 年度		
直轄砂防事業	既 定	24,370,000	平成 10 年度	平成 10 年度以 降 5 餘年度以内		
追 改	追 加 定	2,077,900	同	平成 11 年度		
		26,447,900	—	—		
直轄地すべり対策事 業	既 定	1,540,000	平成 10 年度	平成 10 年度以 降 3 餘年度以内		
追 改	追 加 定	184,100	同	平成 11 年度		
		1,724,100	—	—		
砂防事業費補助	既 定	1,833,240	平成 10 年度	平成 10 年度以 降 5 餘年度以内		
追 改	追 加 定	3,137,250	同	平成 11 年度		
		4,970,490	—	—		

(外) 報 告

地すべり対策事業費 補助 北海道直轄砂防事業 既 定	437,500	平成 10 年度	平成 11 年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するた め
追 加 定	360,000	平成 10 年度	平成 11 年度以 降 4 箇年度以内	
追 加 定	300,000	同	平成 11 年度	
北海道砂防事業費補 助 既 定	660,000	—	—	
追 加 定	250,000	平成 10 年度	平成 10 年度及 び平成 11 年度	
追 加 定	640,000	同	平成 11 年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するた め
追 加 定	890,000	—	—	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するた め
北海道地すべり対策 事業費補助 既 定	40,000	平成 10 年度	平成 11 年度	
多目的ダム建設事業 既 定	735,000	平成 10 年度	平成 11 年度	高瀬川小川原湖総 合開発建設工事 米代川森吉山ダム 建設工事 北海道多目的ダム建 設事業
石狩川忠別ダム建 設工事 既 定	41,100,543	平成 10 年度	平成 10 年度以 降 5 箇年度以内	多くの日数を要するため 米代川森吉山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
追 加 定	500,000	同	平成 11 年度	石狩川忠別ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
留萌川留萌ダム建 設工事 既 定	41,600,543	平成 10 年度	平成 11 年度	留萌川留萌ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
石狩川幾春別川総 合開発建設工事 既 定	300,000	平成 10 年度	平成 11 年度	石狩川幾春別川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため

平成十年十二月八日 衆議院会議録第五号 平成十年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

平成十年度政府関係機関補正予算(機第2号)及び同報告書

七四

## 平成十年度特別会計補正予算(特第2号)に関する報告書

## 一 捕正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、国立学校特別会計、道路整備特別会計等二十一特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。  
なお、国有林野事業特別会計等七特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要是、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

## 1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

## 交付税及び譲与税配付金勘定

三六、三〇五、七七九

三六、一六四、六七九

## 当初

一一〇、〇〇〇

一二九、九五九

## 補正

三六、四三五、七七九

三六、二九四、六二八

## 2 国債整理基金特別会計

九一、四〇〇、七〇五

八七、四〇〇、七〇五

九〇五、五八九

九〇五、五八九

九三、三〇六、二九四

八八、三〇六、二九四

## 3 国立学校特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

## 当初

三、〇一七、五一三

三、〇一七、五一三

## 補正

一九四、〇六六

一九四、〇六六

## 4 港湾整備特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

## (1) 港湾整備勘定

五四八、三三三

五四八、三三三

## 当初

一一五、三八五

一一五、三八五

## 計

六六三、七〇七

六六三、七〇七

## (2) 特定港湾施設工事勘定

一九、一一五

一九、一一五

## 当初

三、三四八

三、三四八

## 計

一一三、四六二

一一三、四六二

## 5 労働保険特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

## 雇用勘定

三、三三三、二七一

三、三三三、二七一

八八、七六六

八八、七六六

三、四三一、〇三八

三、四三一、〇三八

## 6 道路整備特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

## 道路整備勘定

五、一〇一、三五七

五、一〇一、三五七

八五九、一三七

八五九、一三七

五、九六〇、四九四

五、九六〇、四九四

五、九六〇、四九四

五、九六〇、四九四

## 病院特別会計、国民年金特別会計、農業投資特別会計、厚生保険特別会計、船員保険特別会計、国有林野事業特別会計、國營土地改良事業特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計、道路整備特別会計及び國立学校特別会計である。

以上のほかに、登記特別会計、産業投資特別会計、厚生保険特別会計、船員保険特別会計、国有林野事業特別会計、國營土地改良事業特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計、郵政事業特別会計、治水特別会計及び都市開発資金金融通特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

また、公共事業等について国庫債務負担行為の追加を行うのは、国有林野事業特別会計、國營土地改良事業特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計、道路整備特別会計及び國立学校特別会計である。

## 二 捕正予算の可決理由

本補正予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右

平成十年十二月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

予算委員長 中山 正暉

平成十年度政府関係機関補正予算(機第2号)

国会に提出する。

平成十年十二月四日

内閣総理大臣 小淵 恵三

平成10年度政府関係機関補正予算

予算総則補正  
第1条 次に掲げる各政府関係機関の平成10年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

國民金融公庫	借入金	3,805,500,000千円
國民金融融資公庫	住宅金融公庫	北海道中小企業信用保険公庫
國民金融融資公庫	中小企業金融公庫	東北開発公庫
國民金融融資公庫	中小企業金融公庫	中北中小企業金融公庫
國民金融融資公庫	中小企業金融公庫	環境衛生金融公庫

३५

۲۳۶

國民金融公庫	借入金	3,811,800,000千円
北海道東北開発公庫	借入金	122,200,000千円 69,300,000
北海道東北開発公庫	借入金	207,200,000千円 69,300,000

に改める。

第3条 「国民金融公庫法」第5条第1項ただし書の規定により平成10年度において

第4条 平成10年度政府関係機関予算總則第3条第2項の各公庫の収入支出予算の弾力条項の表中

<b>2 公庫</b> <b>中小企業信用保険</b>	<p>「中小企業信用保険法」及び「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づく保険金</p>	<p>「中小企業信用保険公庫法」第22条第1項の規定による中小企業信用保険準備基金の金額と同条第2項の規定による融資基金の合計額に相当する金額を限度として大蔵大臣の定める金額</p>
--------------------------------	---	---

<p>平成10年度政府関係機関補正予算 予算総則補正</p> <p>第1条 次に掲げる各政府関係機関の平成10年度収入支出予算補正是、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。</p>	<p>国 民 金 融 公 司 庫 蘭 住 中 小 企 業 金 融 公 司 北 海 道 東 北 開 發 公 司 中 小 企 業 信 用 保 險 公 司 環 境 衛 生 金 融 公 司 庫 蘭</p>
<p>第2条 平成10年度政府関係機関予算繰則第2条第1項の各公庫の借入金等の限度額の表中 國 民 金 融 公 庫 借 入 金 3,805,500,000千円</p>	<p>2 公庫 中小企業信用保険 「中小企業信用保険法」及び 「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づく保険金 「機械類信用保険法」及び 「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づく保険金 定める金額 「機械類信用保険法」第33条第1項の規定による機械類信用保険運営基金の金額と第14条第2項の規定による積立金の金額の合計額に相当する金額を限度として大蔵大臣の定める金額 「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」(仮称)に基づく保険金 「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」(仮称)の規定による破綻金融機関等関連特別保険等準備基金の金額に相当する金額を限度として大蔵大臣の定める金額</p>

## 甲号 収入支出予算補正

(外号)報酬

政 府 関 係 機 関	款	項	補			額 (千円)
			追 加	額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)	
國 民 金 融 公 庫	事 業 益 金		0	△ 48,356,997	△ 48,356,997	
	事 業 益 金		0	△ 48,356,997	△ 48,356,997	
	雜 取 入		10,609,000	△ 599,336	0	10,009,664
	一 般 會 計 より 受 入		10,609,000	△ 79,000	△ 79,000	10,609,000
	用 収 入		0	△ 520,336	△ 520,336	
	雜 収 入		0	△ 48,956,933	△ 38,947,333	
	業 捐 額		10,609,000	△ 48,210,551	△ 48,210,551	
住 宅 金 融 公 庫	事 業 益 金		759,562	△ 134,847,872	△ 134,847,872	
	事 業 益 金		759,562	△ 134,847,872	△ 134,847,872	
	收 入		150,038,889	0	150,038,889	
	事 業 益 金		150,038,889	0	150,038,889	
	一 般 會 計 より 受 入		150,000,000	0	150,000,000	
	雜 収 入		38,889	0	38,889	
中 小 企 業 金 融 公 庫	事 業 益 金		150,798,451	△ 134,847,872	15,950,579	
	事 業 益 金		1,761,459	△ 27,174,484	△ 25,413,025	
	收 入		0	△ 39,355,953	△ 39,355,953	
	事 業 益 金		0	△ 39,355,953	△ 39,355,953	
	一 般 會 計 より 受 入		16,786,000	△ 38,084	0	16,747,916
	用 収 入		0	△ 32,877	△ 32,877	16,786,000
	雜 収 入		0	5,207	△ 5,207	
	補 正 額		16,786,000	△ 39,394,037	△ 22,608,037	

官 報 (号 外)

支	出	事業損益金	0	△ 28,174,865
北海道東北開発公庫	入	事業益金	23,810	△ 15,818,410
支	出	事業益金	23,810	△ 15,818,410
中小企業信用保険公庫	入	事業益金	16,533,000	△ 15,794,600
支	出	事業益金	16,533,000	△ 15,794,600
一般会計より受入	入	事業益金	0	△ 15,014
支	出	事業益金	0	△ 15,014
運収入補正額	入	事業益金	16,536,810	△ 15,833,424
支	出	事業益金	0	△ 1,805,642
事務取扱費	入	事業益金	0	△ 185,893
保険料収入	入	事業益金	0	△ 185,893
回基金	入	事業益金	0	△ 185,893
保険料収入	入	事業益金	554,430	△ 147,248
回基金	入	事業益金	554,430	△ 147,248
保険料収入	入	事業益金	422,012	△ 25,985,956
回基金	入	事業益金	0	△ 25,985,956
保険料収入	入	事業益金	422,012	△ 25,985,956
回基金	入	事業益金	0	△ 2,389,192
保険料収入	入	事業益金	0	△ 2,389,192
回基金	入	事業益金	131,905	△ 4,900
保険料収入	入	事業益金	131,905	△ 4,900
回基金	入	事業益金	131,905	△ 4,900
支	出	事業益金	1,108,347	△ 28,713,189
支	出	事業益金	0	△ 54,002
事務取扱費	入	事業益金	258,295,786	△ 27,604,842
事務取扱費	入	事業益金	10,000	△ 54,002
環境衛生金融公庫	入	事業益金	258,305,786	△ 258,295,786
環境衛生金融公庫	入	事業益金	0	△ 10,000
環境衛生金融公庫	入	事業益金	0	△ 5,481,211
環境衛生金融公庫	入	事業益金	0	△ 5,481,211



一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)	第一条第四項に規定する破綻金融機関
二 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百二十一号。以下「金融再生法」という。)第二条第五項に規定する被管理金融機関	法律(平成十年法律第二百二十一号。以下「金融再生法」という。)第二条第五項に規定する被管理金融機関
三 金融再生法第一条第七項に規定する承継銀行	三 金融再生法第一条第七項に規定する承継銀行
四 金融再生法第二条第八項に規定する特別公的管理銀行	四 金融再生法第二条第八項に規定する特別公的管理銀行

用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が特定会社の銀行その他政令で定める金融機関(以下単に「金融機関」という。)からの借入れ(手形の割引又は給付(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項の契約に基づく給付をいう。以下同じ。)を受けることを含む。)による債務の保証(保証契約で定める期間内に生じる債務について、当該特定会社が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額(以下「限度額」という。)に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証(以下「特殊保証」という。)を含む。)をする」とにより、特定会社一社についての保証額の合計額が五億円を超えることができる保険(以下「破綻金融機関等関連特別保険」という。)に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第二条並びに次条第一項及び第二項において同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。	2 前項の保険関係においては、保証額に百分の九十を乗じて得た金額を保証金額とする。
3 第一項の保険関係においては、借入金のうち保証をした額を保証額とし、特定会社に代わってする借入金の弁済(手形の割引の場合は手形の支払、給付の場合は掛金の払込み)を付をいう。以下同じ。)を受けることを含む。)に	3 第一項の保険関係においては、借入金のうち保証をした額を保証額とし、特定会社に代わってする借入金の弁済(手形の割引の場合は手形の支払、給付の場合は掛金の払込み)を
4 第一項の保険関係が成立する保証をした借入金(手形の割引の場合には手形の割引により融通を受けた資金、給付の場合には給付金)は、特定会社の行う事業の振興に必要なものに限る。	4 第一項の保険関係が成立する保証をした借入金(手形の割引の場合には手形の割引により融通を受けた資金、給付の場合には給付金)は、特定会社の行う事業の振興に必要なものに限る。
第五条 保険料の額は、保証金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。	5 第一条第二項から第四項までの規定は、第一項の保険関係について準用する。

第六条 公庫は、一事業年度内に締結する第二条第一項及び第四条第一項の保険契約に基づいて成立する保険関係の保証額の総額が事業年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内でなければ、これらの保険契約を締結する」と	2 公庫と破綻金融機関等関連特別無担保保険の契約を締結し、かつ、破綻金融機関等関連特別保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が一億円(当該債務者たる特定会社について既に破綻金融機関等関連特別無担保保険の保険関係が成立している場合にあっては、一億円から当該保険関係における保証額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、破綻金融機関等関連特別無担保保険の保険関係が成立するものとする。
第七条 公庫は、一事業年度内に締結する第二条第一項及び第四条第一項の保険契約に基づいて成立する保険関係の保証額の総額が事業年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内でなければ、これらの保険契約を締結する」と	3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の保険関係について準用する。
第八条 公庫は、一事業年度内に締結する第二条第一項及び第四条第一項の保険契約に基づいて成立する保険関係の保証額の総額が事業年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内でなければ、これらの保険契約を締結する」と	4 第一条第二項から第四項までの規定は、第一項の保険関係について準用する。
第九条 公庫は、一事業年度内に締結する第二条第一項及び第四条第一項の保険契約に基づいて成立する保険関係の保証額の総額が事業年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内でなければ、これらの保険契約を締結する」と	5 第一条第二項から第四項までの規定は、第一項の保険関係について準用する。

ができない。

(公庫の破綻金融機関等関連特別保険等の業務)

第七条 公庫は、中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)第十八条第一項に規定する業務のか、この法律の目的を達成するため、その業務として破綻金融機関等関連特別保険及び破綻金融機関等関連特別無担保保険(以下「破綻金融機関等関連特別保険等」という。)を行う。

(業務の方法)

第八条 公庫は、前条の規定による破綻金融機関等関連特別保険等の業務(以下「破綻金融機関等関連特別保険等業務」という。)について、当該業務の開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣及び大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、保険関係が成立する保証の範囲、保険事故、保険金額の保険種類に対する割合、保険料及び保険金に関する事項その他破綻金融機関等関連特別保険等に関する業務の方法を定めておかなければならぬ。

(準備基金)

第九条 公庫は、破綻金融機関等関連特別保険等の事業に関して、破綻金融機関等関連特別保険等の準備基金(以下「準備基金」という。)を設け、

次項の規定により政府から出資された金額をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、準備基金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(特別勘定等)

第十条 公庫は、破綻金融機関等関連特別保険等業務に係る経理については、その他の経理と区別し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 公庫は、前項に規定する特別の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その利益の百分の五十に相当する額を積立

は、その利益の百分の五十に相当する額を積立金として積み立てなければならない。ただし、

次項の規定による準備基金の減額がなされているときは、その利益を前条第一項の規定により

準備基金に充てるものとされた金額に達するまで準備基金に組み入れるものとし、その組み入

れた額を利益の額から控除してなお残余がある

ときは、その残余の百分の五十に相当する額は、積立金として積み立てなければならない。

3 公庫は、第一項に規定する特別の勘定において、毎事業年度の損益計算上の利益の額から第二項の規定により積立金として積み立てた額(同項ただし書の規定により準備基金に組み入れたときは、その組み入れた額と積立金として積み立てた額との合計額)を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4 第二項に規定する積立金は、前項の規定により損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。

5 第二項の規定による準備基金への組入れ又は第三項の規定による準備基金の減額がなされたときは、公庫の資本金は、前条第三項、中小企業信用保険公庫法第四条第一項及び第三項、機械類信用保険法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二十号)附則第三条第二項後段並びに機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)第十三条第三項の規定にかかるらず、その組入れ又は減額に相当する額により増加し又は減少するものとする。

6 公庫は、第一項に規定する特別の勘定における

8 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

9 第一項の規定により特別の勘定が設けられて

いる場合における次の表の上欄に掲げる中小企

業信用保険公庫法の規定の適用については、同

表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に

掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とす

る。

10 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属

する会計については、政令で定める。

11 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

12 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

13 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

14 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

15 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

16 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

17 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

18 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

19 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

20 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

21 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

22 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

23 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

24 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

25 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

26 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

27 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

28 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

29 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

30 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

31 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

32 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

33 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

34 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

35 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

36 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

37 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

38 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

39 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

40 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

41 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

42 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

43 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

44 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

45 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

46 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

47 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

48 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

49 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

50 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

51 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

52 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

53 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

54 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

55 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

56 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

57 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

58 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

59 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

60 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

61 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

62 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

63 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

64 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

65 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

66 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

67 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

68 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

69 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

70 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

71 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

72 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属

する会計については、政令で定める。

73 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規

第一二三条第四項並びに機械類信用保険法第十三条第三項並びに破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信

用保険の特例に関する臨時措置法第九条第三項

(破綻金融機関等関連特別保険等業務に係る中

小企業信用保険公庫法の特例)

第十一條 破綻金融機関等関連特別保険等業務に

ついての中堅事業者に係る信

用保険の特例に関する臨時措置法第九条第三項

二項、第二十八条第一項及び第三十三条の規定

の適用については、同法第二十六条第一項及び

第二十八条第一項中「又は中小企業信用保険法」

とあるのは、「中小企業信用保険法又は破綻金

融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用

保険の特例に関する臨時措置法」と、同法第三

十三条第一号中「この法律」とあるのは「この法

律又は破綻金融機関等の融資先である中堅事業

者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」

と、同条第三号中「第十八条第一項」とあるのは

「第十八条第一項及び破綻金融機関等の融資先

である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する

臨時措置法第七条」とする。

(中小企業信用保険法の準用)

第十二条 中小企業信用保険法第五条から第十一

条までの規定は、破綻金融機関等関連特別保険

等の保険関係について準用する。この場合にお

いて、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附 則 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後平成十三年三月三十日までの間に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(中小企業信用保険法の一部改正)

3 中小企業信用保険法の一部を次のように改正する。

(中小企業信用保険法の一部改正)

4 中小企業信用保険法の一部を改正する法律(平成十年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

(中小企業信用保険法の一部改正)

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正)

6 新事業創出促進法案

本案施行に要する経費としては、約七百二十億円の見込みである。

右

国会に提出する。

平成十年十二月二十七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

二五の一 破綻金融機関等の融資先である

第七項に規定する承認銀行及び同条第八項に規

定する特別公的管理銀行をいう。)と金融取引を行つたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引に改める。

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

附則第三項第七号に規定する破綻金融機関等には、破綻金融機関等の融資先である中

堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第二百四十一号)の施行の日

の一年前の日以後において破綻金融機関等であつたものを含むものとする。

(中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部改正)

金融機関の破綻が相次いで発生し、我が国の金融機能が大きく低下している状況にかんがみ、

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、当分の間、

中堅事業者の債務の保証につき公的な信用保険を行つ特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融機関の破綻が相次いで発生し、我が国の金融機能が大きく低下している状況にかんがみ、

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、当分の間、

中堅事業者の債務の保証につき公的な信用保険を行つ特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臨時措置法(平成十年法律第二百四十一号)に規定する破綻金融機関等関連特別保険等に関する事項を「前号まで」に改める。

第四条第二十七号中「前二号」を「第一十四号から前号まで」に改める。



しくは役務の提供に利用する企業の集積(以下「高度技術産業集積」という。)が存在する地域であつて次に掲げる要件に該当するものをいう。

- 一 自然的経済的社会的条件からみて一体であること。
- 二 その地域又はその近傍に高度技術に係る研究を行つ大学その他の研究機関が存在すること。
- 三 高度技術の開発又は利用に必要な知識又は技術を有する人材の確保が可能であること。
- 四 高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る施設及び高度技術の開発又は利用に必要な情報を提供する施設の利用が容易であること。

八 この法律において「高度研究機能集積地区」とは、国際的な技術水準の向上に貢献する高度技術に関する研究機関が存在し、又は高度技術の研究開発に関し企業と連携する研究機関が相当数存在しており、当該研究機関と企業との相互の交流を通じて当該研究機関が有する高度技術と企業が有する技術に関するそれぞれの知識の融合が図られることにより、新たな事業の創出が相当地程度促進されることにより、新たな事業の創出が見込まれる地区をいう。

(基本方針)

第三条 主務大臣は、新たな事業の創出を促進するため、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業の開始、中小企業者の新技术を利用した事業活動に対する支援並びに技術、人材その他の地域に存在する産業資源(以下「地域産業資源」という。)を活用した事業環境の整備に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

二 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業の開始の支援に関する基本的な事項
- 二 中小企業者の新技術を利用した事業活動の支援に関する次に掲げる事項
- 三 中小企業者による特定補助金等に係る成果を利用した新たな事業の創出の促進に関する事項
- 四 口 国等が中小企業者及び事業を営んでいな個人(以下「中小企業者等」という。)に交付する特定補助金等の内容に関する事項

八 その他中小企業者による特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項

二 地域産業資源を活用した事業環境の整備に関する次に掲げる事項につき、第十八条第一項に規定する基本構想の指針となるべきもの

イ 地域産業資源を活用した新たな事業の創出の意義に関する事項

ロ 高度技術に関する研究開発からその研究成果を活用した企業の自律的発展に至るまでの事業展開の各段階において適切な支援

(創業促進資金)

第三条 政府は、事業団が前条に掲げる業務に必要な資金又は次条第一項に規定する創業促進資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、事業団に出資することができる。

五 事業団は、事業団法第二十七条第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定において事業団法第二十八条第一項に規定する積立金があるときは、同項の規定にかかわらず、通商産業大臣の承認を受けてその積立金の額に相当する金額の全部又は一部を創業促進業務に必要な資金又は創業促進資金に充てることができるものとする。

二 事業団は、前項の創業促進資金(以下「創業促進資金」という。)に係る經理については、事業団法第二十七条第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定における勘定に該当するものとし、この勘定における勘定の長に協議しなければならない。

四 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

三 第二章 創業等の促進

(中小企業事業団の業務の特例)

第四条 中小企業事業団(以下「事業団」という。)は、中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十二号。以下「事業団法」という。)第二十一条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 第二条第二項第一号若しくは第三号に掲げる創業者又は中小企業者である同項第二号若しくは第四号に掲げる創業者が行う新商品、新技術若しくは新たな役務の開発、企業化又は需要の開拓に必要な助成又は資金の出資を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(政府の出資)

第五条 政府は、事業団が前条に掲げる業務に必要な資金又は次条第一項に規定する創業促進資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、事業団に出資すること。

六 事業団は、事業団法第二十七条第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定において事業団法第二十八条第一項に規定する積立金があるときは、同項の規定にかかわらず、通商産業大臣の承認を受けてその積立金の額に相当する金額の全部又は一部を創業促進業務に必要な資金又は創業促進資金に充てることができるものとする。

二 事業団は、前項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定に創業促進資金を設け、前条の規定により政府が出資した額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

七 第二章 第二節 第二項の規定により事業団の業務が行われる場合には、事業団法第二十七条第一項第三号中「前」号に掲げる業務以外の業務」とあるの

項

八 高度技術産業集積地区の活用に関する事項

二 高度研究機能集積地区の活用に関する事項

十六条 事業団は、第四条に掲げる業務(以下「創業促進業務」という。)に関する事項

十七条 第二項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定に創業促進資金を設け、前条の規定により政府が出資した額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

八三

## 官 報 (号 外)

は「前二号に掲げる業務以外の業務及び新事業創出促進法第四条に掲げる業務」と、事業団法第二十八条第一項中「出資資金に充てた額」とあるのは「出資資金に充てた額及び新事業創出促進法第六条第三項の規定に基づき同条第一項の創業促進資金に充てた額」と、事業団法第三十四条中「この法律及びこれに基づく政令」とあるのは「この法律及びこれに基づく政令並びに新事業創出促進法」と、事業団法第三十五条第二项、第三十六条第一項及び第四十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は新事業創出促進法」と、事業団法第三十八条第三号中「又は第三十三条」とあるのは、「第三十三条 新事業創出促進法第六条第三項又は第五項」と、事業団法第四十一条第二項中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項及び新事業創出促進法第四条」とする。

## (中小企業信用保険法の特例)

第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第一百六十四号)第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下この条において「無担保保険」という。)の保険関係であって、新事業創出関連保証(同項に規定する債務の保証(その保証について担保(保証人(新事業創出関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。)の保証を含む。)を提供させないものに限る。)であって、創業者(第一条第一項第二号及び第四号から第六号までにあっては、中小企業者に限る。)の要する資金のうち通商産業省令で定めるものに係るもの(第二条第一項第一号及び第三号に掲げる創業者(第二条第一項第一号及び第三号に掲げる創業者を含む。)に係るものについての中小企業信

用保険法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者」とあるのは「中小企業者(新事業創出促進法第二条第一項第一号及び第三号に掲げる創業者を含む。)」と、「保険金額の合計額が五千万円」とあるのは「新事業創出促進法第八条第一項に規定する新事業創出関連保証(以下「新事業創出関連保証」という。)に係る保険関係の保険金額の合計額及びその他の保険関係の保険金額がそれぞれ五千万円及び五千万円」と、同条第二項中「当該保証をした借入金の額が五千万円(当該債務者)とあるのは「新事業創出関連保証及びその他の保証」とし、当該保証をした借入金の額がそれぞれ五千万円及び五千万円(新事業創出関連保証及びその他の保証)とに、当該債務者」と、「五千円から」とする。

2 第二条第二項第一号及び第三号に掲げる創業者であって、前項に規定する新事業創出関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 新事業創出関連保証を受けた者一人についての無担保保険の保険関係であって政令で指定するものの保険金額の合計額の限度額は、政令で定める。

4 無担保保険の保険関係であって、新事業創出関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかるわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

		第五条第三項		(事業革新法の特例)	
		事業革新計画には、		第九条 特定会社が、内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化の影響を受けて、その生産及び雇用が減少しており、若しくは減少するおそれがある歯業、製造業、印刷業、ソフトウェア業、情報処理サービス業その他政令で定める業種に属する業種であつて、主務省令で定めるものに属する事業を営んでおり、かつ、当該特定会社が第二条第一項第二号に掲げる創業等を行なう場合(当該特定会社の従業員の知識及び技能、設備、技術等を活用して行うときに限る。)には、当該特定会社が行う当該創業等は特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の規定を適用する。	
		事業革新計画には、		(平成七年法律第六十一号。以下「事業革新法」という。)第二条第一項に規定する特定事業者が行う同条第二項に規定する事業革新とみなして、事業革新法第五条、第六条、第七条第一項及び第二項並びに第十四条から第二十二条までの規定を適用する。	
第五条第五項第一号	第五条第五項第一号	(当該事業革新計画に從つて設立される法人を含む。以下「関係事業者」という。)	事業革新計画には、新事業創出促進法第二条第二項第六号に掲げる会社になるべきものとして設立される会社である。	事業革新計画には、新事業創出促進法第二条第二項第六号に掲げる会社になるべきものとして設立される会社である。	事業革新計画には、新事業創出促進法第二条第二項第六号に掲げる会社になるべきものとして設立される会社である。
第五条第五項第四号	第六条第一項	当該特定事業者	(以下「新設会社」という。)	当該特定事業者として一体的に行う措置	当該特定事業者として一体的に行う措置
第六条第二項	第六条第二項	当該特定事業者	事業革新のために行う措置	事業革新として一括して行う措置	事業革新として一括して行う措置
第十四条	承認特定事業者	当該特定事業者	含めることができる	含めることとする	含めることとする
承認特定事業者	又はその関係事業者	承認を受けた者(当該承認に係る事業革新計画に従つて合併により設立された法人を含む。)	当該特定事業者及びその新設会社	当該特定事業者及びその新設会社	当該特定事業者及びその新設会社
承認特定事業者及びその新設会社	又はその新設会社	承認を受けた者(当該承認に係る事業革新計画に従つて合併により設立された法人を含む。)	当該特定事業者及びその新設会社	当該特定事業者及びその新設会社	当該特定事業者及びその新設会社

第十五条	関係事業者	新設会社
第十六条第一項	承認特定事業者	承認特定事業者及びその新設会社
第十六条第四項	承認特定事業者の雇用する	承認特定事業者及びその新設会社の雇用する
第十七条第一項及び第二項	特定事業者	特定事業者及びその新設会社
第十八条	承認特定事業者又は承認活用事業者	承認特定事業者
第十九条第一項	承認特定事業者	承認特定事業者及びその新設会社
第二十条第一項	又は運輸大臣	又は運輸大臣であつて、特定事業者が営む特定業種に属する事業を所管する大臣又は厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣又は運輸大臣であつて、通商産業計画に係る事業を所管する大臣
第二十条第二項	又は運輸大臣	又は運輸大臣であつて、特定事業者が営む特定業種に属する事業を所管する大臣

(新株の引受権の付与の特例)

第十一条 第一条第二項第四号又は第六号に掲げる

創業者のうち中小企業者であつて株式会社であるもの(その事業の将来における成長発展を図るために必要な人材を確保して事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして通商産業大臣が認めたものに限る)が、取締役又は

省令で定める要件に該当するものとして通商産業大臣が確認したものに限る)が、取締役又は

使用人である者に対し商法(明治三十二年法律第四十八号)第一百八十二条ノ十九第一項に規定する新株の引受権を与える場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「十分」

「一」とあるのは、「五分の一」とする。

(人材の育成)

第十二条 国は、新たな事業の創出を担う人材の育成を図るため、創業等に必要な知識及び技術の習得を促進するための施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

第三章 中小企業者の新技术を利用した事業活動の支援

(中小企業者等に対する特定補助金等の支出機会の増大の努力)

第十二条 国等は、特定補助金等を交付するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、特

第十四条	各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、国等の特定補助金等の中企業者等への支出の実績の概要を通商産業大臣に通知するものとする。	1 通商産業大臣は前項の実績の概要の要旨を通常なく公表しなければならない。	2 通商産業大臣は前項の実績の概要の要旨の通達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む)又は新株引受権付社債の保有
第十五条	通商産業大臣及び中小企業者等の行う事業の主務大臣は、当該事業を行う者を相手方とする特定補助金等の交付に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者等への支出の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきこととを要請することができる。	3 通商産業大臣は、前項第一号及び第二号の事業とみなす。	3 通商産業大臣は、前項第一号及び第二号の事業とみなす。
第十六条	中小企業投資育成株式会社は、中小企	業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。	業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

第十七条	中小企業信用保険法の特例	業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。
第十八条	中小企業投資育成株式会社法の特例	一 特定中小企業者及び特定補助金等を交付された事業を営んでいない個人が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために資本の額が一億円を超える株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有



官報(号外)

における次の表の上欄に掲げる情報処理促進法の規定の適用については、これらの規定中同表

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条第一項	、通商産業大臣	通商産業大臣の認可を受けて、新事業創出促進法第二十二条第一項第一号イに掲げる業務(以下「教材開発業務」という。)に必要な資金に充てるため必要があるときは通商産業大臣及び労働大臣
第十一条第一項	又は第三十条第一項の信用基金第一の資金	第三十条第一項の信用基金又は教材開発業務に必要な資金
第十二条第一項	通商産業大臣	通商産業大臣(新事業創出促進法第二十二条第一項に規定する業務(以下「情報関連人材育成推進業務」という。)に係る変更については、通商産業大臣及び労働大臣)
第十三条第一項	通商産業大臣	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に関する意見については、通商産業大臣及び労働大臣)
第十九条第一項	通商産業大臣	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に係るものについては、通商産業大臣及び労働大臣)
第二十九条第一項	通商産業省令	通商産業省令(情報関連人材育成推進業務に係るものについては、通商産業省令)
第三十二条第一項	通商産業大臣	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に係る部分)
第三十四条の三第一項	通商産業大臣	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に係る出資者への出資に係りし)
第三十五条第一項及び第二項ただし書並びに第三十五	通商産業大臣	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に係るものについては、通商産業大臣及び労働大臣)
第三十六条	この法律	この法律及び新事業創出促進法
第三十七条第一項	通商産業大臣	通商産業省令(情報関連人材育成推進業務に係るものについては、通商産業省令)
第三十八条第一項	この法律	この法律及び新事業創出促進法
第三十八条第二項	通商産業大臣	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務については、通商産業大臣及び労働大臣)

第三十九条第一項	及び第三十条第一項の信用基金に係る出資及び教材開発業務に係る出資	、第三十条第一項の信用基金に係る各出資者及び教材開発業務に係る出資
第四十条第一項	及び第三十条第一項の信用基金第一の出資	、第三十条第一項の信用基金に係る各出資者及び教材開発業務に係る出資
第四十一条第一項	次の場合には	次の場合には、新事業創出促進法第二十二条第三項に規定する場合を除き
第四十二条第一項	次の場合には	次の場合には、新事業創出促進法第二十二条第四項に規定する場合を除き
第四十三条第一号	通商産業大臣	通商産業大臣又は通商産業大臣及び労働大臣
第四十三条第二号	第二十八条第一項	第二十八条第一項及び新事業創出促進法第二十二条第一項
第三	通商産業大臣及び労働大臣は、前項の規定により読み替えた情報処理促進法第十条第二項、第二十九条第一項、第三十二条、第三十四条、第三十五条第一項若しくは第二条の三第四項、第三十五条第一項若しくは第二项ただし書若しくは第三十五条の三の規定による認可をしようとするとき、前項の規定により読み替えた情報処理促進法第三十三条第一項の規定による承認をしようとするとき又は前項の規定により読み替えた情報処理促進法第三十六条の規定による通商産業省令、労働省令を定めようとするときは、大臣に協議しなければならない。	第三十二条 政府は、情報処理の業務に従事する労働者に關し、情報関連人材育成事業を行なう新事業支援機関等に對して、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができる。
4	通商産業大臣及び労働大臣は、第一項の規定により読み替えた情報処理促進法第二十九条第一項の規定による認可又は第三十二条の規定による認可(事業計画に係る部分に限る。)をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。	第三節 高度技術産業集積活性化計画
2	高度技術産業集積活性化計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 高度技術産業集積地域の区域	第二十四条 都道府県等は、基本構想に高度技術産業集積地域の活用に関する事項が記載されている場合にあっては、当該都道府県等の区域における高度技術産業集積地域について、新たな事業の創出のための基盤となる高度技術産業集積が有する機能の維持及び強化に関する計画(以下「高度技術産業集積活性化計画」という。)を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

<p>二 高度技術産業集積地域における新たな事業の創出に関する目標</p> <p>三 次に掲げる施設の整備(既存の施設の活用を含む。)に関する事項のうち必要な事項</p> <p>イ 工業用地又は業務用地</p> <p>ロ 工業用水道</p> <p>ハ 道路</p>	
<p>四 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関する事項</p> <p>五 都道府県は、高度技術産業集積活性化計画を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。</p> <p>六 指定都市は、高度技術産業集積活性化計画を作成しようとするときは、関係道府県に協議しなければならない。</p> <p>七 主務大臣は、第五項の規定による同意を行つたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	
<p>八 道路</p> <p>九 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関する事項</p> <p>十 都道府県は、高度技術産業集積活性化計画を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。</p> <p>十一 指定都市は、高度技術産業集積活性化計画を作成しようとするときは、関係道府県に協議しなければならない。</p> <p>十二 主務大臣は、高度技術産業集積活性化計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。</p> <p>十三 当該高度技術産業集積活性化計画に係る高度技術産業集積地域が第二条第七項各号に掲げる要件に該当し、かつ、基本方針に適合するものであること。</p> <p>十四 第一項第二号から第四号までに掲げる事項にあっては、基本方針に適合するものであること。</p> <p>十五 当該高度技術産業集積活性化計画における高度技術産業集積の有する機能の維持及び強化を図ることが特に必要であると認められること。</p> <p>十六 主務大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p>	
<p>十七 第二十五条 都道府県等は、前条第五項の規定による同意を得た高度技術産業集積活性化計画(以下「同意集積計画」という。)を変更し、又は廃止しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>十八 前条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>(地域振興整備公団の行う高度技術産業集積地域等整備業務)</p> <p>十九 第二十六条 地域振興整備公団(以下この条及び次条において「公団」という。)は、地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。)第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、同意集積計画(前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。)に係る高度技術産業集積地域(以下「同意集積地域」という。)及び基本構想に定められた高度研究機能集積地区(以下「特定高度研究機能集積地区」という。)における高度技術に関する研究開発及びその企業化を行つたため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>二十 同意集積地域において、工場用地(高度技術の開発又は利用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下「工場用地」といふ。)又は業務用地(高度技術の開発又は利用に供するものに限り、これと併せて整備され</p> <p>二十一 被るべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下「業務用地」という。)の造成、工場(高度技術の開発又は利用に供するものに限る。以下「工場」という。)、事業場(高度技術の開発又は利用に供するものに限る。以下「事業場」という。又は当該工場用地、当該業務用地、当該工場若しくは当該事業場の利用者に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>二十二 第二十七条 地域振興整備公団は、前項の規定により造成された同項第三号の工場用地(市街地の形成に必要な住宅の用に供する宅地の造成に附隨して造成される工場用地)で公団法第二十四条の二第一号の總理府令、主務省令で定めるものに関するものを除く。),地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第四十条第一項の規定により造成された同項第一号の産業業務施設用地並びに附則第十二条第一項によりなお努力を有することとされた旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号第七条第一項の規定により管理される同項第一号の業務用地)について高度技術の開発又は利用に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理を行うこと。</p> <p>二十三 特定高度研究機能集積地区において、工場等若しくは新事業支援施設、当該工場等若しくは当該新事業支援施設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該工場等若しくは当該新事業支援施設の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡</p> <p>二十四 第一号及び第二号に掲げる業務に関する調査</p> <p>二十五 第一号及び第二号に掲げる業務に関連する技術的援助並びに高度技術産業集積活性化計画</p>	

官 報 (号 外)

3  
画の策定に係る技術的援助  
公団は第一項第四号の出資を行おうとするとき、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けるなければならない。

卷之三

「第二号の業務(以下「工業再配置等業務」という。)とあるのは「第一号及び第一号の業務、新事業創出促進法第二十六条に規定する業務並びに第十九条の三の規定による投資で新たな事業の創出の促進に係るもの(以下「工業再配置等業務」という。)と、公团法第十五条规定第一項及び第三項中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公团法第三十三条第一号中「又は第二十六条の三」とあるのは、「第二十六条の三又は新事業創出促進法第二十六条第三項」と、公团法第三十六条第一号中「」の法律の規定(第二十一条の二の規定により適用される住宅・都市整備公团法の規定を含む。)とあるのは「この法律の規定(第二十二条の二の規定により準用される住宅・都市整備公团法の規定を含む。)及び新事業創出促進法第二十六条第三項の規定」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項及び第三項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、地域新事業創出関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債

度技術の開発又は利用を図ることにより新たな事業の創出に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業を行う者として通商産業省令で定めるところによりその住所地を管轄する市町村長又は特別区長(以下「市町村長等」という。)の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係るものについて(以下同じ。)を受けて了承した場合のについての中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項、第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険額類の合計額が」とあるのは「新事業創出促進法第二十八条第一項に規定する地域新事業創出関連保証(以下「地域新事業創出関連保証」という。)に係る保険関係の保険額類の合計額とその他の保険関係の保険額類の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項中「保険額類の合計額が」とあるのは「地域新事業創出関連保証に係る保険関係の保険額類の合計額とその他の保険関係の保険額類の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該保証をした」とあるのは「地域新事業創出関連保証及びその他の保証」として、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「地域新事業創出関連保証及びその他の保証」として、当該債務者」として、同法第三条の二第一項中「保険額類の合計額が」とあるのは「地域新事業創出関連保証に係る保険関係の保険額類の合計額とその他の保証」として、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「地域新事業創出関連保証及びその他の保証」として、

「地城新事業創出関連保証及びその他の保証」として、当該債務者」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、地城新事業創出関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第一項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険であつて、地城新事業創出関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(施設の整備)

第二十九条 国及び地方公共団体は、同意集積計画の達成に資するため、同意集積計画の実施に必要な事業を行う者等に対する技術的な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

2 地方公共団体が、同意集積計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

**第三十一条** 国の行政機関の長又は都道府県知事は、同意集積地域内の土地を同意集積計画で定める施設の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該同意集積計画で定める新たな事業の創出が促進されるよう配慮するものとする。

#### 第五章 産業基盤整備基金の業務の特例

(産業基盤整備基金の新事業創出促進業務)

**第三十二条** 産業基盤整備基金(以下この章において「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第四十条第一項に規定する業務のほか、新たな事業の創出を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 創業者(第二条第二項第六号に掲げる会社)においては、特定会社が第九条第一項の規定により適用される事業革新法第五条第一項の承認(事業革新法第六条第一項に規定する変更の承認を含む。)を

受けた事業革新計画に従って設立したものに限り、)がその事業に必要な資金の出資を行うこと。

四 新たな事業の創出に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

#### 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

##### (特別勘定)

**第三十三条** 基金は、前条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「新事業創出業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

更の承認を含む。)を受けた事業革新計画に従って設立したものに限り、)がその事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入人に係る債務の保証を行うこと。

二 同意集積地域のうち、高度技術の開発又は利用を図ることにより新たな事業の創出に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業(以下「新事業創出事業」という。)の集積の程度が著しく高い地域として通商産業省令で定めるものにおいて

新事業創出寄与事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

三 創業者(第一条第二項第四号に掲げる会社及び同項第六号に掲げる会社)であつて特定会社が第九条第一項の規定により適用される事業革新法第五条第一項の承認(事業革新法第六条第一項の規定する変更の承認を含む。)を

受けた事業革新計画に従って設立したものに限り、)がその事業に必要な資金の出資を行うこと。

五 基金は、前項の規定による振替を行った場合には、特定施設整備法第四十条第二項の規定により同条第一項第一号の業務に充てるものとされた金額から当該振替に係る資金に相当する金額を減額して整理するものとする。

2 基金は、特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をつめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

##### (新事業創出等促進信用資金)

**第三十四条** 基金は、新事業創出業務に関して、新事業創出等促進信用資金を設け、新事業創出業務に必要な資金に充てるべきものとして日本開発銀行から出資された金額及び前条第四項の規定に基づき替を行った金額をもってこれに充てなければならない。

2 新事業創出等促進信用資金は、特別勘定における積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰り越欠損金として整理しなければならない。

4 基金は、新事業創出業務に必要な資金に充て

るため、大臣及び通商産業大臣の承認を受けて、特定新規事業実施田滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号。以下「新規事業法」という。)第六条の三第一項に規定する特別勘定、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)第十一条第一項に規定する特別勘定、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十一号)第十条第一項に規定する特別勘定並びにエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第十二条第一項に規定するエネルギー使用合理化特別勘定及び同法第十五条第一項に規定する再生資源利用等特別勘定以外の一般の勘定の資金の一部を特別勘定に振り替えることができる。

2 第二項中「同条第二項の規定により政府が出資した金額を除く。」とあるのは「同条第三項の規定により政府が出資した金額並びに新事業創出

促進法第三十二条第一号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして日本開発銀行が出資した金額を除く。」と、「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び新事業創出促進法第三十二条第一号の業務」と、

特定施設整備法第四十一条第一項中「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」とあるのは「債務の保証の決定、利子補給金の支給の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第五

11条中「この法律」とあるのは「この法律及び新事業創出促進法」と、特定施設整備法第五十二条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は新事業創出促進法」と、特定施設整備法第五十五条第一項中「これを各出資者に対する」とあるのは「政

令で定めるところにより、当該残余財産のうち、新規事業法第六条の三第一項に規定する特別勘定に属する額に相当する額を政府及び日本開発銀行に対し、新事業創出促進法第三十三条第一項に規定する特別勘定に属する額に相当する額及びこれら特別勘定以外の一般の勘定に属する額に相当する額を当該勘定に係る各出資者

に対し」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び新事業創出促進法第三十二条」とし、新規事業法第六条の三第一項中「第六条第一号に

(特定施設整備法等の特例)

第三十五条 第三十二条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「同条第二項の規定により政府が出資した金額を除く。」とあるのは「同条第三項の規定により政府が出資した金額並びに新事業創出

促進法第三十二条第一号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして日本開発銀行が出資した金額を除く。」と、「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び新事業創出促進法第三十二条第一号の業務」と、

特定施設整備法第四十一条第一項中「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」とあるのは「債務の保証の決定、利子補給金の支給の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第五

11条中「この法律」とあるのは「この法律及び新事業創出促進法」と、特定施設整備法第五十二条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は新事業創出促進法」と、特定施設整備法第五十五条第一項中「これを各出資者に対する」とあるのは「政

令で定めるところにより、当該残余財産のうち、新規事業法第六条の三第一項に規定する特別勘定に属する額に相当する額を政府及び日本開発銀行に対し、新事業創出促進法第三十三条第一項に規定する特別勘定に属する額に相当する額及びこれら特別勘定以外の一般の勘定に属する額に相当する額を当該勘定に係る各出資者

に対し」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び新事業創出促進法第三十二条」とし、新規事業法第六条の三第一項中「第六条第一号に

臣、厚生大臣、農林水産大臣、運輸大臣、郵政大臣、建設大臣及び第九条の規定により読み替えて適用される事業革新法第二十条第一項の政令で定める大臣、第三条第一項第三号イに掲げる事項については、農林水産大臣、通商産業大臣及び建設大臣、同号ロに掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上を図る支援事業を行う新事業支援機関に係る部分については通商産業大臣及び労働大臣、同号ハに掲げる事項については、農林水産大臣、通商産業大臣及び建設大臣とし、その他の部分については通商産業大臣とする。

2 協会は、前項の規定による請求があつたときは、情報処理促進法第十一条第一項の規定にかかるわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、協会は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(産業基盤整備基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、産業基盤整備基金(以下「基金」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたとき

第七条の見出し中「特定施設整備法」を「特定施設整備法等」に改める。  
第七条中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び新規事業法第六条第一号の業務」とを削り、「とする。」を「とし、新事業創出促進法第三十三条第一項中「前条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「新事業創出業務」という。)」とあるのは「前条第一号に掲げる業務、特定新規事業実施円滑化臨時措置法(以下「新規事業法」という。)」第十六条第一号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務(以下「新事業創出等業務」という。)」と、同条第四項中「新事業創出業務」とあるのは「新事業創出等業務」と、「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(以下「新規事業法」という。)」とあるのは「新規事業法」とする。に改める。

2

基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかるわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(基金の業務に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第三十三条第四項の一般の勘定に所属する権利義務であつて新規事業法第六条第一号に掲げる業務に係るものは、第三十三条第一項に規定する特別勘定に帰属するものとする。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正)

第五条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一

(「新規事業法」とする。)に改める。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(基金に対する日本開発銀行の出資)

第七条 日本開発銀行は、基金が第三十二条第一号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第二百八号)第十八条第一項の規定にかかわらず、大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

二 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合においては、日本開発銀行法第十八条の二第一項中「出資」とあるのは「出資及び新事業創出

**(雇用管理改善のための措置との総合的な実施)**

**第三十七条** 国は、新たな事業の創出を促進するための措置と中小企業における良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に係る措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

(主務大臣)

**第三十八条** 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号に掲げる事項については、通商産業大臣

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

一 第一章及び第三十八条第一項の規定 公布  
の日から起算して一月を超えない範囲内にお  
いて政令で定める日

二 第十条の規定 平成十一年四月一日

(情報処理振興事業協会の持分の払戻しの禁止  
の特例)

二 第二条 政府以外の出資者は、情報処理振興事業  
協会(以下「協会」という。)に対し、この法律の

(基金の業務に関する経過措置)  
第四条 この法律の施行の際現に第三十三条第四項の一般の勘定に所属する権利義務であつて新規事業法第六条第一号に掲げる業務に係るものには、第三十二条第一項に規定する特別勘定に帰属するものとする。  
(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正)

第七条 日本開発銀行は、基金が第三十二条第一号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第二百八号)第十八条第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

前項の規定により日本開発銀行が出資する場合においては、日本開発銀行法第十八条の二第一項中「出資」とあるのは「出資及び新事業創出

施行の日から起算して一月を経過した日までの

部を次のように改正する

平成十年十一月八日 衆議院会議録第五号 新事業創出促進法案及び同報告書

促進法附則第七条第一項の規定により行う出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び新事業創出促進法附則第七条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに新事業創出促進法附則第七条第一項の規定による出資」とする。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高度技術工業集積地域開発促進法等の廃止)

第九条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 高度技術工業集積地域開発促進法(昭和五十八年法律第三十五号)

二 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十一号)

三 地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(平成元年法律第六十号)

(高度技術工業集積地域開発促進法の廃止に伴う経過措置)

第十条 前条の規定による廃止前の高度技術工業集積地域開発促進法第五条第五項の規定による承認(同法第六条第一項の規定による承認を含む)を受けた開発計画については、同法第七条、第九条及び第十条の規定は、平成十七年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

(地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第十二条 本法律の施行の際現に管理されている旧特定事業集積促進法第七条第一項第一号の業務用地の管理及び譲渡に係る地域振興整備公団(以下「公団」という。)の業務については、同項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業集積促進法第七条第一項の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項第一号の業務及び新事業創出促進法附則第十三条第一項の規定によりなお効力を有することとされた旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号。以下「なお効力を有する旧特定事業集積促進法」という。)第七条第一項第一号の業務」と、特定施設整備法第六十三条及第十二条第一項に規定する業務及び同一の業務(以下「工業再配直業務」とい

う。)」とあるのは「第一号及び第二号の業務並びになお効力を有する旧特定事業集積促進法第七条第一項第一号に規定する業務(以下「工業再配置等業務」という。)」と、公団法第二十五条第一項及び第三項並びに第三十三条の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第十九条第一項及び第二項に規定する業務」とあるの

は「第十九条第一項及び第二項に規定する業務並びになお効力を有する旧特定事業集積促進法第七条第一項第一号の業務」とする。

(地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に附則第九条の規定による廃止前の地域ソフトウェア供給力開發事業推進臨時措置法(以下「旧地域ソフトウェア法」という。)第五条第四項の規定による承認(旧特定事業集積促進法第六条第一項の規定による承認を含む。)を受けた集積促進計画については、旧特定事業集積促進法第十一条から第十六条まで

の規定は、平成十七年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

(地域振興整備公団の特定事業集積促進業務に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に管理されている旧特定事業集積促進法第七条第一号の債務の保証に係る基金の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第十六条 この法律の施行の際現に行われている旧特定事業集積促進法第九条第一号の債務の保証に係る基金の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第十七条 第二項第一号の業務(基金の債務保証業務に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行の際現に管理されている旧特定事業集積促進法第七条第一号の債務の保証に係る基金の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第十九条 この法律の施行の際現に附則第九条の規定による廃止前の地域ソフトウェア供給力開發事業推進臨時措置法(以下「旧地域ソフトウェア法」という。)第五条第一項並びに第二項に規定する業務(以下「旧地域ソフトウェア法」という。)第十五条第一項の規定による承認を含む。)を受けているものに申し行う

(旧地域ソフトウェア法第七条第一号の教材の提供並びに同条第三号の指導及び助言に係る協会の業務については、同条の規定は、この法律の施行の日から起算して五年を経過するまでの間、なお効力を有する。

2 前項の規定によりなお効力を有することとされた旧特定事業集積促進法第七条第一項の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び新事業創出促進法附則第十三条第一項の規定によりなお効力を有することとされた旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号。以下「なお効力を有する旧特定事業集積促進法」という。)第七条第一号及び第三号」とする。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。



の他の多様な形態による新たな事業の創出を広く促進することが重要であることにかんがみ、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業を直接支援するとともに、中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進するための措置を講じ、併せて地域の産業資源を有効に活用して地域産業の自律的発展を促す事業環境を整備する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

告語

### 議案の目的及び要旨

本業に付帯する人材その他の手がかりには、既存の生活若しくは新役務の提供、事業の方式の改善その他の新たな事業の創出を促進するため、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業を直接支援するとともに、中小企業者の新技术を利用して事業活動を促進するための措置を講じ、併せて地域の産業資源を有効に活用して地域産業の自律的発展を促す事業環境を整備する措置を講ずることにより、活力ある経済社会を構築していくことを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本案の対象となる「創業者」、「特定中小企業者」、「新事業支援機関」等の定義及び基本方針について定める。

2 創業等の促進を図る観点から、創業時における資金の確保等に資するため、中小企業信用保険制度の無担保保険における特別枠の創設、新株引受権の付与の特例、中小企業事業

中小企業者等の研究開発及び新技術を利用した事業活動を支援するため、特定補助金等の中小企業者等に対する支出機会の増大及び中小企業投資育成株式会社が行う株式の引受けの特例の措置等について定める。

地域産業資源を有効に活用した新事業創出等の促進を図るため、都道府県等による基本構想の策定について定めるとともに、新事業創出支援体制の整備、高度技術産業集積地域の活用、情報処理振興事業協会及び地域振興整備公団の業務の特例等について定める。

国等の行う新事業創出の促進に必要な資金の確保等について定める。

附則

(一) この法律は、公布の日から起算して、二ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目的、定義、基本方針については、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日、また、新株引受権の付与の特例については平成十一年四月一日から施行する。

(二) この法律の施行後十年以内に実施状況についての検討を行い、必要な措置を講じる。

(三) 高度技術工業集積地域開発促進法、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律及び地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法を廃止する。

卷之三

議案の可決理由

本案は、技術、人材その他の我が国に蓄積された産業資源を活用しつつ、創業等の新たな事業を創出するための措置として、妥当なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議書を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十年度一般会計補正予算中、中小企業対策費等において、百二十四億円が計上されてい  
る。

右報告する。

特に、創業者等が行う新たなアイデアの事業化等に対する助成については、専門的な指導及び助言等を適確に実施するとともに、その拡充に努めること。

また、起業に関する相談等の充実を図りつつ、十分な情報の提供に努めること。

二 各省庁が所管する研究開発予算における特定補助金等の指定拡大及び支出目標額の増加に向けて、各省庁連携して積極的に取り組むこと。

また、交付者の選定においては、中小企業者への支出の機会の拡大が確実に達成されるよう配慮すること。

また、交付者の選定においては、中小企業者への支出しの機会の増大が確実に達成されるよう配慮すること。

なお、中小企業者の積極的な参加を促すため、申請手続き等の統一や簡素化等に努めるとともに、施策の周知徹底を図ること。

〔別紙〕  
衆議院議長  
伊藤宗一郎殿  
商工委員長  
古賀正造

平成十年度一般会計補正予算中、中小企業対策費等において、百二十四億円が計上されてゐる。

別紙

平成十年度一般会計補正予算中、中小企業対策費等において、百二十四億円が計上されてゐる。

**新事業創出促進法案に対する附帯決議**  
政府は、本法施行にあたり、我が国経済の再活性化に向けて技術、人材等の産業資源を活用しつつ新たな事業の創出を広く促進することの必要性を含めた総合的な支援策を講じるほか、特に次の諸点について適切な措置を講すべきである。

つ新たな事業の創出を広く促進することの必要性にかんがみ、税制上の措置及び所要資金の確保を含めた総合的な支援策を講じるほか、特に次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 創業者等の事業の開始に対する支援の実施に当たっては、SOHOや地域の市民活動を含め開業資金の支援を求める幅広い創業者等の起業意欲を極力尊重するよう配慮すること。

国会に提出する。

**小規模企業共済法及び中小企業事業助成法の一  
部を改正する法律案**

平成十年十一月二十七日

內閣總理大臣 小淵 恵三

內閣總理大臣 小渕 恵三

官 報 (号 外)

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の

一部を改正する法律

(小規模企業共済法の一部改正)

第一条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百

二号)の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項中「共済金」の下に「の全  
部又は一部」を加え、同項に次の一号を加え  
る。

三 共済契約者が共済金の一部を分割払の方

法により支給することを請求した場合にお

いて、次項に規定する分割払対象額が通商

産業省令で定める金額未満であるとき又は

当該共済金の全額から同項に規定する分割

払対象額を減じた額が通商産業省令で定め

る金額未満であるとき。

第九条の三第四項中「額」を「額(共済金の一

部について分割払の方法により支給する場合に

あつては、分割払対象額)」に改め、同項第一

号中「千分の三十・三」を「千分の二十八・三」に

改め、同項第一号中「千分の一・十一・一」を「千

別表(第九条、第十一条関係)

三六月	一八、九〇円	一八、六一〇円
三七月	一九、四六〇円	一九、一五〇円
三八月	一〇、〇一〇円	一九、六九〇円
三九月	一〇、五八〇円	一〇、二三〇円
四〇月	一一、一五〇円	一〇、七八〇円
四一月	一一、七一〇円	一一、三三〇円
四二月	一一、二七〇円	一一、八六〇円
四三月	一一、八三〇円	一一、四〇〇円

分の二十に改め、同項を同条第五項とし、同  
条に次の一項を加える。

6 第一項の規定に基づき共済金の一部を分割  
払の方法により支給することとした場合にお

いては、当該共済金の全額から分割払対象額  
を減じた額を一時金として支給する。

第九条の三第三項中「分割払い」を「分割払」に  
改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中

「分割払い」を「分割払」に改め、同項を同条第三

項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 共済契約者が共済金の一部について分割払  
の方法により支給を受けようとする場合にお

ける前項の請求は、当該分割払の方法により  
支給を受けようとする共済金の一部の額(以

下)の条において「分割払対象額」という)を  
定めてしなければならない。

第九条の四第一項中「共済金を分割払い」を  
「共済金の全部又は一部を分割払」に改める。

別表を次のように改める。

四四月	一一、四〇〇円	一一、九五〇円
四五月	一一、九六〇円	一一、四九〇円
四六月	一一、五一〇円	一一、四九〇円
四七月	一五、〇八〇円	一一、五七〇円
四八月	一五、六五〇円	一一、一二〇円
四九月	一六、一三〇円	一一、六七〇円
五一月	一六、八一〇円	一一、二三〇円
五二月	一七、九七〇円	一一、七三〇円
五三月	一八、五五〇円	一一、八九〇円
五四月	一九、一四〇円	一一、四五〇円
五五月	一九、七二〇円	一一、〇〇〇円
五六月	二〇、三〇〇円	一一、五六〇円
五七月	二〇、八八〇円	一一、一〇〇円
五八月	二一、四六〇円	一一、六七〇円
五九月	二一、〇四〇円	一一、二二〇円
五六〇月	二一、六三〇円	一一、七八〇円
五六一月	二二、二三〇円	一一、三四〇円
五六二月	二二、八三〇円	一一、九一〇円
五六三月	二四、四四〇円	一一、四八〇円
五六四月	二五、〇四〇円	一一、〇五〇円
五六五月	二五、六四〇円	一一、六一〇円
五六六月	二六、二五〇円	一一、一八〇円
五六七月	二六、八五〇円	一一、七五〇円
五六八月	二七、四五〇円	一一、三〇円
五六九月	二八、〇六〇円	一一、八八〇円
五六十月	二八、六六〇円	一一、四五〇円
五六十一月	二九、一〇〇円	一一、九五〇円

## 官報(号外)

平成十一年十一月八日 衆議院会議録第五号 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

九六

七月	三九、二六〇円	三八、〇二〇円	九八月	五六、四七〇円	五三、九六〇円
七月	三九、八七〇円	三八、五九〇円	九九月	五七、一四〇円	五四、五七〇円
七月	四〇、四九〇円	三九、一七〇円	一〇〇月	五七、八一〇円	五五、一八〇円
七月	四一、一一〇円	三九、七五〇円	一〇一月	五八、四八〇円	五五、七九〇円
七月	四一、七四〇円	四〇、三三〇円	一〇二月	五九、一五〇円	五六、四〇〇円
七月	四一、三六〇円	四〇、九二〇円	一〇三月	五九、八二〇円	五七、〇一〇円
七月	四一、九九〇円	四一、五〇〇円	一〇四月	六〇、四九〇円	五八、八四〇円
七月	四三、六一〇円	四二、〇八〇円	一〇五月	六一、一六〇円	五九、二三〇円
七月	四四、二三〇円	四三、六六〇円	一〇六月	六一、八三〇円	五七、六一〇円
七月	四四、八六〇円	四三、一五〇円	一〇七月	六二、五〇〇円	五九、四五〇円
七月	四五、一四〇円	四三、八三〇円	一〇八月	六三、一七〇円	六〇、六九〇円
七月	四五、四八〇円	四四、四一〇円	一〇九月	六三、八六〇円	六一、三一〇円
七月	四六、一一〇円	四四、九九〇円	一一〇月	六四、五五〇円	六一、九四〇円
七月	四六、七三〇円	四五、五八〇円	一一一月	六五、二五〇円	六二、五七〇円
七月	四七、三六〇円	四五、五八〇円	一一二月	六五、九四〇円	六三、八二〇円
七月	四八、〇〇〇円	四六、一七〇円	一一三月	六六、六四〇円	六四、四五〇円
七月	四八、六五〇円	四七、三七〇円	一一四月	六七、三三〇円	六五、〇七〇円
七月	四八、九五〇円	四八、五六〇円	一一五月	六八、〇一〇円	六六、三〇円
七月	四九、三〇〇円	四九、一六〇円	一一六月	六八、七一〇円	六七、五八〇円
七月	四九、六五〇円	四五、七五〇円	一一七月	六九、四一〇円	六五、七〇〇円
七月	四九、九五〇円	四五、七五〇円	一一八月	七〇、一二〇円	六六、三一〇円
七月	五一、八九〇円	四五、七五〇円	一一九月	七〇、八〇〇円	六七、五八〇円
七月	五一、二四〇円	四五、一六〇円	一一十月	七一、五〇〇円	六八、二三〇円
七月	五一、五九〇円	四五、五六〇円	一一十一月	七一、五〇〇円	六九、八六〇円
七月	五一、五九〇円	四五、五六〇円	一一十二月	七一、二一〇円	七〇、一四〇円
九月	五二、一八〇円	五〇、三五〇円	一二月	七一、二一〇円	七二、七四〇円
九月	五二、五四〇円	五〇、九五〇円	一二三月	七二、二一〇円	七三、六五〇円
九月	五三、八三〇円	五一、五四〇円	一二四月	七三、九三〇円	七四、三七〇円
九月	五四、四八〇円	五一、一四〇円	一二五月	七四、三七〇円	七五、八〇〇円
九月	五五、一三〇円	五一、七四〇円	一二六月	七四、三七〇円	七六、一四〇円
九月	五五、八〇〇円	五五、八〇〇円	一二七月	七四、三七〇円	七七、一四〇円
九月	五五、八〇〇円	五五、八〇〇円	一二八月	七四、三七〇円	七八、一四〇円
九月	五五、八〇〇円	五五、八〇〇円	一二九月	七四、三七〇円	七九、一四〇円
九月	五五、八〇〇円	五五、八〇〇円	一二十月	七四、三七〇円	七九、一四〇円
九月	五五、八〇〇円	五五、八〇〇円	一二十一月	七四、三七〇円	七九、一四〇円
九月	五五、八〇〇円	五五、八〇〇円	一二十二月	七四、三七〇円	七九、一四〇円
九月	五五、八〇〇円	五五、八〇〇円	一二三月	七四、三七〇円	七九、一四〇円
九月	五五、八〇〇円	五五、八〇〇円	一二四月	七四、三七〇円	七九、一四〇円

二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	九八月	五六、四七〇円	五三、九六〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	九九月	五七、一四〇円	五四、五七〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一〇〇月	五七、八一〇円	五五、一八〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一〇一月	五八、四八〇円	五五、七九〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一〇二月	五九、一五〇円	五六、四〇〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一〇三月	五九、八二〇円	五七、〇一〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一〇四月	六〇、四九〇円	五八、八四〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一〇五月	六一、一六〇円	五九、二三〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一〇六月	六一、八三〇円	五七、六一〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一〇七月	六二、五〇〇円	五九、四五〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一〇八月	六三、一七〇円	六〇、六九〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一〇九月	六三、八六〇円	六一、三一〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一一〇月	六四、五五〇円	六一、九四〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一一一月	六五、二五〇円	六二、五七〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一一二月	六五、九四〇円	六三、八二〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一一三月	六六、六四〇円	六四、四五〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一一四月	六七、三三〇円	六五、〇七〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一一五月	六八、〇一〇円	六六、三〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一一六月	六八、七一〇円	六七、五八〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一一七月	六九、四一〇円	六五、七〇〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一一八月	七〇、一二〇円	六六、三一〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一一九月	七〇、八〇〇円	六七、五八〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一一十月	七一、五〇〇円	六八、二三〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一一十一月	七一、五〇〇円	六九、八六〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一一十二月	七一、二一〇円	七〇、一四〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一二月	七一、二一〇円	七一、七四〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一二三月	七一、二一〇円	七二、七四〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一二四月	七一、二一〇円	七三、六五〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一二五月	七一、二一〇円	七四、三七〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一二六月	七一、二一〇円	七五、八〇〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一二七月	七一、二一〇円	七六、一四〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一二八月	七一、二一〇円	七七、五八〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一二九月	七一、二一〇円	七八、一四〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一二十月	七一、二一〇円	七九、一四〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一二十一月	七一、二一〇円	七九、一四〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一二十二月	七一、二一〇円	七九、一四〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一二三月	七一、二一〇円	七九、一四〇円
二四月	七四、三七〇円	七四、三七〇円	一二四月	七一、二一〇円	七九、一四〇円

## 官 報 (号外)

一五月	七五、〇九〇円	七〇、七八〇円	一五月	九五、二一〇円	八八、五一〇円
二六月	七五、八一〇円	七一、四一〇円	一五三月	九五、九九〇円	八九、一九〇円
二七月	七六、五一〇円	七一、〇六〇円	一五四月	九六、七六〇円	九〇、五三〇円
二八月	七七、二四〇円	七一、七〇〇円	一五六月	九七、五三〇円	九一、二一〇円
二九月	七七、九六〇円	七三、三四〇円	一五七月	九九、一〇〇円	九二、五八〇円
三〇月	七八、六八〇円	七三、九八〇円	一五八月	九九、九〇〇円	九三、二七〇円
三一月	八〇、一二〇円	七四、六一〇円	一五九月	一〇〇、七〇〇円	九三、二七〇円
三二月	八〇、八六〇円	七五、九一〇円	一六〇月	一〇一、五〇〇円	九三、九六〇円
三三月	八一、六一〇円	七六、五八〇円	一六一月	一〇一、二九〇円	九四、六四〇円
三五月	八一、三五〇円	七七、三三〇円	一六二月	一〇一、〇九〇円	九五、三三〇円
三六月	八三、一〇〇円	七七、八九〇円	一六三月	一〇三、八九〇円	九六、〇一〇円
三七月	八三、八四〇円	七八、五四〇円	一六四月	一〇四、六九〇円	九六、七一〇円
三八月	八四、五九〇円	七九、二〇〇円	一六五月	一〇五、四八〇円	九七、三九〇円
三九月	八五、三三〇円	七九、八六〇円	一六六月	一〇六、二八〇円	九八、〇八〇円
三四〇月	八六、〇八〇円	八〇、五一〇円	一六七月	一〇七、〇八〇円	九九、四六〇円
三四一月	八六、八二〇円	八一、一七〇円	一六八月	一〇七、八八〇円	九九、四六〇円
三四二月	八七、五七〇円	八一、八一〇円	一六九月	一〇八、七〇〇円	一〇〇、一六〇円
三四三月	八八、三一〇円	八二、四八〇円	一七〇月	一〇九、五三〇円	一〇〇、八七〇円
三四四月	八九、〇六〇円	八三、一四〇円	一七一月	一一、一八〇円	一〇一、二八〇円
三四五月	八九、八三〇円	八四、四八〇円	一七二月	一一、一〇〇円	一〇一、九八〇円
三四六月	九〇、六〇〇円	八五、一五〇円	一七三月	一一、〇一〇円	一〇一、五七〇円
三四七月	九一、三七〇円	八五、八三〇円	一七四月	一一、八四〇円	一〇三、六九〇円
三四八月	九一、一四〇円	八五、八三〇円	一七五月	一一、六六〇円	一〇四、三九〇円
三四九月	九一、九一〇円	八六、五〇〇円	一七六月	一一、四九〇円	一〇五、一〇〇円
三四〇月	九三、六八〇円	八七、一七〇円	一七七月	一一、三一〇円	一〇六、五一〇円
一五一月	九四、四五〇円		一七八月	一一、一四〇円	

## 官 報 (号 外)

平成十一年十一月八日 衆議院会議録第五号 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

九八

一七九月	一一六、九七〇円	一〇七、二一〇円	一〇六月	一四〇、五一〇円	一一七、一七〇円
一八〇月	一一七、八〇〇円	一〇七、九一〇円	一〇七月	一四一、四四〇円	一一七、九三〇円
一八一月	一一八、六五〇円	一〇八、六四〇円	一〇八月	一四二、三六〇円	一一八、七〇〇円
一八二月	一一九、五一〇円	一〇九、三七〇円	一〇九月	一四三、二七〇円	一一九、四六〇円
一八三月	一一〇、三六〇円	一一〇、一〇〇円	一一〇月	一四四、一九〇円	一一〇、二三〇円
一八四月	一一一、一一〇円	一一一、八三〇円	一一一月	一四五、一一〇円	一一一、七六〇円
一八五月	一一二、〇七〇円	一一二、五六〇円	一一二月	一四五、一二〇円	一一一、〇〇〇円
一八六月	一一三、九三〇円	一一三、二九〇円	一一三月	一四六、九四〇円	一一一、五三〇円
一八七月	一一三、七九〇円	一一三、〇二〇円	一一四月	一四七、八六〇円	一一三、二九〇円
一八八月	一一四、六四〇円	一一三、七五〇円	一一五月	一四八、七八〇円	一一四、〇六〇円
一八九月	一一五、五〇〇円	一一五、二二〇円	一一六月	一四五、七〇〇円	一一四、八三〇円
一九〇月	一一六、三五〇円	一一五、九四〇円	一一七月	一五〇、六五〇円	一一五、六一〇円
一九一月	一一七、二一〇円	一一五、九四〇円	一一八月	一五一、六〇〇円	一一六、四〇〇円
一九二月	一一八、〇七〇円	一一六、六七〇円	一一九月	一五二、五五〇円	一一七、一八〇円
一九三月	一一八、九五〇円	一一七、四二〇円	一一〇月	一五三、五〇〇円	一一七、九七〇円
一九四月	一一九、八四〇円	一一八、六六〇円	一一一月	一五四、四五〇円	一一八、七五〇円
一九五月	一一〇、七一〇円	一一八、九一〇円	一一二月	一五五、四〇〇円	一一九、五四〇円
一九六月	一一一、六一〇円	一一九、六六〇円	一一三月	一五六、三五〇円	一一〇、三一〇円
一九七月	一一二、四九〇円	一二〇、四〇〇円	一一四月	一五七、三〇〇円	一一一、一一〇円
一九八月	一一三、三八〇円	一二一、五〇円	一一五月	一五八、二五〇円	一四一、八九〇円
一九九月	一一四、一六〇円	一二二、九〇〇円	一一六月	一五九、二〇〇円	一四二、六八〇円
一九〇月	一一五、一五〇円	一二三、六五〇円	一一七月	一六〇、一五〇円	一四三、四六〇円
一九一月	一一六、〇三〇円	一二三、三九〇円	一一八月	一六一、一〇〇円	一四四、二五〇円
一九二月	一一六、九〇〇円	一二四、一四〇円	一一九月	一六二、〇八〇円	一四五、〇五〇円
一九三月	一一七、八〇〇円	一二四、八九〇円	一一〇月	一六三、〇六〇円	一四五、八五〇円
一九四月	一一八、六九〇円	一二五、六四〇円	一一一月	一六四、〇五〇円	一四五、六六〇円
一九五月	一一九、六〇〇円	一二六、四〇〇円	一一二月	一六五、〇三〇円	一四五、四六〇円
一一三月	一一六、四〇〇円	一一七、四〇〇円	一一三月	一六六、二〇〇円	一一七、一七〇円

## 官報(号外)

一三三月	一六六、〇一〇円	一四八、二七〇円	一九三、五一〇円	一七〇、五六〇円
一三四月	一六七、〇〇〇円	一四九、〇七〇円	一九四、五六〇円	一七一、四〇〇円
一三五月	一六七、九八〇円	一四五、八七〇円	一九五、六一〇円	一七二、一五〇円
一三六月	一六八、九六〇円	一五〇、六八〇円	一九六、六六〇円	一七三、〇九〇円
一三七月	一六九、九五〇円	一五、四八〇円	一九七、七一〇円	一七三、九四〇円
一三八月	一七〇、九三〇円	一五、二九〇円	一九八、八〇〇円	一七四、八〇〇円
一三九月	一七一、九一〇円	一五三、〇九〇円	一九九、八九〇円	一七五、六七〇円
一四〇月	一七二、九〇〇円	一五六、三七〇円	二六七月	一七六、五三〇円
一四一月	一七三、九一〇円	一五四、七一〇円	二六八月	一七七、四〇〇円
一四二月	一七四、九三〇円	一五五、五五〇円	二六九月	一七八、二六〇円
一四三月	一七五、九四〇円	一五六、三七〇円	二七〇月	一七八、一三〇円
一四四月	一七六、九六〇円	一五七、二〇〇円	二七一月	一〇五、三四〇円
一四五月	一七七、九七〇円	一五八、〇一〇円	二七月	一〇六、四三〇円
一四六月	一七八、九九〇円	一五八、八五〇円	二七三月	一〇七、五〇円
一四七月	一八〇、〇一〇円	一五九、六七〇円	二七四月	一〇八、六一〇円
一四八月	一八一、〇一〇円	一六〇、五〇〇円	二七五月	一〇九、七〇〇円
一四九月	一八二、〇四〇円	一六一、三一〇円	二七六月	一一〇、七九〇円
一五〇月	一八三、〇五〇円	一六二、一五〇円	二七七月	一一一、九一〇円
一五一月	一八四、〇七〇円	一六三、九七〇円	二七八月	一一三、〇四〇円
一五二月	一八五、〇九〇円	一六三、八〇〇円	二七九月	一一四、一七〇円
一五三月	一八六、一四〇円	一六四、六四〇円	二八〇月	一一五、三〇〇円
一五四月	一八七、一九〇円	一六五、四九〇円	二八一月	一一六、四一〇円
一五五月	一八八、二四〇円	一六六、三三〇円	二八二月	一一七、五五〇円
一五六月	一八九、三〇〇円	一六七、一八〇円	二八三月	一一八、六八〇円
一五七月	一九〇、三五〇円	一六八、〇一〇円	二八四月	一一九、八一〇円
一五八月	一九一、四〇〇円	一六九、七八〇円	二八五月	一一一、九三〇円
一五九月	一九二、四五〇円	一六九、七一〇円	二八六月	一一二、〇六〇円

官 報 (号外)

一八七月	一一三、一九〇円	一九四、一〇〇円	三一四月	一五三、九七〇円	二一九、〇〇〇円
一八八月	一一四、三〇円	一九四、九九〇円	三二五月	一五四、九九〇円	二一九、九五〇円
一八九月	一二五、四八〇円	一九五、八九〇円	三二六月	一五六、〇一〇円	二一〇、九一〇円
一九〇月	一二六、六五〇円	一九六、八〇〇円	三二七月	一五七、〇三〇円	二一一、八六〇円
一九一月	一二七、八二〇円	一九七、七一〇円	三一八月	一五八、〇五〇円	二一三、八二〇円
一九二月	一二八、九九〇円	一九八、六二〇円	三一九月	一五九、〇六〇円	二一三、七八〇円
一九三月	一二九、一五〇円	一九九、五三〇円	三一〇月	一六〇、〇八〇円	二一四、七三〇円
一九四月	一二一、三一〇円	二〇〇、四四〇円	三一一月	一六一、一〇〇円	二一五、六九〇円
一九五月	一二三、六六〇円	二〇一、二六〇円	三一三月	一六二、一四〇円	二一六、六四〇円
一九六月	一二四、八二〇円	二〇二、一七〇円	三一四月	一六三、一四〇円	二一七、六〇〇円
一九七月	一二五、九九〇円	二〇四、〇八〇円	三一五月	一六四、八七〇円	二一九、五三〇円
一九八月	一二七、一六〇円	二〇四、九九〇円	三一六月	一六五、五八〇円	二二〇、五一〇円
一九九月	一二八、三〇円	二〇五、九〇〇円	三一七月	一六六、二九〇円	二二一、四九〇円
二〇〇月	一二九、四六〇円	二〇六、八三〇円	三一八月	一六七、〇〇〇円	二二二、四七〇円
二〇一月	一二四、五九〇円	二〇七、七六〇円	三一九月	一六七、七一〇円	二二三、四五〇円
二〇二月	一二四一、七三〇円	二〇八、六九〇円	三一〇月	一六八、四三〇円	二二四、四三〇円
二〇三月	一二四二、八六〇円	二〇九、六三〇円	三一一月	一六九、一四〇円	二二五、四一〇円
二〇四月	一二四四、〇〇〇円	二一〇、五六〇円	三一二月	一六九、八五〇円	二二六、三九〇円
二〇五月	一二四五、一三〇円	二一、四九〇円	三一二月	一七〇、五六〇円	二二七、三七〇円
二〇六月	一二四六、二六〇円	二一一、四二〇円	三三四月	一七一、二七〇円	二二八、三五〇円
二〇七月	一二四七、四〇〇円	二一二、二九〇円	三三五月	一七一、九八〇円	二二九、三三〇円
二〇八月	一二四八、五三〇円	二二三、三六〇円	三三六月	一七〇、三一〇円	二三〇、三一〇円
二〇九月	一二四九、六七〇円	二二四、二九〇円	三三七月	一七三、二九〇円	二四一、三一〇円
二一〇月	一二五〇、八〇〇円	二二六、一五〇円	三三八月	一七三、八九〇円	二四二、三一〇円
二一一月	一二五一、九四〇円	二二七、〇九〇円	三三九月	一七四、四八〇円	二四三、三一〇円
二二〇月	一一五二、九五〇円	一一八、〇四〇円	三四〇月	一七五、〇八〇円	二四四、三一〇円

三二三月	一一八、〇四〇円	一一九、〇四〇円	三四一月	一七六、〇九〇円	二四五、三一〇円
三二四月	一一九、〇四〇円	一一九、〇四〇円	三四二月	一七七、〇九〇円	二四六、三一〇円
三二五月	一二〇、〇九〇円	一二〇、〇九〇円	三四三月	一七八、〇九〇円	二四七、三一〇円
三二六月	一二一、〇九〇円	一二一、〇九〇円	三四四月	一七九、〇九〇円	二四八、三一〇円
三二七月	一二二、〇九〇円	一二二、〇九〇円	三四五月	一七九、〇九〇円	二四九、三一〇円
三二八月	一二三、〇九〇円	一二三、〇九〇円	三四五月	一七九、〇九〇円	二五〇、三一〇円
三二九月	一二四、〇九〇円	一二四、〇九〇円	三四六月	一七九、〇九〇円	二五〇、三一〇円
三二十月	一二五、〇九〇円	一二五、〇九〇円	三四七月	一七九、〇九〇円	二五〇、三一〇円
三二十一月	一二六、〇九〇円	一二六、〇九〇円	三四八月	一七九、〇九〇円	二五〇、三一〇円
三二二月	一二七、〇九〇円	一二七、〇九〇円	三四九月	一七九、〇九〇円	二五〇、三一〇円
三二三月	一一五二、九五〇円	一一八、〇四〇円	三四〇月	一七五、〇八〇円	二四四、三一〇円

官 報 (号 外)

三四一月	二七五、六七〇円	二四五、三一〇円	三六八月	二九一、七〇〇円	一七三、一三〇円
三四二月	二七六、二七〇円	二四六、三三〇円	三六九月	二九一、三〇〇円	一七四、一八〇円
三四三月	二七六、八六〇円	二四七、三三〇円	三七〇月	二九一、九一〇円	一七五、一四〇円
三四四月	二七七、四六〇円	二四八、三三〇円	三七一月	二九三、五一〇円	一七六、一九〇円
三四五月	二七八、〇五〇円	二四九、三四〇円	三七二月	二九四、一一〇円	一七七、三五〇円
三四六月	二七八、六五〇円	二五〇、三四〇円	三七三月	二九四、七三〇円	一七八、四三〇円
三四七月	二七九、二四〇円	二五一、三四〇円	三七四月	二九五、三四〇円	一七八、五一〇円
三四八月	二七九、八四〇円	二五二、三五〇円	三七五月	二九五、九五〇円	一七八、五九〇円
三四九月	二八〇、四一〇円	二五三、三七〇円	三七六月	二九六、五六〇円	一八〇、五九〇円
三四〇月	二八一、〇一〇円	二五四、四〇〇円	三七七月	二九七、一七〇円	一八一、七五〇円
三四一月	二八一、五九〇円	二五五、四三〇円	三七八月	二九七、七八〇円	一八三、八三〇円
三四二月	二八二、一八〇円	二五六、四六〇円	三七九月	二九八、三九〇円	一八四、九一〇円
三四三月	二八二、七六〇円	二五七、四九〇円	三八〇月	二九九、〇〇〇円	一八五、九九〇円
三四四月	二八三、三五〇円	二五六、五一〇円	三八一月	二九九、六一〇円	一八七、〇七〇円
三四五月	二八三、九三〇円	二五九、五五〇円	三八二月	三〇〇、二三〇円	一八八、一五〇円
三四六月	二八四、五一〇円	二六〇、五六〇円	三八三月	三〇〇、八三〇円	一八九、二三〇円
三四七月	二八五、一〇〇円	二六一、六一〇円	三八四月	三〇一、四四〇円	一九〇、三一〇円
三四八月	二八五、六九〇円	二六二、六四〇円	三八五月	三〇一、〇九〇円	一九一、四一〇円
三四九月	二八六、二七〇円	二六三、六七〇円	三八六月	三〇一、七四〇円	一九二、五一〇円
三四〇月	二八六、八六〇円	二六四、七〇〇円	三八七月	三〇三、三九〇円	一九三、六三〇円
三四一月	二八七、四六〇円	二六五、七五〇円	三八八月	三〇四、〇四〇円	一九四、七四〇円
三四二月	二八八、〇七〇円	二六六、八〇〇円	三八九月	三〇四、六九〇円	一九五、八四〇円
三四三月	二八八、六七〇円	二六七、八六〇円	三九〇月	三〇五、三四〇円	一九六、九五〇円
三四四月	二八九、二八〇円	二六八、九一〇円	三九一月	三〇五、九九〇円	一九八、〇六〇円
三四五月	二八九、八八〇円	二六九、九七〇円	三九二月	三〇六、六四〇円	一九九、一七〇円
三四六月	二九〇、四九〇円	二七一、〇一〇円	三九三月	三〇七、二九〇円	三〇一、三八〇円
三四七月	二九一、〇九〇円	二七一、〇七〇円	三九四月	三〇七、九四〇円	

三九五月	三〇八、五九〇円	三〇一、四九〇円
三九六月	三〇九、二四〇円	三〇三、六〇〇円
三九七月	三一〇、〇六〇円	三〇四、七三〇円
三九八月	三一〇、八八〇円	三〇五、八七〇円
三九九月	三一、七一〇円	三〇七、〇〇〇円
四〇〇月	三一、五三〇円	三〇八、一四〇円
四〇一月	三一三、三六〇円	三〇九、二七〇円
四〇二月	三一四、一八〇円	三一〇、四一〇円
四〇三月	三一五、〇〇〇円	三一一、五四〇円
四〇四月	三一五、八三〇円	三一一、六八〇円
四〇五月	三一六、六五〇円	三一三、八一〇円
四〇六月	三一七、四八〇円	三一四、九五〇円
四〇七月	三一八、三〇〇円	三一六、〇八〇円
四〇八月	三一九、三〇円	三一七、三〇〇円
四〇九月	三一〇、一三〇円	三一八、三八〇円
四〇十月	三一一、三〇円	三一九、五四〇円
四一一月	三一一、一四〇円	三一〇、七一〇円
四一二月	三一一、一四〇円	三一、八七〇円
四一三月	三一四、一五〇円	三一三、〇三〇円
四一四月	三一五、一五〇円	三一四、一〇〇円
四一五月	三一六、一五〇円	三一五、三六〇円
四一六月	三一七、一六〇円	三一六、五一〇円
四一七月	三一八、一六〇円	三一七、六九〇円
四一八月	三一九、一七〇円	三一八、八五〇円
四一九月	三一〇、一七〇円	三一〇、〇一〇円
四一〇月	三一一、一八〇円	三一一、一八〇円
四一一月	三一一、一六〇円	三一一、三六〇円

四二月	三三三、五五〇円	三三三、五五〇円
四三月	三三四、七四〇円	三三四、七四〇円
四四月	三三五、九一〇円	三三五、九一〇円
四五月	三三七、一一〇円	三三七、一一〇円
四六月	三三八、三〇〇円	三三八、三〇〇円
四七月	三三九、四八〇円	三三九、四八〇円
四八月	三四〇、六七〇円	三四〇、六七〇円
四九月	三四一、八六〇円	三四一、八六〇円
四十月	三四二、〇四〇円	三四二、〇四〇円
四十一月	三四三、二三〇円	三四三、二三〇円
四二月	三四四、四一〇円	三四四、四一〇円
四三月	三四五、四一〇円	三四五、四一〇円
四三月	三四六、六三〇円	三四六、六三〇円
四四月	三四七、八五〇円	三四七、八五〇円
四五月	三四九、〇六〇円	三四九、〇六〇円
四五六月	三四〇、二八〇円	三四〇、二八〇円
四七月	三五一、四九〇円	三五一、四九〇円
四八月	三五二、七一〇円	三五二、七一〇円
四三九月	三五三、九三〇円	三五三、九三〇円
四四〇月	三五五、一四〇円	三五五、一四〇円
四四一月	三五六、三六〇円	三五六、三六〇円
四四二月	三五七、五七〇円	三五七、五七〇円
四四三月	三五八、七九〇円	三五八、七九〇円
四四四月	三六〇、〇一〇円	三六〇、〇一〇円
四四五月	三六一、二五〇円	三六一、二五〇円
四四六月	三六一、五〇〇円	三六一、五〇〇円
四四七月	三六三、七四〇円	三六三、七四〇円
四四八月	三六四、九九〇円	三六四、九九〇円

四四九月	三六六、二三〇円	三六六、二三〇円	四〇〇、七三〇円	四〇〇、七三〇円
四五〇月	三六七、四八〇円	三六七、四八〇円	四〇一、〇三〇円	四〇一、〇三〇円
四五一年	三六八、七一〇円	三六八、七一〇円	四〇二、三四〇円	四〇三、三四〇円
四五二月	三六九、九七〇円	三六九、九七〇円	四〇四、六五〇円	四〇四、六五〇円
四五三年	三七一、二二〇円	三七一、二二〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五四年	三七一、四六〇円	三七一、四六〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五五年	三七三、七〇〇円	三七三、七〇〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五六年	三七四、九五〇円	三七四、九五〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五七年	三七六、二一〇円	三七六、二一〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五八年	三七七、五〇〇円	三七七、五〇〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五九年	三七八、七八〇円	三七八、七八〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五十年	三八〇、〇五〇円	三八〇、〇五〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五一年	三八一、三三〇円	三八一、三三〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五二年	三八二、六一〇円	三八二、六一〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五三年	三八三、八八〇円	三八三、八八〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五四年	三八五、一六〇円	三八五、一六〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五五年	三八六、四四〇円	三八六、四四〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五六年	三八七、七一〇円	三八七、七一〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五七年	三八八、九九〇円	三八八、九九〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五八年	三九〇、二七〇円	三九〇、二七〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五九年	三九一、五七〇円	三九一、五七〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五十年	三九二、八八〇円	三九二、八八〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五一年	三九四、一九〇円	三九四、一九〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五二年	三九五、五〇〇円	三九五、五〇〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五三年	三九六、八〇〇円	三九六、八〇〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五四年	三九八、一一〇円	三九八、一一〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四五五年	三九九、四二〇円	三九九、四二〇円	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円

## (中小企業事業団法の一部改正)

第一条 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第六号イ中「及びその事業に関する資金」を「その事業に関する資金及びその者の福祉の増進に必要な資金」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第九条、第十一条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

## (共済金等に係る経過措置)

第二条 この条から附則第八条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 新法 第一条の規定による改正後的小規模企業共済法をいう。

二 旧法 第一条の規定による改正前の小規模企業共済法をいう。

三 旧平成七年改正法 附則第十条の規定によ

六 旧第一種共済契約 平成八年四月一日前に効力を生じた旧平成七年改正法による改正前的小規模企業共済法第二条の二に規定する第一種共済契約をいう。	八 掛金区分 新法第九条第二項に規定する掛金区分をいう。
七 旧第二種共済契約 平成八年四月一日前に効力を生じた旧平成七年改正法による改正前的小規模企業共済法第二条の四に規定する第二種共済契約をいう。	九 基準月 新法第九条第三項第一号ロに規定する基準月をいう。
十 仮定共済金額 新法第九条第三項第一号ロ	



条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額の合計額。

二 平成十一年四月一日に開始する年度に属する基準月における旧法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た金額に、当該年度に係る旧平成七年改正法附則第六条の規定により定められる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た金額に、当該年度に係る旧平成七年改正法附則第六条の規定により定められる掛金区分に係る掛金納付月数に応じて得た金額。

木イ及びロに定める金額の合計額に、新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る附則第八条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の属する年度に係る附則第八条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額に、新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた日において同じ。)に対し、その掛金区分に係る掛金納付月数に相当する期間につき、前平成十一年四月から新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間につき、前平成十一年四月から新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間につき、前平成十一年三月までの掛金納付月数に相当する期間については同条第一項第二号イの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額。

ロ 旧平成七年改正法附則第三条第二項の通商産業省令で定める金額に対し、その掛金区分に係る平成十一年三月における掛金納付月数に応じ、旧法別表の下欄に掲げる金額と新法別表の下欄に掲げる金額との差額に百分の八十を乗じて得た金額を基準として、通商産業省令で定める平成十一年三月における掛金納付月数を減じて得た金額。

前項第二号の区分仮定解約手当金差額は、旧法別表又は新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る平成十一年三月における掛金納付月数に応じ、旧法別表の下欄に掲げる金額と新法別表の下欄に掲げる金額との差額に百分の八十を乗じて得た金額を基準として、通商産業省令で定める平成十一年三月における掛金納付月数を減じて得た金額とする。

第五条 旧第一種共済契約のうちこの法律の施行後に新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分共済金額(掛金区分のうち平成八年四月前ににおける掛金月額の最高額)(以下「平成八年度最高掛金月額」という。)までを区分したものに係るものに限る)は、同条第三項の規定に係る掛金納付月数に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額

号に定める金額を同項の金額とする。

一 三十六月未満 の掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額

二 三十六月以上 次のイからハまでに定める金額の合計額

イ 区分仮定共済金差額(前条第一項第二号の区分仮定共済金差額をいう。以下この項において同じ。)に対し、その掛金区分に係る平成十一年四月から新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間につき前条第一項第二号イの通商産業大臣が定める利率で計算して得た金額に、旧平成七年改正法附則第三条第二項の通商産業省令で定める金額に対しその掛金区分に係る平成八年四月から平成十一年三月までの掛金納付月数に相当する期間については同条第一項第二号イの通商産業大臣が定める利率を、平成十一年四月から当該仮定共済金額に係る基準月までの掛金納付月数に相当する期間については前条第一項第二号イの通商産業省令で定める金額に対し、その掛金区分に係る平成十一年三月における掛金納付月数に相当する期間については同条第一項第二号イの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額。

ロ 旧平成七年改正法附則第三条第二項の通商産業省令で定める金額に対し、その掛金区分に係る平成十一年三月における掛金納付月数に相当する期間については同条第一項第二号イの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額。

ハ イからハまでに定める金額の合計額に、新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る附則第八条の規定により定められた支給率を乗じて得た金額。

新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る掛金納付月数を超過平成十一年度前最高掛金月額までを区分したものに係るものに限る。)については、前条第一項及び第二項の規定を準用する。

三 旧第一種共済契約のうちこの法律の施行後に新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分共済金額(掛金区分のうち平成八年度前最高掛金月額までを区分したものに係るものに限る。)については、前条第一項及び第二項の規定を準用する。

新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じたものにあっては同表の中欄に、同項第一号又は第三号に掲げる事由に係るものにあっては同表の中欄に、同項第一号又は第三号に掲げる事由に係るものにあっては同表の下欄に掲げる金額に、旧平成七年改正法附則第三条第二項の通商産業省令で定める金額に対しその掛金区分に係る平成八年四月から当該基準月までの掛金納付月数に相当する期間につき同条第一項第二

1

- 二 三十六月以上 次のイからヘまでに定める  
金額の合計額(その額がその掛金区分に係る  
納付に係る掛金の合計額に達しないときは、  
その合計額)  
イ 区分仮定解約手当金差額(前条第三項第  
二号の区分仮定解約手当金差額をいう。以  
下この項において同じ。)に対し、その掛金  
区分に係る平成十二年四月から新法第七条  
第四項各号に掲げる事由が生じた日の属す  
る月までの掛金納付月数に相当する期間に  
つき、前条第三項第二号イの通商産業大臣  
が定める利率を年利として複利による計算  
をして得た元利合計額  
ロ 旧平成七年改正法附則第三条第四項の通  
商産業省令で定める金額に対し、その掛金  
区分に係る平成八年四月から平成十二年三  
月までの掛金納付月数に相当する期間につ  
いては同条第三項第二号イの通商産業大臣  
が定める利率を、平成十二年四月から新法  
第七条第四項各号に掲げる事由が生じた日  
の属する月までの掛金納付月数に相当する  
期間については前条第三項第二号イの通商  
産業大臣が定める利率を年利として複利に  
よる計算をして得た元利合計額  
ハ 新法別表の上欄に掲げる掛け金区分に係る  
掛金納付月数に応じ、同表の下欄に掲げる  
金額に百分の八十を乗じて得た金額  
二 仮定解約手当金額に、区分仮定解約手当  
金差額に対しその掛け金区分に係る平成十二  
年四月から当該仮定解約手当金額に係る基

定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額に区分に係る平成八年四月から平成十二年三月までの掛金納付月数に相当する期間については同条第三項第一号イの通商産業大臣が定める利率を、平成十二年四月から当該仮定解約手当金額に相当する期間に相当する月数に相当する期間については前条第三項第一号イの通商産業大臣が定める利率を、平成十二年四月から当該年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額(附則第八条において「旧第一種仮定解約手当金額」という。)に、それぞれ当該基準月の属する年度に係る同条の規定により定められる支給額を乗じて得た金額の合計額とする。

				新法第九条第一項各号
附則第一項第二条	附則第四条	附則第一項第二条	附則第一項第二条	新平成七年改正法附則別表 定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号
新法第九条第一項第一号	新法第九条第一項各号	新法第九条第一項第一号	新法別表	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項第一号又は第四号
新法別表	旧法別表	新法第九条第一項各号	旧平成七年改正法附則別表	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項第一号又は第四号
新法第九条第一項第一号	新法別表	新法第九条第一項各号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号
新法第九条第一項第一号	新平成七年改正法附則別表	新法第九条第一項各号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号
新平成七年改正法附則別表	新平成七年改正法附則別表	新法第九条第一項各号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号
新平成七年改正法附則別表	新平成七年改正法附則別表	新法第九条第一項各号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号

乗じて得た金額へ、イからハまでに定める金額の合計額に、新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る附則第八条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額。

旧第一種共済契約のうちこの法律の施行後に新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分解約手当金額(掛金区分のうち平成八年度前最高掛金月額を超える平成十二年度前最高掛金月額までの区分したもののに係るもの)にあっては附則第四条第一項及び第二項の規定を、掛金区分のうち平成八年度前最高掛金月額までの区分したものに係るものにあっては附則第五条第一項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

官報(号外)

新法第九条第一項各号	新平成七年改正法附則第三条第一項	旧平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号
新法第九条第一項各号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号
新法別表	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項各号
新法第九条第一項第一号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項第一号又は第四号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項第一号又は第四号
旧法別表	旧平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項第一号又は第四号	旧平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項第一号又は第四号
新法第九条第一項第一号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項第一号又は第四号	新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項第一号又は第四号
旧平成七年改正法附則第三条第二項	旧平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項第一号又は第四号	旧平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九条第一項第一号又は第四号
号二 第一項第二号	号二 第一項第二号	号二 第一項第二号
附則第五条	附則第五条	附則第五条
第一項第二号	第一項第二号	第一項第二号
号第一項第二号	号第一項第二号	号第一項第二号
附則第五条	附則第五条	附則第五条
第一項第二号	第一項第二号	第一項第二号
新法第九条第一項各号	新法第九条第一項各号	新法第九条第一項各号

二 旧第二種共済契約に係る掛金納付月数を旧平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第十三条の規定により通算する場合	平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第十三条の規定により通算する場合
一 旧第一種共済契約に係る掛金納付月数を新法第十三条の規定により通算する場合(次項第二号に掲げる場合を除く。)における区分共済金額又は区分解約手当金額については、附則第四条の規定を準用する。	一 旧第一種共済契約に係る掛金納付月数を新法第十三条の規定により通算する場合(次項第二号に掲げる場合を除く。)における区分共済金額又は区分解約手当金額については、附則第四条の規定を準用する。
2 この法律の施行後に効力を生じた共済契約について次に掲げる場合における掛金納付月数を新法第十三条の規定により通算する場合(次項第二号に掲げる場合を除く。)における区分共済金額又は区分解約手当金額については、附則第五条の規定を準用する。	2 この法律の施行後に効力を生じた共済契約について次に掲げる場合における掛金納付月数を新法第十三条の規定により通算する場合(次項第二号に掲げる場合を除く。)における区分共済金額又は区分解約手当金額については、附則第五条の規定を準用する。
3 この法律の施行後に効力を生じた共済契約について次に掲げる場合における区分共済金額については、附則第六条の規定を準用する。	3 この法律の施行後に効力を生じた共済契約について次に掲げる場合における区分共済金額については、附則第六条の規定を準用する。
一 旧第二種共済契約に係る掛金納付月数を新	一 旧第二種共済契約に係る掛金納付月数を新

平成十年十一月八日 衆議院会議録第五号

古文

—

びに前条を「小規模企業共済法」に、「新法及び附則」を「同法」に改め、同項の表新法第九条第一項の項、新法第九条第三項第二号イの項、新法第九条第三項第二号ロの項、新法第九条の三第一項第二号の項、新法第十三条第一項前段の項及び新法第十三条第二項の項中「新法」を削

り、同表附則第三条第一項の項、附則第三条第三項の項及び附則第四条の項を削り、同条第一項中「新法」を「小規模企業共済法」に改める。

三六月		一九、〇五〇円		一八、四一〇円
三七月		一九、六〇〇円		一八、九〇〇円
三八月		一〇、一六〇円		一九、四六〇円
三九月		一〇、七一〇円		一九、九九〇円
四〇月		一一、二七〇円		一〇、五一〇円
四一月		一二、八二〇円		一二、〇四〇円
四二月		一二、三八〇円		一二、五七〇円
四三月		一一、九四〇円		一一、一〇〇円
四四月		一三、四九〇円		一三、六三〇円
四五月		一四、〇五〇円		一三、一五〇円
四六月		一四、六〇〇円		一三、六八〇円
四七月		一五、二六〇円		一四、二一〇円
四八月		一五、七二〇円		一四、七四〇円
四九月		一六、二九〇円		一五、二七〇円
五〇月		一六、八六〇円		一五、八一〇円
五一月		一七、四三〇円		一六、三四〇円
五二月		一八、〇〇〇円		一六、八八〇円
五三月		一八、五七〇円		一七、四一〇円
五四月		一九、一四〇円		一七、九五〇円
五月		二九、七一〇円		一八、四九〇円

五六月		三〇、二八〇円		二九、〇一〇円
五七月		三〇、八五〇円		二九、五六〇円
五八月		三一、四一〇円		三〇、〇九〇円
五九月		三一、九九〇円		三〇、六三〇円
六〇月		三一、五六〇円		三一、一七〇円
六一月		三三、一四〇円		三一、七五〇円
六二月		三三、七二〇円		三一、三三〇円
六三月		三四、三一〇円		三一、九一〇円
六四月		三四、八九〇円		三三、四九〇円
六五月		三五、四八〇円		三四、〇七〇円
六六月		三六、〇六〇円		三四、六五〇円
六七月		三六、六四〇円		三五、二三〇円
六八月		三七、三三〇円		三五、八一〇円
六九月		三七、八一〇円		三六、三五〇円
七〇月		三八、四〇〇円		三六、九七〇円
七一月		三八、九八〇円		三七、五五〇円
七二月		三九、五七〇円		三八、一三〇円
七三月		四〇、一六〇円		三八、六九〇円
七四月		四〇、七六〇円		三九、二六〇円
七五月		四一、三六〇円		三九、八三〇円
七六月		四一、九六〇円		四〇、三九〇円
七七月		四一、五六〇円		四〇、九六〇円
七八月		四三、一六〇円		四一、五三〇円
七九月		四三、七六〇円		四二、〇九〇円
八〇月		四五、三六〇円		四五、六六〇円
八一月		四五、九六〇円		四五、二三〇円
八二月		四五、五六〇円		四五、七九〇円

## 官 報 (号外)

一〇九月	六二、三一〇円	五九、五一〇円	一三六月	八〇、〇四〇円
一〇八月	六一、六七〇円	五八、九一〇円	一三五月	七九、三六〇円
一〇七月	六一、〇四〇円	五八、三三〇円	一三四月	七八、六八〇円
一〇六月	六〇、四一〇円	五七、七四〇円	一三三月	七六、三三〇円
一〇五月	五九、七八〇円	五六、九七〇円	一二九月	七五、三四〇円
一〇四月	五九、一五〇円	五七、二六〇円	一二八月	七四、八〇〇円
一〇三月	五八、五三〇円	五五、三九〇円	一二七月	七四、〇一〇円
一〇二月	五七、二六〇円	五四、二一〇円	一二六月	七三、三六〇円
一〇一月	五六、六三〇円	五三、六一〇円	一二五月	七一、七〇〇円
九〇九月	五六、〇〇〇円	五四、二一〇円	一二四月	七〇、七一〇円
九〇八月	五五、三七〇円	五三、〇三〇円	一二二月	七〇、三八〇円
九〇七月	五四、七四〇円	五四、四四〇円	一二一月	六八、一〇〇円
九〇六月	五四、一一〇円	五二、八六〇円	一一九月	六八、七五〇円
九〇五月	五三、四九〇円	五〇、七〇〇円	一一八月	六六、四六〇円
九〇四月	五二、八八〇円	五〇、七〇〇円	一一七月	六六、二一〇円
九〇三月	五二、二七〇円	五〇、二二〇円	一一六月	六六、三一〇円
九〇二月	五一、六六〇円	四五、五五〇円	一一五月	六六、七一〇円
九〇一月	五一、〇四〇円	四八、九七〇円	一一四月	六四、九一〇円
八〇九月	四九、八一〇円	四八、三九〇円	一一三月	六四、二四〇円
八〇八月	四九、二二〇円	四七、二四〇円	一一二月	六三、六〇〇円
八〇七月	四八、五九〇円	四七、九八〇円	一一一月	六一、九一〇円
八〇六月	四七、三七〇円	四六、七六〇円	一一〇月	六〇、二一〇円
八〇五月	四六、七六〇円	四六、〇八〇円		
八〇四月	四六、一六〇円	四四、三六〇円		
八〇三月				

官 報 (号 外)

一三七月	八〇、七一〇円	七七、四一〇円	一六四月	九九、四九〇円	九五、〇二〇円
一三八月	八一、三九〇円	七八、〇六〇円	一六五月	一〇〇、一〇〇円	九五、六八〇円
一三九月	八二、〇七〇円	七八、七〇〇円	一六六月	一〇〇、九一〇円	九六、三五〇円
一四〇月	八二、七五〇円	七九、三四〇円	一六七月	一〇一、六一〇円	九七、〇一〇円
一四一月	八三、四一〇円	七九、九七〇円	一六八月	一〇一、三四〇円	九七、六八〇円
一四二月	八四、一〇〇円	八〇、六一〇円	一六九月	一〇三、〇七〇円	九八、三五〇円
一四三月	八四、七八〇円	八一、二五〇円	一七〇月	一〇三、八〇〇円	九九、〇三〇円
一四四月	八五、四六〇円	八一、八九〇円	一七一月	一〇四、五三〇円	九九、七一〇円
一四五月	八六、一五〇円	八一、五四〇円	一七二月	一〇五、二六〇円	一〇〇、三九〇円
一四六月	八六、八五〇円	八三、一九〇円	一七三月	一〇五、九九〇円	一〇一、〇七〇円
一四七月	八七、五四〇円	八三、八四〇円	一七四月	一〇六、七二〇円	一〇一、七五〇円
一四八月	八八、二四〇円	八四、四九〇円	一七五月	一〇七、四五〇円	一〇一、四一〇円
一四九月	八八、九三〇円	八五、一四〇円	一七六月	一〇八、一八〇円	一〇三、一〇〇円
一五〇月	八九、六三〇円	八五、七九〇円	一七七月	一〇八、九一〇円	一〇三、七八〇円
一五〇月	九〇、三三〇円	八六、四四〇円	一七八月	一〇九、六四〇円	一〇四、四六〇円
一五〇月	九一、〇一〇円	八七、〇九〇円	一七九月	一一〇、三七〇円	一一〇、一四〇円
一五〇月	九一、七三〇円	八八、七四〇円	一八〇月	一一一、一一〇円	一〇五、八一〇円
一五〇月	九二、四一〇円	八九、三九〇円	一八一月	一一一、八五〇円	一〇六、五一〇円
一五〇月	九三、一一〇円	八九、〇四〇円	一八二月	一二二、六〇〇円	一〇七、二〇〇円
一五〇月	九三、八一〇円	九〇、三六〇円	一八三月	一二三、三五〇円	一〇七、九〇〇円
一五〇月	九四、五二〇円	九一、〇三〇円	一八四月	一二四、一〇〇円	一〇八、五九〇円
一五〇月	九五、二三〇円	九一、六九〇円	一八五月	一二四、八四〇円	一〇九、二九〇円
一五〇月	九六、六五〇円	九六、三六〇円	一八六月	一二五、五九〇円	一〇九、九八〇円
一五〇月	九六、九四〇円	九六、六九〇円	一八七月	一二六、三四〇円	一一〇、六七〇円
一六〇月	九七、三六〇円	九三、〇二〇円	一八八月	一二七、〇九〇円	一一一、三七〇円
一六〇月	九八、〇七〇円	九三、六九〇円	一八九月	一二七、八三〇円	一一二、七六〇円
一六〇月	九八、七八〇円	九四、三五〇円			
一六〇月					
一九〇月					
一九〇月	一一八、五八〇円	一一九、七六〇円			

## 官 報 (号外)

一九一月	一九三〇円	一一三、四五〇円	二二八月	一四〇、三七〇円	一一一、八〇〇円
一九二月	一一〇、〇八〇円	一一四、一五〇円	二二九月	一四一、一七〇円	一一三、五四〇円
一九三月	一一〇、八四〇円	一一四、八五〇円	二三〇月	一四一、九八〇円	一一四、二八〇円
一九四月	一一一、六一〇円	一一五、五六〇円	二三一月	一四一、七八〇円	一一五、〇一〇円
一九五月	一一二、三八〇円	一一六、二七〇円	二三二月	一四二、五九〇円	一一五、七六〇円
一九六月	一一三、一五〇円	一一六、九八〇円	二三三月	一四四、四〇〇円	一一六、五〇〇円
一九七月	一二三、九二〇円	一一七、六八〇円	二三四月	一四五、二一〇円	一一七、二四〇円
一九八月	一二四、六九〇円	一一八、三九〇円	二三五月	一四六、〇一〇円	一一七、九八〇円
一九九月	一二五、四六〇円	一一九、一〇〇円	二三六月	一四六、八一〇円	一一八、七一〇円
一九〇月	一二六、二三〇円	一一九、八一〇円	二三七月	一四七、六一〇円	一一九、四六〇円
一九〇月	一二七、〇〇〇円	一二〇、五一〇円	二三八月	一四八、四三〇円	一二〇、二〇〇円
一九〇月	一二七、七七〇円	一二一、二二〇円	二三九月	一四九、一五〇円	一二〇、九五〇円
一九〇月	一二八、五四〇円	一二一、九三〇円	二三〇月	一五〇、〇七〇円	一二一、七〇〇円
一九〇月	一二九、三一〇円	一二二、六四〇円	二三一月	一五〇、九〇〇円	一二二、四六〇円
一九〇月	一二九、〇九〇円	一二三、三六〇円	二三二月	一五一、七二〇円	一二三、二一〇円
一九〇月	一二九、八八〇円	一二四、〇八〇円	二三三月	一五一、五四〇円	一二四、九七〇円
一九〇月	一二九、一四〇円	一二五、二六〇円	二三四月	一五一、三七〇円	一二五、七一〇円
一九〇月	一二九、四六〇円	一二六、九八〇円	二三五月	一五四、一九〇円	一二六、四七〇円
一九〇月	一二九、八一〇円	一二七、七〇〇円	二三六月	一五六、〇一〇円	一二六、二三〇円
一九〇月	一二九、一四〇円	一二八、四三〇円	二三七月	一五六、八四〇円	一二六、九八〇円
一九〇月	一二九、三九〇円	一二九、一五〇円	二三八月	一五六、六六〇円	一二七、七四〇円
一九〇月	一二九、一八〇円	一二九、八八〇円	二三九月	一五七、四八〇円	一二八、四九〇円
一九〇月	一二九、九七〇円	一二九、六〇〇円	二四〇月	一五八、三二〇円	一二九、二五〇円
一九〇月	一二九、七六〇円	一二九、三三〇円	二四一月	一五九、一四〇円	一二九、三六〇円
一九〇月	一二九、五〇〇円	一二九、一五〇円	二四二月	一五九、九七〇円	一二九、三六〇円
一九〇月	一二九、三三〇円	一二九、一五〇円	二四三月	一六〇、八一〇円	一二九、四一〇円
一九〇月	一二九、一六〇円	一二九、一五〇円	二四四月	一六一、六四〇円	一二九、四八〇円

一四五月	一六一、四七〇円	一五四、五四〇円
一四六月	一六三、三一〇円	一五五、六〇〇円
一四七月	一六四、一四〇円	一五六、六六〇円
一四八月	一六四、九七〇円	一五七、七一〇円
一四九月	一六五、八一〇円	一五八、七八〇円
一五〇月	一六六、大四〇円	一五九、八四〇円
一五一月	一六七、四七〇円	一六〇、九〇〇円
一五二月	一六八、三一〇円	一六一、九六〇円
一五三月	一六九、一九〇円	一六二、七八〇円
一五四月	一七〇、〇七〇円	一六三、六〇〇円
一五五月	一七〇、九五〇円	一六四、四一〇円
一五六月	一七一、八三〇円	一六五、二四〇円
一五七月	一七一、七一〇円	一六六、〇六〇円
一五八月	一七三、六〇〇円	一六六、八八〇円
一五九月	一七四、四八〇円	一六七、七〇〇円
一六〇月	一七五、三六〇円	一六八、五一〇円
一六一月	一七六、二四〇円	一六九、三四〇円
一六二月	一七七、一一〇円	一七〇、一六〇円
一六三月	一七八、〇〇〇円	一七〇、九八〇円
一六四月	一七八、八九〇円	一七一、八〇〇円
一六五月	一八〇、六七〇円	一七三、四八〇円
一六六月	一八一、五七〇円	一七四、三一〇円
一六七月	一八二、四六〇円	一七五、一六〇円
一六八月	一八三、三六〇円	一七六、〇〇〇円
一六九月	一八四、二五〇円	一七七、六八〇円
一七〇月	一八五、一四〇円	
一七一月		

一七二月	一八六、〇四〇円	一七八、五一〇円
一七三月	一八六、九三〇円	一七九、三六〇円
一七四月	一八七、八三〇円	一八〇、一〇〇円
一七五月	一八八、七三〇円	一八一、〇四〇円
一七六月	一八九、六二〇円	一八一、八八〇円
一七七月	一九〇、五二〇円	一八二、七三〇円
一七八月	一九一、四二〇円	一八三、五九〇円
一七九月	一九二、三二〇円	一八四、四五〇円
一八〇月	一九三、二二〇円	一八五、三二〇円
一八一月	一九四、二二〇円	一八六、一七〇円
一八二月	一九五、〇三〇円	一八七、〇三〇円
一八三月	一九五、九三〇円	一八七、八八〇円
一八四月	一九六、八三〇円	一八八、七四〇円
一八五月	一九七、七三〇円	一八九、六〇〇円
一八六月	一九八、六三〇円	一九〇、四六〇円
一八七月	一九九、五三〇円	一九一、三二〇円
一八八月	二〇〇、四四〇円	一九二、一八〇円
一八九月	二〇一、三九〇円	一九三、〇五〇円
一九〇月	二〇二、三四〇円	一九三、九三〇円
一九一月	二〇三、二九〇円	一九四、八一〇円
一九二月	二〇四、二四〇円	一九五、六九〇円
一九三月	二〇五、一九〇円	一九六、五七〇円
一九四月	二〇六、一四〇円	一九七、四五〇円
一九五月	二〇七、〇九〇円	一九八、三三〇円
一九六月	二〇八、〇四〇円	一九九、二一〇円
一九七月	二〇九、九九〇円	二〇〇、〇九〇円
一九八月	二〇九、九四〇円	二〇〇、九七〇円

## 官報(号外)

二九九月	一一〇、八九〇円	一一〇、八五〇円	三六六、九七〇円	一一六、四六〇円
三〇〇月	一一一、八四〇円	一一〇、七八〇円	三七七、一〇〇円	一一七、四〇〇円
三〇一月	一一一、八〇〇円	一一〇、六三〇円	三八八、〇一〇円	一一八、三四〇円
三〇二月	一一三、七六〇円	一一〇、五三〇円	三九〇、〇四〇円	一二九、一八〇円
三〇三月	一一四、七一〇円	一一〇、四五〇円	一四一、〇七〇円	一三〇、一三〇円
三〇四月	一一五、六八〇円	一一〇、三三〇円	一〇六、三一〇円	一三一、一七〇円
三〇五月	一一七、六〇〇円	一一〇、三一〇円	一〇九、〇九〇円	一三二、一一〇円
三〇六月	一一七、六〇〇円	一一〇、八三〇円	一四四、一四〇円	一一三、〇五〇円
三〇七月	一一八、五六〇円	一一〇、八一〇円	一四五、一六〇円	一一三、九九〇円
三〇八月	一一九、五二〇円	一一〇、九〇〇円	一四九、一六〇円	一一四、九三〇円
三〇九月	一一〇、四八〇円	一一〇、八三〇円	一四六、一八〇円	一一五、八八〇円
三〇十月	一一一、四四〇円	一一一、七三〇円	三七九、一三〇円	一一六、八四〇円
三〇十一月	一一一、四〇〇円	一一一、六三〇円	三三八、一六〇円	一一七、八〇〇円
三〇十二月	一一三、三六〇円	一一三、五三〇円	三三九、一九〇円	一一八、七七〇円
三一〇月	一一四、三〇〇円	一一四、四五〇円	三四〇、一三〇円	一一九、七三〇円
三一〇月	一一五、二八〇円	一一五、三七〇円	一五一、三五〇円	一一〇、七〇〇円
三一〇月	一一六、二五〇円	一一六、二九〇円	一五三、三八〇円	一一一、六六〇円
三一〇月	一一七、二二〇円	一一七、二一〇円	一五四、四一〇円	一一一、六二〇円
三一〇月	一一八、一八〇円	一一八、二三〇円	三四四月	一一三、五九〇円
三一〇月	一一九、一四〇円	一一九、九七〇円	三四五月	一一四、五五〇円
三一〇月	一一一、〇七〇円	一一〇、八九〇円	三四六月	一一五、四五〇円
三一〇月	一一一、〇三〇円	一一一、八一〇円	三四七月	一一六、四七〇円
三一〇月	一一九、九六〇円	一一三、七三〇円	三四八月	一五八、五三〇円
三一〇月	一一四、九三〇円	一一三、六五〇円	三四九月	一五九、五六〇円
三一〇月	一一四、九〇〇円	一一一、七一〇円	三五〇月	一六〇、六三〇円
三一〇月	一一四、五八〇円	一一四、五八〇円	三五一月	一六一、七一〇円
三一〇月	一一五、九五〇円	一一五、五〇円	三五二月	一六三、八六〇円

三五三月	一六三、八六〇円	一五一、三九〇円	一五一、四一〇円	一五一、三九〇円
三五四月	一六一、七九〇円	一五一、四〇円	一四五、四三〇円	一四五、四一〇円
三五四月	一六一、七一〇円	一四五、四一〇円	一四五、四〇円	一四五、四〇円
三五四月	一六一、七〇〇円	一四五、四〇円	一四五、四〇円	一四五、四〇円
三五四月	一六一、六九〇円	一四五、三九〇円	一四五、三九〇円	一四五、三九〇円
三五四月	一六一、六八〇円	一四五、三八〇円	一四五、三八〇円	一四五、三八〇円
三五四月	一六一、六七〇円	一四五、三七〇円	一四五、三七〇円	一四五、三七〇円
三五四月	一六一、六六〇円	一四五、三六〇円	一四五、三六〇円	一四五、三六〇円
三五四月	一六一、六五〇円	一四五、三五〇円	一四五、三五〇円	一四五、三五〇円
三五四月	一六一、六四〇円	一四五、三四〇円	一四五、三四〇円	一四五、三四〇円
三五四月	一六一、六三〇円	一四五、三三〇円	一四五、三三〇円	一四五、三三〇円
三五四月	一六一、六二〇円	一四五、三二〇円	一四五、三二〇円	一四五、三二〇円
三五四月	一六一、六一〇円	一四五、三一〇円	一四五、三一〇円	一四五、三一〇円
三五四月	一六一、六〇〇円	一四五、三〇〇円	一四五、三〇〇円	一四五、三〇〇円
三五四月	一六一、五九〇円	一四五、二九〇円	一四五、二九〇円	一四五、二九〇円
三五四月	一六一、五八〇円	一四五、二八〇円	一四五、二八〇円	一四五、二八〇円
三五四月	一六一、五七〇円	一四五、二七〇円	一四五、二七〇円	一四五、二七〇円
三五四月	一六一、五六〇円	一四五、二六〇円	一四五、二六〇円	一四五、二六〇円
三五四月	一六一、五五〇円	一四五、二五〇円	一四五、二五〇円	一四五、二五〇円
三五四月	一六一、五四〇円	一四五、二四〇円	一四五、二四〇円	一四五、二四〇円
三五四月	一六一、五三〇円	一四五、二三〇円	一四五、二三〇円	一四五、二三〇円
三五四月	一六一、五二〇円	一四五、二二〇円	一四五、二二〇円	一四五、二二〇円
三五四月	一六一、五一〇円	一四五、二一〇円	一四五、二一〇円	一四五、二一〇円
三五四月	一六一、五〇〇円	一四五、二〇〇円	一四五、二〇〇円	一四五、二〇〇円
三五四月	一六一、四九〇円	一四五、一九〇円	一四五、一九〇円	一四五、一九〇円
三五四月	一六一、四八〇円	一四五、一八〇円	一四五、一八〇円	一四五、一八〇円
三五四月	一六一、四七〇円	一四五、一七〇円	一四五、一七〇円	一四五、一七〇円
三五四月	一六一、四六〇円	一四五、一六〇円	一四五、一六〇円	一四五、一六〇円
三五四月	一六一、四五〇円	一四五、一五〇円	一四五、一五〇円	一四五、一五〇円
三五四月	一六一、四四〇円	一四五、一四〇円	一四五、一四〇円	一四五、一四〇円
三五四月	一六一、四三〇円	一四五、一三〇円	一四五、一三〇円	一四五、一三〇円
三五四月	一六一、四二〇円	一四五、一二〇円	一四五、一二〇円	一四五、一二〇円
三五四月	一六一、四一〇円	一四五、一一〇円	一四五、一一〇円	一四五、一一〇円
三五四月	一六一、四〇〇円	一四五、一〇〇円	一四五、一〇〇円	一四五、一〇〇円
三五四月	一六一、三九〇円	一四五、九〇〇円	一四五、九〇〇円	一四五、九〇〇円
三五四月	一六一、三八〇円	一四五、八〇〇円	一四五、八〇〇円	一四五、八〇〇円
三五四月	一六一、三七〇円	一四五、七〇〇円	一四五、七〇〇円	一四五、七〇〇円
三五四月	一六一、三六〇円	一四五、六〇〇円	一四五、六〇〇円	一四五、六〇〇円
三五四月	一六一、三五〇円	一四五、五〇〇円	一四五、五〇〇円	一四五、五〇〇円
三五四月	一六一、三四〇円	一四五、四〇〇円	一四五、四〇〇円	一四五、四〇〇円
三五四月	一六一、三三〇円	一四五、三〇〇円	一四五、三〇〇円	一四五、三〇〇円
三五四月	一六一、三二〇円	一四五、二〇〇円	一四五、二〇〇円	一四五、二〇〇円
三五四月	一六一、三一〇円	一四五、一〇〇円	一四五、一〇〇円	一四五、一〇〇円
三五四月	一六一、三〇〇円	一四五、〇〇円	一四五、〇〇円	一四五、〇〇円

二五三月	一六四、九四〇円	一五一、三八〇円
二五四月	一六六、〇一〇円	一五三、三七〇円
二五月	一六七、〇九〇円	一五四、三五〇円
二五六月	一六八、一七〇円	一五五、三四〇円
二五七月	一六九、一五〇円	一五六、三三〇円
二五八月	一七〇、三一〇円	一五七、三一〇円
二五九月	一七一、四〇〇円	一五八、三〇〇円
二六〇月	一七一、四八〇円	

## (同則に關する経過措置)

第十一条 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第一条から第九条まで及び前条に定めるもののが、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

## 理由

最近における社会経済事情の変化に対応し、小規模企業共済制度の安定的運営の確保と充実を図るため、共済金の額を改定するとともに、共済契約者に対する貸付制度を拡充する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 1 小規模企業共済法の一部改正

- (一) 共済金の受給方法について、一時金払と分割払を併用して、共済金の一部を分割払により、残金を一時金として支給を受けることができるものとする。
- (二) 掛金月額及び掛金納付月数に応じて定まる基本共済金の額を改定する。

## 右

衆議院議長 伊藤宗一郎殿  
商工委員長 古賀 正浩  
平成十年十一月八日

中小企業事業団として七十億円が計上されている。右報告する。

一部改正については、公布の日から施行する。この法律の施行前に共済契約者となつた者に対する共済金の算定等に関する経過措置を定める。

(二) この法律の施行前に共済契約者となつた者に対する共済金の算定等に関する経過措置を定める。

(三) その他所要の規定の整備等を行うほか、所要の経過措置を講ずる。

## 二 議案の可決理由

本案は、小規模企業共済制度の安定的運営の確保と充実を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由

本案は、小規模企業共済制度の安定的運営の確保と充実を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

## 三 本案施行に要する経費

平成十年度一般会計補正予算に、中小企業事業団出資金として七十億円が計上されている。

第一項中「労働力」を「中小企業者が行う労働力」に、「ために中小企業者が行う」に改め、「措置」の下に「及び良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に係る措置」を加える。

第三条第一項中「労働力」を「中小企業者が行う労働力」に、「ために中小企業者が行う」に改め、「措置」の下に「及び良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に係る措置」を加える。

第四条第一項中「職業」を「職業」に、「もの」を「もの又は新たな事業の分野への進出若しくは事業の開始(以下「新分野進出等」という。)に伴つて実施する」とにより良好な雇用の機会の創出に資するものに改める。

第七条第一項第三号中「なつてゐる者」の下に「第五号及び」を、「措置」の下に「(同号)の措置に該当するものを除く。」を加え、同項に次の二号を加える。

四 認定中小企業者であつて、新分野進出等に伴い新たに労働者を雇い入れ、認定計画(当該新分野進出等に伴つて実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する改善事業についての計画に限る。次号において同じ。)の目標を達成したものに対して、必要な助成及び援助を行うこと。

五 認定中小企業者であつて、その雇用する労働者又は内定者に關し、新分野進出等に伴い

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する法律案の目的及び要旨

報告書

(一) この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、2の中小企業事業団法の

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律

職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置(当該新分野進出等に係る新たな事業における業務に就く者の有する能力を有效地に發揮することができるようにするものと認められるものに限る)を講じ、認定計画の目標を達成したものに対して、必要な助成及び援助を行うこと。

第七条第一項中「第一号及び第三号」を「第二号及び第五号」に、「労働者を雇用していない中小企業者(同項第一号又は第三号の措置を講じた後、労働者を雇い入れたものに限る。)を雇用保険法第五条第一項の適用事業の事業主と、前項第三号」を「同項第三号及び第五号」に、「同法」を「雇用保険法」に改める。

第八条第一項、第十一条第一項及び第十二条第三項中「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」を「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に改める。

第十六条第一項中「確保」の下に「及び良好な雇用の機会の創出」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(新たな事業の創出を促進するための施策との総合的な実施)

第十六条の二 国は、中小企業における良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善を促進するために必要な施策と新たな事業の創出を促進するための施策と効果的に講ずるよう努めるものとする。

附則第二条を次のように改める。

(受給資格者であった中小企業者に対する特例)

第一条 政府は、第七条第一項第四号に規定する認定中小企業者のうち、次に掲げる要件を満たすものに対しては、同号に規定する助成及び援助に付し、当該認定中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進する範囲内において特別の措置を講ずるものとする。

一 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)の施行の日から雇用及び失業の動向を参考して政令で定める日までの間に、第四条第一項の認定を受けたこととなつた改善計画(事業の開始に伴つて実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する改善事業についての計画に限る)を当該認定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出した者であること。

二 当該認定中小企業者の前号の事業の開始の日の前日において、雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者であつたこと。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」を「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に改め、法律の題名を「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出するための雇用管理の改善の促進に関する法律」に改め、法の目的に、中小企業における良好な雇用の機会の創出のため、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進することによ

り、受給資格者であった中小企業者に対する特例)

第一条 政府は、第七条第一項第四号に規定する管理の改善の促進に関する法律に改める。

一 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)別表第三第一号(九十七の十)

二 職業安定法(昭和二十一年法律第一百四十一号)第十二条第三項

三 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二百六号)第十条の四第一項第四号及び第四十二条の七第一項第四号

四 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第二十号の十五

五 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第三十九条第一項

六 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八百三号)第三条第一項第六号の五

(労働省設置法の一部改正)

第四条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六百六号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十三号の二中「労働力」を「中小企業者が行う労働力」に、「ために中小企業者が行う」を「ための」に改め、「措置」の下に「及び良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に係る措置」を加え、同条第五十一号中「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」を「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に改め。

第五条第五十一号の三及び第十条第一項中「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善に関する法律」を「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出するための雇用管理の改善の促進に関する法律」に改め、法の目的に、中小企業における良好な雇用の機会の創出のため、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進することによ

り、中小企業における雇用機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に改める。

一 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)別表第三第一号(九十七の十)

理由

中小企業における雇用機会の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新分野進出等に伴い良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に関する計画を作成し、これを実施した中小企業者に対し、雇用保険法の雇用安定事業及び能力開発事業としての助成及び援助等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨

本案は、中小企業における雇用機会の重要性にかんがみ、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、新分野進出等に伴い良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に関する計画を作成し、これを実施した中小企業者に対し、雇用保険法に基づく助成及び援助等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の題名を「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出するための雇用管理の改善の促進に関する法律」に改め、法の目的に、中小企業における良好な雇用の機会の創出のため、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進することによ



年 度	額に 号地 に係 るもの に相当 する借入 金限 度第四 条第五 項	そ の 他 の も の
平成十三年度	一一千七百五十三億円	一兆二百四十二億八千二百八十二万九千円
平成十四年度	三千百十五億円	五千七百四十八億円
平成十五年度	三千五百三十四億円	七千百五十七億円
平成十六年度	三千八百八十六億円	九千八百六十九億円
平成十七年度	四千二百八十一億円	一兆千二百七十七億円
平成十八年度	四千六百九十七億五千五百万円	一兆三千八百一億円
平成十九年度	三千五百十三億円	一兆四千七十五億円
平成二十年度	二千三百七十八億円	一兆五千四百七十六億円
平成二十一年度	一千五百六億円	一兆七千十二億六千万円
平成二十二年度	二千七百五十七億八千五百万円	一兆四千六百六十九億四千万円
平成二十三年度	四百二十九億円	一兆五百四十四億五千万円
平成二十四年度	二百三十四億円	七千八百三十一億円
平成二十五年度		六千四百三十三億六千五百万円
平成二十六年度		三千五百一億円
平成二十七年度		二千八百四十六億三千八百万円
平成二十八年度	千七百八十四億円	七千八百三十一億円
平成二十九年度	千八百六十五億円	六千四百三十三億六千五百万円
平成三十年度	千九百四十八億円	三千五百一億円
平成三十一年度	二千三百二十二億円	二千八百四十六億三千八百万円
平成三十二年度	一千三百一十七億円	千七百八十四億円
平成三十三年度	二千三百二十二億円	千八百六十五億円
平成三十四年度	三千七百三十七億円	千九百四十八億円
平成三十五年度	一千四百三十八億円	二千三百二十二億円
平成三十六年度	三千七百三十七億円	一千三百一十七億円
平成三十七年度	三千九百五億円	二千三百二十二億円

八億円」に、「一千五百四十七億円」を「一千五百六  
億円」に、「千七百三億円」を「一千七百五十七億  
八百五百万円」に改め、同条第三号の表中「四十  
八百四十九億円」を「三千百四十九億円」に、「四  
千七百四十六億八千万円」を「四千三百五十六億  
八千万円」に、「一千六百四十六億円」を「一千五百  
六億円」に、「一千三百四十七億円」を「一千一百  
十七億円」に、「三千八十九億円」を「一千九百五  
十九億円」に、「三千四百三十五億円」を「三千三  
百五億円」に、「三千八百三十六億円」を「三千七  
百六億円」に、「四千二百五十八億円」を「四千百  
二十八億円」に、「四千百七十四億千四百八十八万九千  
万九千円」を「四千四十四億千四百八十八万九千  
万九千円」に改める。

附  
錄

- 2 1  
この法律は、公布の日から施行する。  
平成十年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から地方交付税法第二十条の第三第一項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下「返還金等の額」という。）と千三百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と千三百億円との合算額を控除した額の

百分の六に相当する額に返還金等の額と十二三百億円との合算額を加算した額とする。

地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成十年度分の地方交付税の

総額について加算措置を講ずることともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額する等の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- (内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方交付税の総額を確保するため、平成十年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額する等の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地方交付税の総額の特例

地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成十年度分の総額の特例として、四千億円を加算するとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を一兆六千九百五十五億七千万円増額すること。

2 平成十年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。

3 その他所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成十年度分の地方交付税の総額について加算措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

## 三 本案施行に要する経費

平成十年度一般会計補正予算(第3号)の歳出において平成十年度の特例加算額として四千億円、また、交付税及び譲与税配付金特別会計予算(特第2号)の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入において借入金の追加額として一兆六千九百五十五億七千万円が計上されている。

右報告する。

平成十年十一月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿  
地方行政委員長 坂井 隆憲

平成十年十一月七日  
止に関する法律案  
右の議案を提出する。  
財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案

提出者  
伊藤 英成 日野 市朗  
上田 清司 池田 元久  
生方 幸夫 海江田万里  
北脇 保之 中川 正春  
原口 一博  
賛成者 安住 淳外八十三名

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律  
(財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行の停止)  
第一条 財政構造改革の推進に関する特別措置法の施

(平成九年法律第二百九号)附則第十条、附則第

十三条、附則第十五条、附則第十七条及び附則第十九条の規定を除く。)は、この法律の施行の日から同日以後二年を経過する日までの間、その施行を停止する。

(財政構造改革の推進に関する特別措置法の見直し)

第一条 財政構造改革の推進に関する特別措置法について、財政及び経済の状況の変化を踏まえ、財政の健全化の目標及びその達成の期限その他財政構造改革の在り方について見直しを行ふものとし、前条に規定する期間の末日までに、財政構造改革の推進に関し必要な法的整備を行うものとする。

2 前項の財政の健全化の目標及びその達成の期限についての見直しは、次に掲げる方針に従つて行うものとする。

一 財政の健全化の目標については、一会计年度の国及び地方公共団体の公債の発行額及び借入金の額の総額を当該会計年度の国内総生産(国際連合の定めた基準に準拠して経済企画庁が作成する国民経済計算の体系における国内総生産をいう。)の額で除して得られる数值を百分の三以下とする。

二 財政の健全化の目標の達成の期限についての見直しは、当該期限を延長することができる。

3 本法律は、公布の日から施行するものとする。

4 本法律は、公布の日から施行するものとする。

5 本法律は、公布の日から施行するものとする。

**理由**

最近における我が国の経済の状況にかんがみ、財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行を停止することともに、その間に、財政構造改革の在り方について見直しを行うものとする。この法律は、公布の日から施行するものとする。

(1) 財政の健全化の目標については、一会计年度の国及び地方公共団体の公債の発行額及び借入金の額の総額を当該会計年度の国内総生産の額で除して得られる数值を百分の三以下とする。

(2) 財政の健全化の目標の達成の期限についての見直しは、次に掲げる方針に従つて行うものとする。

1 財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行の停止

財政構造改革の推進に関する特別措置法は、この法律の施行の日から同日以後二年を経過する日までの間、その施行を停止するものとする。

2 財政構造改革の推進に関する特別措置法の見直し

財政構造改革の推進に関する特別措置法について、財政及び経済の状況にかんがみ、財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行を二年間停止することともに、その間に、財政構造改革の在り方について見直しを行おうとするもので、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

平成十年十一月八日

財政構造改革に関する特別委員長 麻生 太郎  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

第一条 財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行の停止)

官報(号外)

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案

右  
国会に提出する。

平成十年十一月二十七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案

停止に関する法律

財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第百九号。附則第十条、第十三条、第十五条、第十七条及び第十九条の規定を除く。)は、別に法律で定める日までの間、その施行を停止する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 財政構造改革の推進に関する特別措置法の再施行のために必要な措置については、この法律が施行された後の我が国及び地方政府の財政の状況等を踏まえて講ずるものとする。

理 由

我が国の厳しい経済情勢を踏まえ、財政構造改革を推進するという基本的考え方は守りつつ、我が国の経済の回復を図るため、財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行を停止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(内閣提出)に関する報

告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国の厳しい経済情勢を踏まえ、財政構造改革を推進するという基本的考え方は守りつつ、我が国の経済の回復を図るため、財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行を停止しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 財政構造改革の推進に関する特別措置法は、別に法律で定める日までの間、その施行を停止することとする。
- 2 この法律は、公布の日から施行することとする。
- 3 財政構造改革の推進に関する特別措置法の再施行のために必要な措置については、この法律が施行された後の我が国及び地方政府の財政の状況等を踏まえて講ずるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、我が国の厳しい経済情勢を踏まえ、財政構造改革を推進するという基本的考え方は守りつつ、我が国の経済の回復を図るため、財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行を停止しようとするものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。右報告する。

平成十年十一月八日

財政構造改革に関する特別委員長 麻生 太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成十年十一月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

財政構造改革に関する特別委員長 麻生 太郎

正

八四二〇各省各庁

九二三 関する法 関する件

衆議院会議録第一号(中正誤)

官 報 (号 外)

平成十年十一月八日 衆議院会議録第五号

明治三十五年三月三十日  
郵便物送司

発行所  
二東京一  
番五〇一  
大四都五  
号港区一八  
藏省印  
刷局目  
電話  
03  
(3587)  
4294  
定価  
配本体  
送  
料四〇〇  
円四〇